



設立20周年記念誌
広島県市町の文書保存の20年

20th
Anniversary

2023

広島県市町公文書等保存活用連絡協議会

写真で綴る広文協の20年



広文協準備会(広島県情報プラザ)
平成13年(2001)6月29日 53市町村から73名出席



広文協設立総会(広島県情報プラザ)
平成13年(2001)11月19日 初代の役員が登壇



平成13年度第2回研修会(県立文書館)
平成14年(2002)3月13日 設立初年度の研修会



平成14年度第1回研修会(坂町現地研修会)
平成14年(2002)8月2日 見学で講師に質問



平成14年度保存管理講習会(県立文書館と初共催)
平成14年(2002)11月23日 熊本県本渡市長の講演



平成17年度第2回研修会(廿日市市現地研修会)
平成18年(2006)2月10日 研修会後の情報交換会

写真で綴る広文協の20年



平成18年度第1回研修会(呉市現地研修会)
平成18年(2006)7月25日 大和ミュージアムで講師から説明



平成19年度第1回研修会(県立文書館)
平成19年(2007)9月26日 簡単な資料修復の実習



平成21年度研修会(福山市現地研修会)
平成22年(2010)1月29日 145名が参加



平成24年度第2回役員会(安芸高田市)
平成25年(2013)2月6日 県立文書館以外で開催



平成27年度保存管理講習会(県立文書館)
平成27年(2015)11月20日 古文書分科会でワークショップ



平成30年度第2回研修会(県立文書館)
平成31年(2019)1月31日 講師を交えてディスカッション

広島県市町公文書等保存活用連絡協議会 設立20周年記念誌

広島県市町の文書保存の20年

「広文協」20周年記念誌の刊行に当たって

21世紀幕開けの平成13年(2001)に発足した広島県市町公文書等保存活用連絡協議会(当時は「広島県市町村公文書等保存活用連絡協議会」。その後平成の市町村合併により村は消滅し平成19年(2007)に現名称へ変更されました。以下「広文協」と略称します。)は、令和3年(2021)かつてない多難な成人(当時)の年を迎えました。

平成13年(2001)は、国内で初めて狂牛病が発生した年です。幸い今日に至るまで、この家畜感染症がまん延することはありませんでしたが、また当時新型コロナウイルス感染症という言葉も生まれてはいません。

しかし、この新興の感染症のため、令和3年(2021)には、広文協に登録された多くの施設が感染拡大防止のためかなりの期間休館となりました。当館もそのひとつです。広文協も、発足以来初めて、対面実施の講習会、研修会などはすべて中止しました。

この記念誌は、このような多難な状況の中、令和4年(2022)から各施設の特徴的な収集資料などの寄稿をいただき、これらを取りまとめて住民の皆様にも広く公開していくために刊行されるものです。

令和5年(2023)3月、当館の所在する広島県情報プラザは、内外ともに防音膜に覆われ、薄暗い建物内は電動工具の鳴動音の中にあります。昭和の終わりに開館して35年余りが経過、現在壁面の改修工事が進められているのです。

一方、隣の公園は満開の桜をはじめ花盛りを迎え、家族や園児らの明るい歓声が響きわたっています。

改修工事も今年夏までには終わり、館内にも再び陽の光が差し込んできます。この記念誌をご覧いただいている方々も、新型コロナウイルス感染症という言葉は、もう過ぎたことと思われるかもしれません。そうした時がくることを、そして広文協が次の20年を迎えることを、その記録が更に紡がれていくことをも祈念して、発刊のご挨拶といたします。

令和5年(2023)3月

広島県市町公文書等保存活用連絡協議会
会長 木下 美樹生

目 次

広文協 20年の歩み 平成大合併・公文書管理法制定の中で 広島県立文書館名誉館員(元副館長) 安藤福平	6
広島県市町公文書等保存活用連絡協議会 会員及び登録部課・機関一覧	14
広島県市町公文書等保存活用連絡協議会 登録部課・機関の紹介	15
(1) 総務課グループ(アンケート結果)	15
(2) 文化財主管課グループ	26
1 広島市(市民局文化スポーツ部文化振興課)	26
2 呉市(文化スポーツ部文化振興課)	27
3 竹原市(教育委員会文化生涯学習課)	28
4 三原市(教育委員会教育部文化課)	30
5 尾道市(企画財政部文化振興課)	31
6 福山市(経済環境局文化観光振興部文化振興課)	32
7 府中市(教育委員会教育部教育政策課文化財室)	33
8 三次市(教育委員会文化と学びの課)	36
9 庄原市(教育委員会教育部生涯学習課文化振興係)	36
10 大竹市(教育委員会生涯学習課)	38
11 東広島市(教育委員会生涯学習部文化課)	40
12 廿日市市(教育委員会生涯学習課)	41
13 安芸高田市(教育委員会生涯学習課)	43
14 江田島市(教育委員会生涯学習課)	44
15 安芸郡府中町(教育委員会社会教育課)	45
16 安芸郡海田町(教育委員会生涯学習課)	47
17 安芸郡熊野町(総務部産業観光課)	48
18 安芸郡坂町(教育委員会生涯学習課)	49
19 山県郡安芸太田町(教育委員会教育課)	51
20 山県郡北広島町(教育委員会生涯学習課)	52
21 豊田郡大崎上島町(教育委員会教育課)	53
22 世羅郡世羅町(教育委員会社会教育課)	54
23 神石郡神石高原町(教育委員会教育課)	56

(3) 図書館・博物館・資料館・文書館等施設	58
1 広島市公文書館	58
2 広島平和記念資料館	60
3 公益財団法人広島市文化財団広島城	62
4 広島市郷土資料館	64
5 広島市立中央図書館	66
6 呉市中央図書館	68
7 呉市海事歴史科学館(大和ミュージアム)	70
8 市立竹原書院図書館	72
9 尾道市立中央図書館	73
10 福山市情報管理課(歴史資料室)	75
11 公益財団法人ふくやま芸術文化財団福山城博物館(附属鏡櫓文書館)	76
12 公益財団法人ふくやま芸術文化財団菅茶山記念館	78
13 大竹市立図書館	80
14 廿日市市宮島歴史民俗資料館	81
15 安芸高田市歴史民俗博物館	83
16 筆の里工房	84
17 広島県立文書館	86
広島県市町公文書等保存活用連絡協議会 年表	89
広島県市町公文書等保存活用連絡協議会研修会等の歩み	90
『広文協通信』総目録	94
広島県市町公文書等保存活用連絡協議会設置要項	103
広文協の会員と登録部課・機関数の変遷	103
広島県市町公文書等保存活用連絡協議会会則	104
広文協の役員部課・機関の変遷	105
被災(水損)文書のレスキュー体制	106

広文協 20年の歩み 平成大合併・公文書管理法制定の中で

広島県立文書館名誉館員(元副館長) 安藤福平

広文協の前史 広文協は2001年に設立されたが、10年余の前史がある。広島県立文書館が1990年度から開催してきている行政文書・古文書保存管理講習会である。

この講習会は、「公文書館法の趣旨にしたがい、歴史資料として重要な行政文書及び古文書等の散逸防止及び適正な保存管理並びにその利用に関し、市町村等の職員の知識の向上を図ることを目的とする」もので、したがって、講習会の対象者も市町村の文書管理担当職員と文化財担当職員が中心である。講習会は一日で、午前に講演、午後には行政文書分科会と古文書分科会を行うというのが、一般的なパターンとして定着した。

講演では、県外から先達・有識者を招き、公文書館法の周知徹底、文書のライフサイクル管理、文書館システム、先進事例の紹介などが行われた。分科会では、県立文書館職員が、自らの実務経験を踏まえながら文書館業務に関わる基本的事項について報告する一方、市町村職員による事例報告も行われ、経験交流が図られた。文書管理担当職員を対象とする行政文書分科会では、広島市を除いて文書館が設置されていないため、事例報告は専ら現用文書の管理がテーマとなった。文書館システムの上流部分にメスを入れることは重要であり、文書管理担当職員にとって、日常当面している問題であるだけに関心が高かった。その中で、「歴史資料として重要な公文書の保存」という課題の存在についても意識されるようになった。

このような講習会の積み重ねの上に、広島県市町村公文書等保存活用連絡協議会(広文協)が結成されたのである。

広文協の発足 広文協の設立が最初に提案されたのは1998年である。この年の10月、県立文書館主催の行政文書・古文書保存管理講習会において、「公文書等保存ネットワークの組織について」と題する資料を参加者に配付し、他県における同種の協議会の設置状況や、広島県での組織イメージを提示した。翌1999年の講習会では、「広島県市町村公文書等保存活用連絡協議会準備会の設立について」と題する資料を配付し、再度、文書館が考える協議会の提案を行った。2000年からは、県立文書館の職員が手分けして市町村を訪れ、協議会(広文協)の設立について説明と呼びかけを行った。なお、このとき市町村役場における文書管理・保管の現状を見学・調査させていただいた。これと並行して、県立文書館は市長会・町村会とも協議を行い、市町村を会員とする協議会の趣旨に同意をいただいた。その後、2001年6月29日準備会の開催を経て、2001年11月19日設立総会が開催され、正式に広島県市町村公文書等保存活用連絡協議会(略称、広文協)が発足した。

広文協は会の目的に「公文書館法の趣旨に基づき、県や市町村が保管している公文書等及び地域に伝存する古文書・記録類(公文書等)を歴史資料として保存活用することに関して、会員相互の連絡と協調を図り、もって行政の円滑な推進及び地域文化の振興に寄与すること」を掲げた。そして、事業として、(1)公文書等の保存活用に関する各種研修会の開催及び調査研究、(2)諸資料の収集配布及び情報の交換、(3)機関誌等の発行、(4)その他必要な事業を実施するとした。このうち、(1)について

は、春の総会後の講演会、秋の行政文書・古文書保存管理講習会（広島県立文書館と共催）のほか、年2回程度の研修会を開催することが恒例となった。(2)については、公文書保存管理、合併と公文書保存、公文書管理法・公文書管理条例、公文書館新設などをめぐる県内外の動向が会報紙面で紹介された。(3)については、会報『広文協通信』を発行することになり、年2回定期刊行され、今日までに43号を数えている。なお、2006年11月からは、広文協ホームページが広島県立文書館のホームページ内に開設され、『広文協通信』のバックナンバー PDFなども掲載されるようになった。

会員は1市町村1会員とし、関係部課・機関を登録することとした。文書主管課と文化財担当課は原則として登録し、図書館・資料館・市町村史編纂室などの関係機関も登録できるとした。発足間もない2002年6月の会員数は68、登録機関数は133にのぼった。県内の市町村数がまだ多かったのでこの数字になったが、合併により会員数は急減し、2006年5月には23会員、67機関となった。なお、市町村合併により県内の村が消滅したため、2007年5月、会の名称を広島県市町公文書等保存活用連絡協議会に変更した。

役員は会長・副会長・理事・監事を置き、事務局は広島県立文書館内に置くこととした。これまでのところ、歴代の会長は広島県立文書館長、副会長は広島市公文書館長が就任している。理事・監事には市町の文書主管課長や文化財担当の専門職員が就任している。また、部会を設置することも定められた。部会は、例えば文書保存管理、資料所在調査等、特定の問題の調査研究のため設置されることが想定されていた。事務局では、選別基準案づくり等の部会設置を企図したこともあったが、実現には至っていない。

合併と公文書保存 発足後、広文協は「市町村合併と公文書保存」の課題について取り組んでいる。2002年6月の総会では、筆者が「公文書の保存管理——市町村合併、文書の電子化のなかで」という講演を行い、昭和大合併の事例を紹介しながら、合併に伴う公文書散逸の危機について警鐘を鳴らした。続いて、11月の講習会では天草アーカイブズを設立した本渡市の安田公寛市長と同市教育委員会の平田豊弘氏を招き、それぞれ「市町村合併と文書保存」、「文書館（アーカイブズ）設置の取り組みと課題」と題する講演をお願いし、出席者に大きな感銘を与えた。

翌2003年6月の総会では、県内市町村長に対する要請文「市町村合併に際しての公文書等の保存について」が採択された。また、「市町村合併時の公文書保存について」と題する協議が行われ、事務局から現状と課題を報告するとともに、会員市町村の現状報告、意見交換が行われた。

このように広文協が市町村合併に際しての公文書の保存を高唱するなか、市町村の現場でこれに呼応する取組がなされた。高田郡六町合併協議会では、各町文書整理実施要領が定められ、各町の文書は要らないものから捨てることになっていた。ところが、広文協の研修会に参加した担当者が要らない文書の廃棄に疑問を持ち、合併協で歴史的な文書の保存を提案し、合意された。2002年12月筆者も合併協の場に招かれ、「市町村合併と歴史的公文書の保存」と題し、広文協の取組を紹介しながら報告した。こうして、各町の廃棄文書を吉田町歴史民俗資料館において保存することになった。この取組はマスコミの注目するところとなり、NHK広島放送局が「公文書を残せ」という特集番組を作成し、2003年1月16日、ローカルニュースの時間帯に放送した。

福山市は2003年2月3日に芦品郡新市町と沼隈郡内海町を編入合併したが、合併に伴う公文書廃棄防止に努めた。担当した市政情報課長の小川雅朗氏が次のように報告している。（『広文協通信』第4号）

新市町が合併を前に文書整理をしたという情報もたらされた。90年に導入した文書管理システムによって大量の文書廃棄を行ったという福山市の経験を思い起こし、直ちに新市町に対して廃棄予定公文書について廃棄留保の要請を行い、すでに倉庫内に箱詰めになっていた公文書約800箱を確保した。この廃棄予定公文書は、目録も作成されており、再選別するに当たって大いに役立つと考えている。

内海町にも同様の要請を行ったが、その時点では、すでに福山市への引継文書の選別が完了していた。不要文書はバインダーを取り外した状態で山積みになっていたが、無理をお願いして、再度、箱詰めをしていただいた。

廃棄留保となった新市・内海両町の公文書は、あわせて1,000箱近くになり、その保管場所として旧芦田支所の建物を転用することになった。この建物（芦田倉庫）には、福山市が過去の合併で引き継いで保存している文書、今後発生する歴史的公文書も保管することになった。その後福山市では、2008年に中央図書館の開館と合わせ、中央公園内「まなびの館ローズコム」3階に歴史資料室が開館した。条例による公文書館設置とはならなかったが、歴史資料室設置要綱、歴史資料室管理要領が定められ、歴史公文書の保存を制度的に保証するものとなった。福山市では合併公文書保存の取組の延長線上で、公文書館機能の拡充が大きく進んだのである。

東広島市は、合併前に「合併に伴う引継ぎ文書の管理等について」を各所属長に通知した。町担当課の事務室にある文書は、作成後1年以上経過した文書について東広島市総務課が引き継いで管理するものとし、支所書庫で保管することとした。町の書庫にある文書についても、原則として東広島市総務課が管理するものとし、町の文書主管課に引き継がれている文書は支所の書庫でそのまま保管、引き継がれていない文書も整理を行い支所の書庫で保管することとした。

以上、先進的事例を振り返ってみたが、合併公文書保存の取組は、多くの市町で実践され、その状況は広文協の研修会等で紹介され、『広文協通信』に掲載された。合併が一段落した2005年10月、広文協はアンケート「合併市町文書管理と古文書保存について」を全市町を対象に実施した。このうち、合併時の公文書保存については、具体的な措置を取ったと回答した自治体が7割近く（17合併市町のうち11）に上った。その内訳は、廃棄の凍結を求める通知文を出した1、空き施設に運搬し保存4、支所に保存・保管2、廃棄しないよう通知及び説明3、廃棄凍結の通知を出し空き施設に運搬1であった。このように多くの市町で合併公文書が保存されたのは、国・県から合併公文書が保存に関する通達が出されたこととあいまって、広文協の活動が公文書保存の気運を高めたためと推測される。

公文書管理法への対応 市町村合併が一段落すると、広文協の取組の中心は、合併時における公文書散逸防止から合併後の公文書管理に移っていった。このとき問題となっていたのは、電子システムの導入であったが、そのためにも現行の文書管理体制の改善ないし再構築の必要性が意識されていた。これと合わせて、国における公文書管理法制定の動きへの対応、とりわけ公文書管理条例制定が焦点となった。

国においては、2004年6月に「公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会」により報告書がまとめられた。その後、法制定を視野に「公文書管理の在り方等に関する有識者会議」が設置され、2008年11月最終報告が出され、これが公文書管理法の基になった。そして、2009年7月、公文書等の管理に関する法律（公文書管理法）が制定され、2011年4月に施行された。

『広文協通信』ではこれらの動きを逐一報じ、会員の関心を喚起した。また、国の動きに先んじて

公文書管理条例を制定した自治体の動向にも関心を寄せ、2004年2月には全国で最も早く条例を制定した熊本県宇土市、2006年5月には3番目に条例を制定した大阪市から講師を招き研修会を開催している。そして、2008年11月の行政文書・古文書保存管理講習会（県立文書館との共催）では「公文書管理の在り方等に関する有識者会議」のメンバーであった神奈川大学法学部の後藤仁氏を講師に迎え、出されたばかりの最終報告について縦横に語っていただいた。その後、公文書管理法制定を受けて、2010年1月福山市で研修会を開催し、内閣官房公文書管理検討室の植草泰彦参事官補佐に「公文書管理法が成立した今、何をすべきか」という演題で講演をしていただいた。参加者は10会員・136名（福山市職員120名を含む）、県職員3名、岡山県内の自治体職員6名の合計145名で、大盛況であった。求められているのは、公文書管理法に対応する自治体ごとの公文書管理条例の制定であることから、2010年11月の行政文書・古文書保存管理講習会では、当該分野の第一人者である早川和宏氏（大宮法科大学院大学・弁護士）に「公文書管理条例の制定に向けて～住民から信頼される自治体になるために～」という演題で講演していただいた。さらに、2012年5月には、同年4月に条例を施行した熊本県から講師を迎え報告していただいた。

こうした中で、県内でも条例制定の動きが起こった。広島県ではワーキンググループが設置され、条例制定に向け検討が重ねられた。2010年11月の行政文書・古文書保存管理講習会では、ワーキンググループの一員であった県立文書館の神原真一氏からその検討過程で得られた知見が披瀝された。ワーキンググループでは最終的な条例案が策定されたが、一部公文書管理法と異なった制度が盛り込まれていることに疑義が出され、条例制定は頓挫した。その後、公文書管理法への対応として2012年4月1日に「広島県文書等管理規則」を一部改正した。これに対し、安芸高田市では政令市を除く市としては公文書管理法制定後初の条例制定が実現した。以下、安芸高田市における条例制定までの取組を振り返ってみる。

安芸高田市では合併前から公文書保存管理に関して極めて前向きな動きが見られたことは前述した。合併協では新文書管理システム構築のため専門部会を設置して検討を始め、合併後、新文書管理システムが稼働した。電子決裁が可能なシステムであったが、システムで起案を作成して紙に打ち出し、紙で決裁しファイリングする方式をとった。ところが、紙文書のファイリングがシステムに登録されたとおりになされず、2年目以降大混乱となった。2007年11月に新庁舎移転を機に混乱状態の收拾に乗り出した。主な改善点は、第1に、各部に文書管理主任（計5人）、各グループに文書取扱員（計83人）を置く体制に変更した。第2に、ファイル基準の全面見直しである。文書分類が他市の借り物で実情に合っていなかったのを改め、ちょうどこの頃確定した事務事業評価の事業区分のうち細事業名を手掛かりにファイル基準を見直したのである。第3に、書庫管理（排架位置管理）の徹底である。これらがあいまって文書管理体制が画期的に刷新された。こうして、前述した歴史公文書保存の仕組みと合わせ、公文書管理法が求める公文書管理の仕組みが出来上がっていった。後は条文を作成するのみである。そして、2011年12月公文書管理条例が制定された。まさに担当者の高下正晴氏が述べたように「文書管理改善運動の延長で条例を作ることができた」のである。

おりから、第38回全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（全史料協）全国（広島）大会が、2012年11月広島市で開催され、安芸高田市の取組が紹介された。「地域社会とともに歩むアーカイブズー今、なすべきことー」をテーマとして掲げ、全国の公文書館や図書館、歴史資料館、自治体の総務課や歴史編さん担当など、歴史資料の保存や利用の業務に携わる関係者268名の参加があった。広文

協からは14市町(20機関)33名が参加した。この大会で、安芸高田市の高下正晴氏が、合併後に始めた「文書管理改善活動」が公文書管理法の考え方を取り入れて深化し、公文書管理条例を制定するに至った過程について紹介し、多くの参加者に感銘を与えた。

電子化への対応 文書の電子化への対応は、広文協発足時からの課題であった。2002年度の総会後の講演の演題は「公文書の保存管理―市町村合併、文書の電子化のなかで―」であり、合併とともに電子化がテーマになっていた。同年度の坂町における現地研修会では、坂町総務課の大島英司氏に「坂町文書管理の電子化について」報告していただき、活発な議論がなされた。2004年度には、ドキュメント・エンジニアリング研究所の西村健氏に「電子化と市町村文書管理の課題～市町村合併を視野に～」と題し、講演していただいた。XMLの推奨、電子化と業務改善の連動など専門的な内容で、参加者は電子化に伴う問題の広がり大きさに衝撃を受けた。翌2005年度は、「地方自治体の電子化と文書管理改善の課題～中国地方の事例から考える～」というテーマで、安芸高田市総務課・森川薫氏の現状報告、富士通中国システムズ・岡山情報処理センター両社のコンサルタントによる自治体における電子化の実情を聞くことができた。

広島県は都道府県の中で最も早くから電子システムの開発に取り組んできた。導入が始まったのは2002年8月であったが、それに先だって2001年11月広文協設立総会の前に開催された行政文書古文書保存管理講習会において、文書法制室・若林清美氏が「県庁LANと新しい文書管理システム」について紹介した。若林氏は、コンピュータ画面をプロジェクターに投影して、実際の操作を行いながら説明を加えた。県庁の電子化と文書管理システムがよくわかったという感想が多く参加者から寄せられた。その後の運用の状況については、2009年11月に再び若林氏(総務課)に登壇願い、システム改善の状況を含め報告していただいた。その後、2014年にシステムが更新され、運用が始まったことを踏まえ、2016年10月に総務課の大西明宏氏に更新の経緯や旧システムから大幅に改善された基本機能等について報告していただいた。市町より一歩先んじている広島県の報告が適時になされたことは、会員にとって裨益するところ大であったと思われる。なお、広文協では2016年8月に県内市町における文書管理システム導入の現状を把握するため、アンケート調査を実施している。

文書管理の改善 広文協では、毎年のように県外から講師を招き、優れた文書管理の仕組み、実践に学んだ。現用文書管理からアーカイブズ管理まで条例により仕組みを定めた宇土市(2003年度)、レコードスケジュールをいち早く導入していた大阪市(2006年度、2008年度)、ツミアゲ方式によりファイル基準表を運用した雲南市(2010年度)、文書管理体制再構築事業を通じて公文書館開館を目指した高松市(2014年度)などから報告していただいた。

県内では、安芸高田市にたびたび報告していただいたが、そのほか、本郷町(文書分類)、東広島(合併後から新庁舎移転にいたる文書管理の進展)、呉市、三次市、江田島市、北広島町などから報告をしていただいている。また、広島県からは2014年度に「広島県の文書事務」、2020年度に「広島県の行政文書作成等に関するガイドラインについて」の報告がなされた。

以上は、各自治体における実践を紹介する中で、その利点と問題点・課題に言及するものであった。それらと平行して、一般的に文書管理のあり方、実践的方法をテーマとする研修も随時なされた。2014年度には、国や自治体の文書管理改善を指導してこられた行政文書管理改善機構の廣田傳一郎氏を招き、これまでの文書管理の問題点と、今後の文書管理の規範となる「行政文書管理ガイドライン」の要点、及び文書管理の改善を成功に導くために留意すべき点や具体的な改善実践事例に

ついて講演していただいた。筆者もたびたび登壇させていただいた。「公文書管理の基礎知識」(2014年度)で記録管理国際標準(ISO15489)を概説し、「公文書管理業務について－文書係の仕事－」(2018年度)で文書管理業務を遂行する際の留意点を述べた。また、「文書分類の極意－ISO15489準拠・公文書管理法対応－」(2011年度)、「ファイル基準法(文書分類表)のつくり方」(2019年度)で文書管理の要である文書分類の考え方と技法を述べた。

評価選別収集(基準) 歴史公文書の選別収集について、選別収集の方法もさることながら、文書を選別する基準は、最大の難問であった。毎年生じる選別作業に加え、市町村合併時には、合併にともない生じた大量の不要文書をどうするかという問題もあった。広文協では、とりあえず「凍結保存」という声が有力となり、実際その方向で動いたが、凍結保存された文書の選別という課題はあまり遠くない将来に解決を迫られていた。筆者は2002年6月の総会後の講演に続き、『広文協通信』第3号で、市町村合併が進行する中でどのようにして公文書を保存していくか提案した。当面の文書廃棄の凍結を提案する一方、評価選別作業における主務課・文書主管課・歴史資料担当の役割分担、作業手順、選別基準についてアウトラインを示した。その後、2009年度には県立文書館の荒木清二氏により「行政文書の分類・保存年限設定・処分について－レコードスケジュールの作成に向けて－」の報告がなされた。この報告は、適切な分類・保存年限設定をすることで年々発生する公文書から重要なものを歴史公文書として保存する仕組みを提唱するものであった。広文協の役員会では早くから評価選別ガイドラインを策定することが議論されていた。筆者や荒木氏の報告でそのとっかかりは示されたものの、専門部会を設置して大々的な調査研究を進めることはできなかった。埼玉県地域史料保存活用連絡協議会はこれを実現した。『歴史的公文書収集の現状と評価選別』という報告書で、2015年2月にはその作成に関わった鈴木紀三雄氏(埼玉県行田市郷土博物館)にその概要を報告していただいた。

選別収集に関する実践報告も数多くなされた。前述したように福山市では廃棄留保となった旧町村公文書を芦田倉庫に保管していたが、その選別作業に取り組むことになった。その状況は広文協の現地研修会で担当職員から報告された。大阪府枚方市における保存年限満了文書の収集の実践(2003年度)、天草市立天草アーカイブズの「業務／文書システム／分析表」による評価選別(2006年度)など、県外自治体の実践からも多くを学んだ。

公文書館と公文書館機能 既設館の現状や課題に関しては、広島市公文書館(2004年度)、大阪市公文書館(2006年度)、広島大学文書館(2011年度)、三豊市文書館(2015年度)、香川県立文書館(2016年度)から報告していただいた。設立経緯を中心とした報告は、三豊市(2009年度)、高松市(2014年度)、太宰府市公文書館(2018年度)、常陸大宮市文書館(2022年度)から伺うことができた。このほか、2017年度にジャーナリストの松岡資明氏に「国立公文書館新館が問いかけるもの」という講演をしていただいた。

広文協が発足したものの、県内自治体では県立文書館と広島市公文書館以外に公文書館はなかなか誕生しなかった。それでもいくつかの芽生えはあった。広文協の研修会や『広文協通信』ではその模様を細大漏らさず取り上げてきた。安芸高田市や福山市については前述したので、ここでは加計町の文書館、大柿公文書館、廿日市市郷土資料室を紹介しておく。加計町では、2002年に開館した「川・森・文化・交流センター」の一室に町史編纂資料を収蔵する「文書館」が設置された。大柿町は、合併して江田島市となる前に、「大柿公文書館」という名の書庫を建設し、昭和大合併前の旧町村の

役場文書と現在の公文書も含めて整理・保存した。昭和大合併前の旧町村役場文書を収蔵する施設として1997年に設立された廿日市市郷土資料室は、平成の大合併でも合併町村の公文書の保管施設として活用され、廿日市市郷土文化研究会の協力を得て整理作業が進められた。以上の施設は条例に定められた公文書館ではないが、歴史公文書の保存という役割を果たすものであった。

館を建てるのは困難であっても、歴史資料として重要な公文書等を保存し、閲覧に供するといった公文書館機能を市町で備えることはできないか。おりから全史料協では公文書館機能の自己点検・評価指標（ゴールドモデルとミニマムモデル）を定める動きがあり、市町レベルでの公文書館設立が進まない中、広文協はこれに飛びついた。2010年10月には芳賀町総合情報館の富田健司氏を招き、栃木県芳賀町という小規模自治体における公文書館機能の導入事例を紹介していただいた。そして、広文協は2013年7月に公文書館機能の自己点検・評価指標の「ミニマムモデル」を活用し、広島県内23市町の公文書館機能をめぐる現状についてアンケート調査を実施した。その結果、歴史的公文書の選別・保存・利用に関して、規程等の中で全く位置付けがなされていない自治体が65%に及び、この数年間全く進展がないことが判明した。講評を依頼した富田氏は「今回の調査を通じて、改めて各市町が公文書館機能整備に係る課題を見出し、その改善に向けて取り組んでいただけることを期待したい」と述べた。広文協は有意義な研修を数多く実施してきたが、その割には、市町における公文書館機能の強化は実現されていないことを痛感させられた。

古文書取扱い・資料保存 以上、広文協の歩みを、公文書管理をめぐる問題を中心に記述してきたが、広文協は「地域に伝存する古文書・記録類」、すなわち古文書の保存活用に関わる研修についても注力してきた。その蓄積たるや目を見張るものがあり、別の機会に詳細な総括が必要と思われるが、ここでは、その概略を述べることにする。

古文書関係の研修では、資料所在調査、目録作成、装備、修復など、古文書の取扱いに関する基礎的な知識の普及が重視された。また、元興寺文化財研究所の金山正子氏による講演「『アーカイブ』を後世にのこすために今何が必要か—記録資料被害の早期発見と対処法—」（2007年度）をはじめ、資料保存、書庫の保存環境などに関する研修も継続的に実施された。その中でIPM（総合的有害生物管理）の有効性に着目するようになり、文化財虫菌害研究所の三浦定俊氏や九州国立博物館の木川りか氏に講演していただいた。また、IPMを実践していた県立文書館からもその経験が報告された。

災害と資料保存についても、広文協はたびたび取り上げてきた。阪神大震災を機に、歴史資料の被災が問題視されるようになり、被災資料の救出活動が行われるようになった。広文協でも広島歴史資料ネットワークの活動についての紹介があり（2006年度）、2011年9月広島県立文書館と広島大学文書館との間で「災害等の発生に伴う史・資料保護に関する相互協力協定」が締結され、広文協としてもこれらと連携することになった。その後、不幸にも災害が度重なり、県立文書館を中心に被災資料の救出・修復が実施された。2017年度には国文学研究資料館の青木睦氏に「被災アーカイブズの救助・復旧技術の実際」について講演をしていただき、同時にワークショップ「被災資料の乾燥・洗浄プログラム体験」を実施した。2019年度には国立歴史民俗博物館の天野真志氏による講演「歴史文化資料保全の取り組みを支えるために」と神戸大学の吉川圭太氏による「災害発生時の初期対応を考える」というワークショップを実施した。同年度には「広島県における被災文書の救出と保全活動について」の報告がなされ、また、隣県の倉敷市からも被災公文書救出と修復の取組について報告し

ていただいている。

研修の変わり種としては、BCP（事業継続計画）が取り上げられた。参加者にとって初耳であったろうBCPについて、専門家を招いて話を聞いたのである（それも2006年度と2011年度の2度も）。広文協の守備範囲を超えるテーマといえなくもないが、先駆的取組として誇ってよい。そのほか、市町村史編纂と資料所在調査・資料収集・資料保存に関わって千代田町・戸河内町・加計町・安芸津町史・坂町・福山市から報告していただいた。

おわりに わたしはこの原稿を『広文協通信』のバックナンバーを参照し、自分の記憶で補いながら書いた。『広文協通信』は43号を数え、もし本として刊行するなら優に1,000ページを超える大部の資料集となる。分量だけでなく、内容もたいへん優れている。県内自治体における貴重な実践報告が盛られているだけでなく、当該分野における第一人者あるいは先駆者による講演・報告がかなり忠実に再現されているのである。著名な方々であるだけに、同様の話をあちこちでされていると思うが、それを読むことができるのは『広文協通信』（「だけ」とはいわないが）である。ホームページに掲載されているので、全国の同業者にも裨益^{ひえき}している。そのことに確信をもって広文協の活動継続を誓いたい。

最後に私見を一言。広文協による公文書管理に関する研修について、3代目広文協会長の故石本俊憲氏が「賽の河原」と評していたのを今も思い出す。皆さん研修で有意義な話を聞いてなるほどと合点して職場に帰っていくのだが、その後の実践には結びついていない、ということである。公文書管理は役所全体、トップマネジメントに関わる大問題で、大きな山に例えることができる。担当者個人の意識が変わっても、山を動かすことは難しい。どうしたら山を動かすことができるだろうか？

広島県市町公文書等保存活用連絡協議会 会員及び登録部課・機関一覧

会 員	登録部課・機関	会 員	登録部課・機関	
広島市	広島市公文書館	東広島市	総務部総務課	
	市民局文化スポーツ部文化振興課		教育委員会生涯学習部文化課	
	広島平和記念資料館	廿日市市	総務部総務課	
	公益財団法人広島市文化財団広島城		教育委員会生涯学習課	
	広島市郷土資料館		宮島歴史民俗資料館	
	広島市立中央図書館	安芸高田市	総務部総務課	
呉市	総務部総務課			
	文化スポーツ部文化振興課		教育委員会生涯学習課	
	呉市中央図書館	安芸高田市歴史民俗博物館		
	呉市海事歴史科学館（大和ミュージアム）	江田島市	総務部総務課	
竹原市	総務企画部総務課行政係		教育委員会生涯学習課	
	教育委員会文化生涯学習課	府中町	総務企画部総務課	
	市立竹原書院図書館		教育委員会社会教育課	
三原市	総務部総務課	海田町	総務部総務課	
	教育委員会教育部文化課		教育委員会生涯学習課	
尾道市	総務部総務課法規文書係	熊野町	総務部総務課	
	企画財政部文化振興課		総務部産業観光課	
	尾道市立中央図書館	筆の里工房	坂町	総務部総務課
福山市	情報管理課（歴史資料室）	教育委員会生涯学習課		安芸太田町
	総務局総務部総務課	教育委員会教育課		
	経済環境局文化観光振興部文化振興課	北広島町	総務課	
	公益財団法人ふくやま芸術文化財団福山城博物館（附属鏡槽文書館）		教育委員会生涯学習課	
	公益財団法人ふくやま芸術文化財団菅茶山記念館		大崎上島町	総務企画課
府中市	総務部総務課	教育委員会教育課		
	教育委員会教育部教育政策課文化財室	世羅町	総務課	
三次市	総務部総務課		教育委員会社会教育課	
	教育委員会文化と学びの課	大田庄歴史館	神石高原町	総務課
庄原市	総務部総務課	教育委員会教育課		
	教育委員会教育部生涯学習課文化振興係	広島県	広島県立文書館	
大竹市	総務部総務課			
	教育委員会生涯学習課			
大竹市立図書館				

24 会員（県、市 14、町 9）63 登録部課・機関

広島県市町公文書等保存活用連絡協議会 登録部課・機関の紹介

令和4年（2022）5月27日（金）に開催された広文協総会において、「広文協20周年記念誌」編集に当たり、20年間の活動記録のほか、会員に役立つ情報等を取りまとめるとともに、各会員の活動についても広報することが決議され、広文協に登録いただいている全部課・機関から寄稿していただくことになりました。

そこで、63（24会員）の登録部課・機関を、(1)総務課グループ（23部課、前ページ）、(2)文化財担当課グループ（23部課、前ページ）、(3)図書館・博物館・文書館グループ（17館、前ページ）に分けて、11月9日付けで事務局から各登録部課・機関に対して寄稿を依頼しました。

その結果、63登録部課・機関のうち62から回答を得ました（このうち広島市公文書館については(1)と(3)を回答）。なお、内容は令和5年度末時点です。

(1) 総務課グループ（アンケート結果）

該当するものに○を付し、→以下の設問にもお答えください。（共通）

記載欄に該当する内容を記載してください。（共通）

問1 歴史資料保存規定の整備状況

保存年限が満了した公文書を廃棄又は引継ぎをする際に、歴史資料として認められるもの（以下「歴史資料」という。）について更に保存することを、文書事務取扱規程等に規定されていますか。（23部課の結果は22頁表の【問1】にまとめています。）

ア 規定している。 11/23（47.8%）

→規程名、条文の記載内容についてお答えください。

No.	規程名	条文の記載内容
1	広島市文書取扱規程	（第46条の2）公文書館長は、第43条の規定により引継ぎを受けた文書であつて次の各号に掲げるもので、歴史的・文化的資料として保存価値等を有すると認められるものを歴史資料文書として保存するものとする。 （1）永年保存の文書で、保存期間が30年を経過したもの （2）保存年限の経過した文書
5	尾道市文書事務取扱規程	（第56条第3項）保存期間の満了した文書であっても、歴史的、文化的資料として価値を有すると認められる文書については、資史料として保存するものとする。
6	福山市文書等取扱規程	（第48条第2項）保存年限満了後も歴史的、文化的資料として価値を有すると認められる文書等については、資史料として保存するものとする。
7	府中市文書等管理規程	（第49条第4項）保存年限満了後も歴史的、文化的資料として価値を有すると認められる文書等については、資史料として保存するものとする。
8	三次市文書取扱規程	廃棄文書を歴史的必要資料と認めるときは、適当な方法により永年保存とすることができる。
10	大竹市文書取扱規程	（第29条第2項）文書の保存期間は、文書の内容の効力、重要度、利用度及び次に掲げる基準等を勘案して、前項の種別に従い主務課長が決定する。 （1）第1種に属するものは、おおむね次のとおりとする。 エ 市史の資料となる文書 *第1種は「永年」

No.	規程名	条文の記載内容
13	安芸高田市 文書管理規程	(第50条第2項) 歴史資料担当課長は、前項の規定により総務課長から廃棄文書の目録を送付されたときは、その内容を調査し、市の歴史資料と認められる文書については引継ぐことができる。
	安芸高田市公文書等の 管理に関する条例	(第8条) 実施機関は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、第5条第5項の規定による定めに基づき、教育委員会に移管し、又は廃棄しなければならない。ただし、廃棄する行政文書ファイル等のうち、第5条第5項に規定する時期以降に新たに歴史公文書の基準に適合すると認められたものについては、同項の規定にかかわらず教育委員会に移管することができる。
15	府中町文書取扱規程	(第43条第2項) 廃棄又は削除を決定した保存文書で、教育委員会と協議し資史的価値があると認めたものは、資史料として保存することができる。
16	(海田町) 歴史的 文書の収集及び保存に 関する規程	(第3条) 文書を保存する課の長は、海田町文書取扱規程第47条の規定により廃棄することとされた文書のうちから次条に規定する選別基準に基づき、歴史的な文書を総務部総務課長に引き継がなければならない。
20	北広島町文書 事務取扱規程	(第44条第3項) 廃棄する文書のうち、歴史的資料として保存が必要と認められるものは、教育委員会へ移管するものとする。 ※保存については、教育委員会の判断による。
22	世羅町文書 事務取扱規程	(第11条第3項) 文書の文書分類記号及び保存年限は、別表第3の定めるところによる。(後略) (第11条別表第3) (保存年限) 永久保存 (文書等の区分) 15 町史の資料となるもの

イ 規定していない。 12/23 (52.2%)

→今後の予定についてお答えください。

(ア) 今後規定する。 0/12

(イ) 検討中 6/12 (50.0%)

(ウ) 規定の予定はない。 4/12 (33.3%)

(エ) その他 2/12 (16.7%)

庄原市(現時点では、方針は決まっていない)、廿日市市(文書管理システムの手引きに歴史資料文書について記載がされている。規則、訓令、告示形式の規程等に規定するかについては、検討中である)

問2 永年保存文書の有期限化

文書の保存年限の種別に、永年(長期)保存としているものはありますか。

(23部課の結果は22頁表の【問2】にまとめています。)

ア ある。 20/23 (87.0%)

→国は最長30年保存であり、他の地方自治体も永年保存を有期限化する動きがありますが、永年保存の有期限化について検討していますか。

(ア) 検討している。 0/20

(イ) 今後検討する。 8/20 (40.0%)

(ウ) 検討の予定はない。 10/20 (50.0%)

(エ) その他 2/20 (10.0%)

庄原市(現時点では、方針は決まっていない)、大竹市(他の地方自治体の動向を注視する)

イ ない。 3/23 (13.0%)

→保存期間は最長で何年としていますか。（ 年）

福山市 30年（延長含むと 60年）、安芸高田市 30年、海田町 30年

問3 歴史資料の収集

保存年限が満了した文書の中から歴史資料を収集していますか。

（23部課の結果は23頁表の【問3】にまとめています。）

ア 収集している。 10/23 (43.5%)

→収集する際の選別収集基準を定めていますか。

(ア) 定めている。 3/10 (30.0%)

→要綱・要領名をお書きください。（ ）

広島市（『広島市公文書館歴史資料文書評価選別方針』により選別）

福山市（歴史的文書の収集基準）

海田町（歴史的文書の収集及び保存に関する規程）

(イ) 定めていない。 7/10 (70.0%)

→どのように収集していますか。（収集方法）

呉市（市史及びその編さん上必要な資料を廃棄対象文書から選別）、大竹市（市史の資料編纂の担当課が、例年の文書の処分前に資料の閲覧又は複写する作業を依頼し、収集している）、廿日市市（保存年限が満了したものの中から、教育委員会担当者の判断で収集している）、安芸高田市（保存期間が満了した行政文書ファイル等について教育委員会担当者が判断して収集している）、坂町（各課担当者が文書の廃棄について協議し、必要なものがあれば収集）、北広島町（広文協研修会で得た他市町の基準を参考にして、教育委員会（生涯学習課）へ選別を依頼している）

イ 収集していない。 13/23 (56.5%)

→今後の予定についてお答えください。

(ア) 今後、収集することとし、選別収集基準を定める。 0/13

(イ) 収集することを考える。 7/13 (53.8%)

(ウ) 今後も収集する予定はない。 3/13 (23.1%)

(エ) その他（ ） 3/13 (23.1%)

庄原市（担当者の判断で永年文書としている）、江田島市（システムの設問のような収集はしていないが、必要が生じたときに随時検討する）、熊野町（現時点で方針が決まっていない）

問4 歴史資料の保存（※問3で「ア 収集している」と回答した市町のみお答えください。）

ア 収集した文書の保存場所はどこですか。

保存場所（ ）

（本庁舎以外の場合）本庁舎から km

広島市（広島市公文書館内の書庫、0.1km）、呉市（文化振興課市史編さんグループ（呉市中央図書館内）他、0.3～2.5km）、尾道市（尾道遺跡発掘調査研究所その他庁舎書庫、3km）、

福山市（歴史資料室（まなびの館ロースコム3階）、0.5km）、大竹市（本庁舎内、0km）、廿日市市（本庁舎等、0km）、安芸高田市（公文書収蔵庫（安芸高田市歴史民俗博物館）、1km）、海田町（新庁舎、0km）、坂町（坂町町民センター、0km（本庁舎隣り））、北広島町（北広島町役場本庁舎書庫の一角、0km）

イ 保存文書の管理はどこの課がしていますか。

課名（ ）

広島市（企画総務局公文書館）、呉市（文化振興課市史編さんグループ）、尾道市（企画財政部文化振興課その他関係各課）、福山市（情報管理課）、大竹市（総務部企画財政課）、廿日市市（総務部総務課、各支所地域づくり係）、安芸高田市（教育委員会生涯学習課（歴史民俗博物館））、海田町（総務課）、坂町（教育委員会生涯学習課）、北広島町（総務課（引継文書を保管する書庫内のため。規程上は、教育委員会））

ウ いつごろからの行政文書がありますか。

年代 明治・大正・昭和・平成・令和 年から

広島市（昭和から）、呉市（明治から）、尾道市（明治から）、福山市（明治から）、大竹市（明治10年代から）、廿日市市（明治3年から）、安芸高田市（明治から）、海田町（昭和35年から）、坂町（昭和から）、北広島町（昭和から）

エ 保存文書の目録を作成していますか。（結果は23頁表の【問4】にまとめています。）

(ア) 作成している。 6/10 (60.0%)

(イ) 作成中である。 3/10 (30.0%)

(ウ) 作成していない。 0/10

(エ) その他（ ） 1/10 (10.0%)

北広島町（現在収集済みのものは未整理。今後収集するものは、作成できるように準備している）

問5 歴史資料の利用（※ 問3で「ア 収集している」と回答した市町のみお答えください。）

歴史資料として収集した行政文書を一般の利用（閲覧）に供していますか。

（結果は24頁表の【問5】にまとめています。）

ア 一般の利用に供している。 3/10 (30.0%)

→利用に供する際の基準を定めているかどうかお答えください。

(ア) 定めている。 3/3 (100.0%)

→要綱・要領名をお答えください。 要綱・要領名（ ）

広島市（広島市公文書館管理運営要綱）、福山市（歴史資料室管理要領）、安芸高田市（安芸高田市特定歴史公文書の利用に関する規則）

(イ) 定めていない。 0/3

→どのようにして利用に供していますか。 利用に供する方法（ ）

イ 一般の利用に供していない。 7/10 (70.0%)

→今後の方針についてお答えください。

(ア) 今後、利用に供する。 0/7

- (イ) 今後、利用に供することを検討する。 5/7 (71.4%)
- (ウ) 今後も利用に供する予定はない。 0/7
- (エ) その他() 2/7 (28.6%)
尾道市(未定)、北広島町(情報公開請求は可能)

問6 合併市町村文書の保存・利用（※「平成の大合併」を行った市町のみお答えください。）

（結果は25頁表の【問6】にまとめています。）

ア 合併した旧市町村の行政文書を保存していますか。

- (ア) 保存している。 16/17 (94.1%) →イ～カの質問にもお答えください。

広島市（①合併時に現用文書として各担当課へ引き継がれた公文書については、「広島市文書取扱規程」に沿って各課等が管理するため、保存年限経過時等の取り扱いは本市行政文書と同じ。②合併時にすでに歴史資料文書として管理されていた文書（合併村役場文書・町誌編纂資料等）は、問4の歴史資料と同様に保存・管理している。

- (イ) 保存していない。 0/17
- (ウ) その他() 1/17 (5.9%)

安芸太田町（全て保存しているとは言えないが、相当数保存している）

イ 保存場所はどこですか。

保存場所() (本庁舎以外の場合) 距離 本庁舎から km

広島市（①現用文書として業務に用いているもの：各課の事務室又は文書担当課が管理する書庫（本庁部分については公文書館）、②歴史資料として保存・管理しているもの：公文書館の書庫、0.1km）、呉市（市役所本庁及び各市民センター、0～30km）、三原市（本郷支所・久井支所・大和支所、10～25km）、尾道市（各支所（因島総合支所、瀬戸田支所、御調支所、向島支所）、6～25km）、福山市（歴史資料室（まなびの館ロースコム3階）、0.5km）、府中市（市役所本庁書庫、上下支所、教育委員会書庫、25km）、三次市（各支所等、10～30km）、庄原市（本庁舎及び各支所、13～36km）、東広島市（本庁、黒瀬支所、福富支所、豊栄支所、河内支所及び安芸津支所、15～21km）、廿日市市（各支所、20km（佐伯支所））、安芸高田市（本庁書庫及び各支所書庫、7.8～15.1km）、江田島市（基本は、合併前旧町（事務組合）の各保存場所。施設再編による解体等があった場合は文書庫等、10km以内）、安芸太田町（本庁及び各支所、10km程度）、北広島町（本庁及び各支所）、大崎上島町（本庁、大崎支所、木江支所、5km）、世羅町（本庁倉庫・支所、14km）、神石高原町（本庁舎と各支所、12～20km）

ウ 保存文書の管理はどこの課がしていますか。 課名()

広島市（①については本庁部分の文書は公文書館、区役所分については各区区政調整課、②については公文書館）、呉市（総務課）、三原市（総務課、各支所地域振興課）、尾道市（各課）、福山市（情報管理課）、府中市（各文書担当課）、三次市（総務課）、庄原市（総務課（文書管理主管課）、（各支所地域振興室、教育委員会教育総務課））、東広島市（総務課（文書管理主管課）、各支所地域振興課）、廿日市市（総務部総務課及び各支所地域づくり係）、安芸高田市（総務課）、江田島市（各所管課）、安芸太田町（各担当課）、北広島町（総務課及び各

支所)、大崎上島町(総務課、教育委員会、大崎・木江窓口係)、世羅町(各担当課)、神石高原町(総務課)

エ いつごろからの行政文書がありますか。

年 代 明治・大正・昭和・平成 年から

広島市(明治から)、呉市(明治から)、三原市(明治から)、尾道市(昭和から)、福山市(明治から)、府中市(昭和40年から)、三次市(昭和から(発生年度が判別不明な古い行政文書を含む))、庄原市(昭和から)、東広島市(昭和から)、廿日市市(明治3年から)、安芸高田市(明治から)、江田島市(明治から)、安芸太田町(昭和から)、北広島町(昭和から)、大崎上島町(明治から)、世羅町(昭和から)、神石高原町(昭和から)

オ 保存文書の目録を作成していますか。(結果は25頁表の【問6】にまとめています。)

(ア) 作成している。 7/17 (41.2%)

(イ) 作成中である。 1/17 (5.9%)

(ウ) 作成していない。 6/17 (35.3%)

(エ) その他() 3/17 (17.6%)

三次市(文書管理システムにおいて、目録管理を行っている)、北広島町(本庁舎の書庫のものは作成している。支所のものは未整理)、世羅町(一部作成(古いものは作成していない))

カ 保存文書を一般の利用に供していますか。(結果は25頁表の【問6】にまとめています。)

(ア) 一般の利用に供している。 8/17 (47.1%)

→利用の基準等があればお答えください。 基準等()

広島市(・広島市公文書館管理運営要綱・広島市公文書館条例に基づく公文書等の利用申請に対する処分に係る審査基準)、三原市(情報公開条例の基準と同じ扱いで利用に供している)、福山市(歴史資料室管理要領)、庄原市(情報公開条例の基準と同じ扱いで利用に供している)、廿日市市(廿日市市情報公開条例(平成12年条例第1号))、安芸高田市(行政文書公開請求の手續に基づいて対応している)、安芸太田町(情報公開条例を基準としている)、神石高原町(情報公開条例の基準と同じ扱いで利用に供している)

(イ) 一般の利用に供していない。 9/17 (52.9%)

→今後の方針についてお答えください。

a 今後、利用に供する。 0/9

b 今後、利用に供することを検討する。 2/9 (22.2%)

c 今後も利用に供する予定はない。 6/9 (66.7%)

d その他() 1/9 (11.1%)

北広島町(情報公開請求は可能)

問7 その他（公文書管理上の課題等）

その他、公文書管理上の課題や、困っていること、広文協への要望等があれば、ご自由にお書きください。

No.	市 町 名	公文書管理上の課題等
1	広島市	<p>令和5年度以降、文書管理システムで作成された10年保存の電子文書及び併用文書が歴史資料文書の選別対象となる。これまで紙文書の歴史資料選別に際しては、公文書館の中間書庫への引継時に作成された文書引継書が公文書館で管理されていることから、対象となる文書の情報を早い時期から確認することが可能であったが、保存年限が3年以上の電子決裁の文書、電子供覧の文書及び併用決裁の文書の一部（電磁的記録として文書管理システムに記録されている部分）については、事案の処理の完結後、保存年限満了までの間、文書管理システム内で保存されることから、文書管理システムで作成された電子文書及び併用文書の電子部分については、主務課がシステム上で廃棄予定の意思決定をした後に対象文書のリストが作成されることとなる。このため、現状のタイムスケジュールでは、歴史資料の選別が行える期間が限られ、業務時間の確保が難しいことから、保存年限経過予定の文書及び廃棄対象文書のリスト抽出開始時期やリスト確認可能期間の調整、公文書館への廃棄予定文書の確認権限の付与などが課題となる。</p> <p>また、公文書館の中間書庫に引き継がれず、主務課で常用文書として保管されている文書の把握も課題である。</p>
6	福山市	<p>・歴史的文書の保管場所の確保 ・デジタル化への対応と人員確保 ・職員のスキルアップと若返り</p>
7	府中市	<p>公文書の管理等に関する重要性は認識している。全庁的にデジタル化への対応、職員のスキルアップと制度所管部署における人員確保が課題である。</p>
15	府中町	<p>・永年保存文書の有期限化 ・文書保存場所の確保（マイクロフィルム、データ化等保存形態の変更の検討も含む。） ・資史料として保存するための具体的な取扱いを定める ・今後も引続き研修等の実施をお願いします。</p>
19	安芸太田町	<p>計画的な文書整理が出来ておらず、管理台帳を整備する必要がある。</p>

【問1～4】

		問1 歴史資料保存規定の整備状況					問2 永年保存文書の有期限化							
		●保存年限が満了した公文書を廃棄又は引継ぎをする際に、歴史資料として認められるもの（「歴史資料」）について更に保存することを、文書事務取扱規程等に規定されていますか。					●文書の保存年限の種別に、永年（長期）保存としているものはありますか。							
		ア 規定している	イ 規定していない	→今後の予定についてお答えください。				ア ある	→永年保存の有期限化について検討していますか。				イ ない	↓ 保存期間は最長で何年として いますか。
				(ア) 今後規定する	(イ) 検討中	(ウ) い 規定の予定はな	(エ) その他		(ア) 検討している	(イ) 今後検討する	(ウ) い 検討の予定はな	(エ) その他		
1	広島市	○					○		○					
2	呉市		○			○	○			○				
3	竹原市		○		○		○			○				
4	三原市		○			○	○		○					
5	尾道市	○					○			○				
6	福山市	○										○	30年*	
7	府中市	○					○		○					
8	三次市	○					○			○				
9	庄原市		○				○				○			
10	大竹市	○					○				○			
11	東広島市		○		○		○		○					
12	廿日市市		○				○		○					
13	安芸高田市	○										○	30年	
14	江田島市		○			○	○			○				
15	府中町	○					○		○					
16	海田町	○										○	30年	
17	熊野町		○		○		○			○				
18	坂町		○		○		○		○					
19	安芸太田町		○		○		○			○				
20	北広島町	○					○			○				
21	大崎上島町		○		○		○		○					
22	世羅町	○					○			○				
23	神石高原町		○			○	○			○				
計		11/23	12/23	0/12	6/12	4/12	2/12	20/23	0/20	8/20	10/20	2/20	3/23	

*延長を含めると60年

問3 歴史資料の収集								問4 歴史資料の保存（※問3で「ア 収集している」と回答した市町のみお答えください。）			
●保存年限が満了した文書の中から歴史資料を収集していますか。								エ 保存文書の目録を作成していますか。			
ア 収集している	→収集する際の選別収集基準を定めていますか。		イ 収集していない	→今後の予定についてお答えください。				(ア) 作成している	(イ) 作成中である	(ウ) 作成していない	(エ) その他
	(ア) 定めている	(イ) 定めていない		(ア) 今後、収集することとし、選別収集基準を定める	(イ) 収集することを考える	(ウ) 今後も収集する予定はない	(エ) その他				
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>							<input type="radio"/>			
<input type="radio"/>		<input type="radio"/>						<input type="radio"/>			
			<input type="radio"/>		<input type="radio"/>						
			<input type="radio"/>		<input type="radio"/>						
<input type="radio"/>		<input type="radio"/>						<input type="radio"/>			
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>								<input type="radio"/>		
			<input type="radio"/>		<input type="radio"/>						
			<input type="radio"/>			<input type="radio"/>					
			<input type="radio"/>				<input type="radio"/>				
<input type="radio"/>		<input type="radio"/>							<input type="radio"/>		
<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>					<input type="radio"/>			
<input type="radio"/>		<input type="radio"/>						<input type="radio"/>			
			<input type="radio"/>		<input type="radio"/>						
			<input type="radio"/>		<input type="radio"/>						
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>								<input type="radio"/>		
			<input type="radio"/>						<input type="radio"/>		
<input type="radio"/>		<input type="radio"/>						<input type="radio"/>			
			<input type="radio"/>		<input type="radio"/>						<input type="radio"/>
			<input type="radio"/>		<input type="radio"/>						
			<input type="radio"/>			<input type="radio"/>					
10/23	3/10	7/10	13/23	0/13	7/13	3/13	3/13	6/10	3/10	0/10	1/10

【問5～6】

		問5 歴史資料の利用（※問3で「ア 収集している」と回答した市町のみお答えください。）							
		●歴史資料として収集した行政文書を一般の利用（閲覧）に供していますか。							
		ア 一般の 利用に 供して いる	→利用に供する際の 基準を定めている かどうかお答えく ださい		イ 一般の 利用に 供して いない	→今後の方針についてお答えください			
			(ア) 定めて いる。	(イ) 定めて いない		(ア) 今後、 利用に 供する。	(イ) 今後、 利用に 供する ことを 検討す る。	(ウ) 今後も 利用に 供する 予定は ない	(エ) その他
1	広島市	○	○						
2	呉市				○		○		
3	竹原市								
4	三原市								
5	尾道市				○				○
6	福山市	○	○						
7	府中市								
8	三次市								
9	庄原市								
10	大竹市				○		○		
11	東広島市								
12	廿日市市				○		○		
13	安芸高田市	○	○						
14	江田島市								
15	府中町								
16	海田町				○		○		
17	熊野町								
18	坂町				○		○		
19	安芸太田町								
20	北広島町				○				○
21	大崎上島町								
22	世羅町								
23	神石高原町								
計		3/10	3/3	0/3	7/10	0/7	5/7	0/7	2/7

問6 合併市町村文書の保存・利用（※「平成の大合併」を行った市町のみお答えください。）												
ア 合併した旧市町村の行政文書を保存していますか。			オ 保存文書の目録を作成していますか。				カ 保存文書を一般の利用に供していますか。					
(ア) 保存している	(イ) 保存していない	(ウ) その他	(ア) 作成している	(イ) 作成中である	(ウ) 作成していない	(エ) その他	(ア) 一般の利用に供している	(イ) 一般の利用に供していない	→今後の方針についてお答えください。			
									a 今後、利用に供する	b 今後、利用に供することを検討する	c 今後も利用に供する予定はない	d その他
<input type="radio"/>			<input type="radio"/>				<input type="radio"/>					
<input type="radio"/>			<input type="radio"/>					<input type="radio"/>				<input type="radio"/>
<input type="radio"/>			<input type="radio"/>				<input type="radio"/>					
<input type="radio"/>					<input type="radio"/>			<input type="radio"/>			<input type="radio"/>	
<input type="radio"/>				<input type="radio"/>			<input type="radio"/>			<input type="radio"/>		
<input type="radio"/>					<input type="radio"/>			<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		
<input type="radio"/>					<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>			<input type="radio"/>	
<input type="radio"/>					<input type="radio"/>		<input type="radio"/>					
<input type="radio"/>			<input type="radio"/>					<input type="radio"/>				<input type="radio"/>
<input type="radio"/>			<input type="radio"/>				<input type="radio"/>				<input type="radio"/>	
<input type="radio"/>			<input type="radio"/>				<input type="radio"/>				<input type="radio"/>	
<input type="radio"/>					<input type="radio"/>		<input type="radio"/>				<input type="radio"/>	
		<input type="radio"/>			<input type="radio"/>		<input type="radio"/>					
<input type="radio"/>						<input type="radio"/>		<input type="radio"/>				<input type="radio"/>
<input type="radio"/>			<input type="radio"/>					<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		
<input type="radio"/>					<input type="radio"/>		<input type="radio"/>				<input type="radio"/>	
<input type="radio"/>					<input type="radio"/>		<input type="radio"/>					
16/17	0/17	1/17	7/17	1/17	6/17	3/17	8/17	9/17	0/9	2/9	6/9	1/9

(2) 文化財主管課グループ

1 広島市（市民局文化スポーツ部文化振興課）

- ① 貴市町が指定する文化財のなかで、地元在市町らしいものを3つあげて、紹介して下さい。

【文化財名】旧広島地方気象台

【概要】 江波山の山頂に建っており、長年にわたり気象観測を行ってきた建物です。昭和9年(1934)に広島測候所として建築され、昭和20年(1945)の原爆投下では爆風によって窓が破壊されるなどの被害を受けました。現在は、気象と科学をテーマにした博物館である広島市江波山気象館として利用されています。昭和初期の広島市を代表する鉄筋コンクリート造建築であり、戦前の特徴とモダンなデザインをあわせもつ建物です。



【文化財名】広島城下絵屏風

【概要】 江戸時代中期の文化年間(1804～1807)の頃に描かれたと推定されています。作者や由来は明らかになっていませんが、町を東西につらぬく西国街道を中心に、城下町の様子が克明に描かれています。当時の城下町の家屋、商家や人々の生活の様子を目の当りに見ることができる資料はほとんど残っておらず、この絵屏風は江戸時代の城下町広島の様子を知ることができる数少ない資料のひとつです。



【文化財名】中野砂走の出迎いの松

【概要】 瀬野川中流の右岸に、「出迎いの松」と地元で呼び親しまれてきた5株のクロマツが並んでいます。ここはかつて西国街道の道筋にあたっており、出迎いの松は街道の名残とされ、広島市においてこれほどまとまって街道松が残っている例は他に見られません。「出迎いの松」の名は、参勤交代により江戸から国に帰る藩主を、家来たちがこの付近まで出迎えたことに由来しているともいいます。



- ② 貴市町が指定する文化財を保存し、次世代に向けて適切に継承していくために、貴市町ではどのようなことに力を入れていますか。

市指定文化財の所有者に対し文化財の保存・継承を呼びかけ、保存工事等を行う際には、補助金の交付を行っています。

- ③ 未指定文化財の保存・継承に対して、取り組んでいることはありますか。

市域の建造物や美術工芸品、芸能などについて、有識者の意見を踏まえつつ、指定に向けて体系的に調査・検討を行っています。

2 呉市（文化スポーツ部文化振興課）

- ① 貴市町が指定する文化財のなかで、地元の市町らしいものを3つあげて、紹介して下さい。

【文化財名】旧澤原家住宅（国重要文化財）

【概要】 江戸時代中期から現在まで活用されながら保存されており、生活文化史における近代化の変遷の歴史が建物に刻み込まれた歴史的建造物として貴重。



【文化財名】旧呉鎮守府司令長官官舎（国重要文化財）

【概要】 呉鎮守府開設に伴い、明治22年（1889）に軍政会議所兼水交社として建てられた。明治38年（1905）の芸予地震によって倒壊後、洋館部と和館部をもつ平屋建てに再建された。



【文化財名】呉市豊町御手洗伝統的建造物群保存地区（国選定）

【概要】 江戸時代に潮待ち・風待ちの港町として栄えた町並みが残る。

江戸時代から昭和初期に至るまで、瀬戸内海交通の中継港としての痕跡を今も集落内に留めている。



- ② 貴市町が指定する文化財を保存し、次世代に向けて適切に継承していくために、貴市町ではどのようなことに力を入れていますか。

呉市文化財保存事業費補助金の交付

歴史文化に関する取組を行っている市民団体等へのヒアリングと連携体制の構築

- ③ 未指定文化財の保存・継承に対して、取り組んでいることはありますか。

地域計画における未指定文化財のリスト化を実施中

未指定文化財を含めた関連文化財群としての活用を検討中

3 竹原市（教育委員会文化生涯学習課）

- ① 貴市町が指定する文化財のなかで、地元の市町らしいものを3つあげて、紹介して下さい。

【文化財名】竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区【重要伝統的建造物群保存地区】

【概要】 竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区には、江戸時代から昭和初期までの建造物がよく残っていることから、昭和57年（1982）に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されました。

竹原は江戸時代に入浜式塩田での製塩業で富を蓄積し、町人文化が発展しました。こうした背景をもとに、本瓦葺・灰色漆喰塗りの町屋が多く建てられました。

重伝建選定から40年が過ぎましたが、地域住民の地道な保存活動により、今日まで姿を変えることなく継承されてきました。



【文化財名】紙本著色竹原絵屏風【竹原市重要文化財】

【概要】 紙本著色竹原絵屏風は、江戸時代後半（1800年頃）の竹原の町並みを描いたものです。当時の町並みがわかるとともに、今日まで町の区画が変わらずに続いていることもよくわかります。

屏風の左側には照蓮寺・西方寺（普明閣）・長生寺といった寺院が並び、その眼下には竹原の町が広がっています。右側には、大型船から小型船に乗り換えて、竹原の港へ入ってくる船の様子をうかがうことができ、北前船の寄港地となった当時の風景が浮かんできます。



【文化財名】竹原町の長寿ブドウ（キャンベル・アーリー種）【竹原市天然記念物】

【概要】 竹原町皆実地区では、明治時代にブドウ栽培が始まりました。ブドウ栽培は大正時代に拡大し、現代でも栽培が続けられています。

令和3年8月に市の天然記念物に指定された竹原町の長寿ブドウ（キャンベル・アーリー種）は、大正7年（1918）に植栽されたと伝えられます。竹原でのブドウ栽培は、このキャンベル・アーリー種の芽変わり種が発見されたことで拡大していきました。商品作物において、樹齢100年を超える古木となることは全国的にも稀であり、今後も貴重な樹木の保存・管理に取り組んでいきます。



② 貴市町が指定する文化財を保存し、次世代に向けて適切に継承していくために、貴市町ではどのようなことに力を入れていますか。

文化財の保存・継承のためには、文化財を適切な保存状態のもと維持していくとともに、次世代への普及・啓発が大切だと強く考えています。

竹原市では、小・中・義務教育学校の児童・生徒が校外学習で、竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区、地区内にある市重要文化財の旧松阪家住宅、歴史民俗資料館などへ何度も訪れてくれています。校外学習には文化財担当職員が同行し、竹原の歴史・文化財について説明しています。また、定期的を開催する「たけはら歴史体験講座」は、親子で竹原の歴史・文化財に関心をもってもらう機会になっています。

③ 未指定文化財の保存・継承に対して、取り組んでいることはありますか。

竹原市では、現在文化財の調査に特に力を入れています。専門家による文化財調査を行うことで、歴史的・文化財的意義を適切に把握することができ、文化財指定へつなげたいと考えています。また、文化財調査は未指定文化財だけに対して行うものではないと考えており、すでに市重要文化財に指定されている文化財についても、近年見直しの調査を進めています。歴史に関する評価は時代を経るごとに変化することもあるため、最新の動向を踏まえた調査を行うことで、既指定文化財の新たな文化財的価値の発見につながっています。

4 三原市（教育委員会教育部文化課）

- ① 貴市町が指定する文化財のなかで、地元の市町らしいものを3つあげて、紹介して下さい。

【文化財名】史跡小早川氏城跡（三原城跡）

【概要】 小早川家文書によれば小早川隆景により永禄10年（1567）に築城されたとされますが、主に慶長年間から福島正則統治時代（江戸時代初期）に今のような城郭として整備されたと考えられます。天主台には天主閣は築かれず、隅には二重櫓が築かれていました。現在櫓は残存せず、天主台や船入櫓・中門の石垣などが残ります。



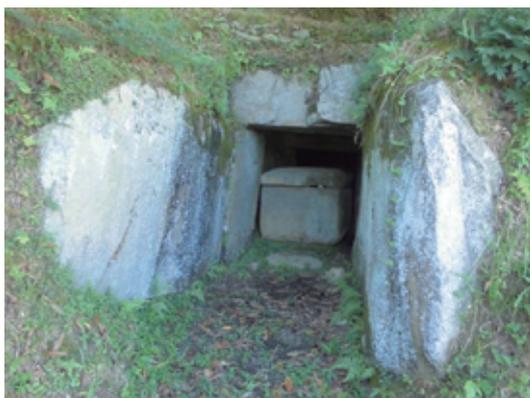
【文化財名】久井・矢野の岩海（久井岩海）

【概要】 府中市の矢野岩海とともに天然記念物に指定された久井岩海は、三原市の最高峰宇根山（標高699m）の山腹にあり、「ごうろ」とも呼ばれています。傾斜のゆるい谷間にそって、直径1～7mの大きな石（岩海礫）が重なり合って長く帯状に続いています。花こう岩の風化・侵食作用を示すものとして、学術上貴重なものです。



【文化財名】御年代古墳

【概要】 古墳時代末期（7世紀中頃）に築造された古墳で、円墳と考えられます。内部は花こう岩の切石で築かれた横穴式石室で、玄室が前室・後室に分かれます。石室内には、蓋石に縄掛突起のない刳抜式（くりぬきしき）の家形石棺が2つ置かれています。古墳内部から見つかった須恵器などの副葬品は、現在東京国立博物館所蔵となっています。



- ② 貴市町が指定する文化財を保存し、次世代に向けて適切に継承していくために、貴市町ではどのようなことに力を入れていますか。

三原市文化財保存活用地域計画に沿い、個別に進めていた文化財の保存・活用を市全体で計画的に進めていく。

- ③ 未指定文化財の保存・継承に対して、取り組んでいることはありますか。

大学や研究者により、市内に残る未指定文化財の調査・記録を行っている。

5 尾道市（企画財政部文化振興課）

① 貴市町が指定する文化財のなかで、地元の市町らしいものを3つあげて、紹介して下さい。

【文化財名】旧三井住友銀行尾道支店

【概要】 旧三井住友銀行尾道支店は、昭和13年（1938）建築の鉄筋コンクリート造、地下1階付3階建の建物である。住友銀行の建造物として、住友本店臨時建築部の流れをくむ、現在の日建設計の前身である長谷部・竹腰建築事務所の設計であり、昭和初期の銀行建築物の好例である。



また、本建造物が建つ場所周辺は、明治6年（1873）に住友家尾道分店を設置した場所でもあり、住友家が銀行業に参入する決議を行った「尾道会議」が行われた場所でもある。その後、明治28年（1895）に住友銀行尾道支店が設置され、開業している。まさに尾道と住友家の歴史の痕跡をのこしている場所であり、尾道市の貴重な歴史遺産であるといえる。

現在、本建造物を改修し、まちなか文化交流館（Bank）として開館しており、市民の文化活動や尾道の歴史文化を発信する場所として親しまれている。

【文化財名】本因坊秀策ゆかりの品々

【概要】 本因坊秀策は、幼名を桑原虎次郎といい、文政12年（1829）因島外浦町に生まれた。幼少から囲碁を学んだ秀策は、早くからその才能を見出され、6歳の頃には近郷に敵がなく、神童と称された。9歳で本因坊家に弟子入りし、20歳で第14世本因坊跡目となり、21歳で御城碁に出仕し、12年間で19連勝している。



江戸後期において囲碁の布石の基礎を築き、碁聖と仰がれる秀策は、碁に秀でていただけでなく、人としての品格も備えており、書や手紙に人柄がみてとれる。

現在、本因坊秀策ゆかりの品は、因島の本因坊秀策囲碁記念館で常設展示されている。その品々は、本因坊秀策の人柄と品格を偲ばせる貴重な遺産であり、囲碁文化の継承と本因坊秀策の顕彰に欠かせない資料である。

【文化財名】尾道ベッチャー祭

【概要】 ベッチャー祭は、一宮神社に伝わり、厄を祓い、無病息災を願う祭りであり、尾道の晩秋を代表する行事である。祭礼は、毎年11月1日から3日まで行われ、最終日の3日には、神輿を先頭に獅子、ショーキー（天狗面に鳥兜をかぶり、ささらを手にするひと）・ソバ（般若面をつけて、飾られた祝い棒を持つひ



と)・ベタ(大六天面をつけて、飾られた祝い棒を持つひと)の鬼の格好をした若者が街へ繰り出す。街かどからは、一般の子どもたちが、先を競って「ベッチャー」と大声で囃しながら行列の邪魔をし、鬼たちは追いかけて祝い棒やささらでたたく。

尾道の子どもならば、一度はたたかれたり、鬼を追いかけて、あるいは恐る恐る見たりしながら成長しており、この地で育った者にとって、街並みと行事が一体となって記憶に残る尾道の原風景の一つである。

② 貴市町が指定する文化財を保存し、次世代に向けて適切に継承していくために、貴市町ではどのようなことに力を入れていますか。

平成22年度に尾道市歴史文化基本構想及び文化財保存活用計画を策定、平成24年度に尾道市歴史的風致維持向上計画の認可を受け、市内全体の文化財の保存活用の推進に取り組んでいる。継続的に文化財の調査研究、そして指定等を進め、保存するとともに、指定文化財の保存修理や民俗文化財の活動継承に対する補助制度、調査記録等を尾道市史編さん事業への活用、未指定文化財を含めた尾道市の3つの日本遺産による情報発信や地域連携、文化遺産パートナー制度による市民への普及啓発に取り組んでいる。

③ 未指定文化財の保存・継承に対して、取り組んでいることはありますか。

市内の未指定文化財の中で、特徴的といえる石造物と民俗芸能について、平成20年度から悉皆調査を実施し、調査報告書や広報パンフレット等の配布を行っている。その他の未指定文化財についても、尾道市史編さん事業の中で、調査研究を行い、記録収集、情報発信を進めている。未指定文化財を日本遺産の構成文化財にすることで、周知を進め、その保存活用に取り組んでいる。

6 福山市(経済環境局文化観光振興部文化振興課)

① 貴市町が指定する文化財のなかで、地元由市町らしいものを3つあげて、紹介して下さい。

【文化財名】東京阿部家資料

【概要】旧福山藩主阿部家から寄贈・寄託された資料です。江戸時代から幕末の動乱期における福山藩の藩政資料をはじめ、代々幕府で要職を担った大名家である阿部家に伝わる心得や往復書簡、明治期以降の伯爵家の経営に関わる議事録などがあり、また歴代藩主遺愛の美術工芸品等を含みます(写真は阿部正弘「御書(鶴棲君子樹…)」)。



【文化財名】福禅寺対潮楼朝鮮通信使関係史料（福山市重要文化財）

【概要】江戸時代に朝鮮通信使の宿泊所とされた福禅寺に残る墨書や絵画です。また、朝鮮通信使一行が詠んだ漢詩文は木額や版木としても伝わっており、当時の鞆の浦での文化交流の一端が伺えます（写真は紙本墨書「対潮楼」）。



【文化財名】菅波信道一代記 75冊 附 箱2合（広島県重要文化財）

【概要】神辺本陣の主人、尾道屋菅波家の菅波信道(1792～1868)が残した自叙伝です。挿図も多く、本陣における様々な活動や廉塾での菅茶山による講座の様子、神辺宿周辺の風俗、安政の大地震やペリー来航などについても記録しており、当時の風俗等を知る上でも貴重なものです（写真は菅茶山の様子）。



② 貴市町が指定する文化財を保存し、次世代に向けて適切に継承していくために、貴市町ではどのようなことに力を入れていますか。

国指定の重要文化財や史跡を中心に適切な周期で保存修理・整備を実施し、次世代への確実な継承を図っています。

また、保存修理・整備の中で得られた知見や発見を市民に周知するため、現地説明会・見学会を積極的に実施しています。継承という視点では、こどもへのアプローチが必要不可欠であるため、実体験できる内容を設けるなど、誰でも参加できる内容としています。

③ 未指定文化財の保存・継承に対して、取り組んでいることはありますか。

2016年度（平成28年度）から2017年度（平成29年度）には市内に所在する辻堂・地神（石造物）の悉皆調査を実施したほか、2021年度（令和3年度）から6年間の計画で美術工芸品実態調査を実施し、未指定文化財の保存・継承のための調査を継続的に実施しています。

歴史資料室では、旧福山藩主阿部家から寄贈・寄託を受けた東京阿部家資料を保存・修繕し、年に一度企画展を開催して資料を公開しています。また、継続して資料の整理・調査を行っており、解説グループの協力のもと解説を進め、毎年翻刻した報告書を刊行し配布しています。

7 府中市（教育委員会教育部教育政策課文化財室）

① 貴市町が指定する文化財のなかで、地元の市町らしいものを3つあげて、紹介して下さい。

【文化財名】史跡 備後国府跡（平成28年10月3日指定・令和元年10月16日追加指定）

【概要】府中市の名称は、奈良・平安時代にこの地に備後国府が置かれたことに由来しており、備後国府跡は、本市のルーツ、原点ともいえる重要な遺跡です。

昭和42年（1967）以降、継続的に実施してきた発掘調査によって、府中市街地に地

方政治の拠点が存在したことを色濃く示す遺構・遺物が集中しており、国庁こそ未確認ながら、確認された遺構群が備後国府の多様な構成要素として理解できることが判明しました。そのうち、8世紀から12世紀に及ぶ遺構変遷が明らかになり、条件の整った金龍寺東地区およびツジ地区が平成28年（2016）に国の史跡に指定されました。令和元年（2019）に伝吉田寺地区の一部が追加指定されています。

ツジ地区では、硯や役人が身につけた腰帯具などのほか、備後国内ではほかに例をみない量の高級食器（国産施釉陶器や貿易陶磁器）が出土しており、国司館の存在が想定されています。

金龍寺東地区では、9世紀に乱石積基壇をもつ四面廂の瓦葺礎石建物が建てられ、南北棟の掘立柱建物と苑池が確認されています。西側に隣接する古代寺院の伝吉田寺と相互に関連して、国府の宗教施設等として機能していたと考えられています。



ツジ地区 区画溝と掘立柱建物跡



金龍寺東地区 礎石建物跡の基壇・階段

【文化財名】 広島県史跡 天領上下代官所跡（昭和16年3月10日指定）

【概要】 上下は、代官所（陣屋）が置かれたことにより、地域の政治的な中心地となり、石州街道の宿場町として、金融を中心とした商業の町として発展し、現在の町並みの原型が形づくられました。上下代官所跡は、上下のまちの歴史を語る上で欠くことの出来ない重要な遺跡です。

その歴史については、元禄11年（1698）に福山藩10万石（備後7郡と備中の一部）の藩主水野氏が断絶し、翌年に再検地された結果、旧福山藩領は15万石と算出されて5万余石が打ち出されました。元禄13年（1700）に福山藩（松平氏）が10万石で復活すると、残り5万石の幕府領を上下と備中笠岡で支配することになり、上下に、安那郡・神石郡・甲奴郡の71か村（約4万石）を管轄する代官所（陣屋）が設置されました。



史跡地に立つ石碑



発掘調査で確認された石垣

享保2年(1717)には、備後の幕府領のうち、約2万石が豊前中津藩領となって管轄地が縮小したことから上下代官は廃止されて、大森代官所(島根県大田市、石見銀山も管轄)の出張陣屋となり、明治元年(1868)に廃止されるまで、出張陣屋として存続しました。

その後は、平成19年(2007)に府中市上下支所が移転するまで、学校や役場として利用され、平成20年(2008)から実施された3ヶ年の発掘調査では、石垣や礎石など、陣屋時代の遺構が確認されています。

【文化財名】広島県重要無形民俗文化財 弓神楽(昭和46年12月23日指定)国選択文化財(昭和53年1月31日)

【概要】 弓神楽は、弓祈祷、神弓祭、内神楽ともよばれ、地域共同の荒神祭、私的な宅神祭に演奏されます。神座の前に揺輪を据え、弓を結び付け、銅拍子・笛の合奏で弦を打ち鳴らしながら、祭文を唱え土公神を祭り、五穀豊穡と家内安全を祈る神楽です。

また、土公(地霊の土公)を鎮める祭儀は、「延喜式」に鎮土公祭が見られるように、古代から行い継がれてきた伝統的な祭儀でもあります。打ち鳴らす弓弦の響き(打ち竹で弦を叩き、鳴る弦の威力により邪を祓う)、備後独特の語り口調による祭文が特徴で、祭壇の切り飾りの装飾も見事です。ラストの弓を揺輪からはずし、弓で千道を切り落とし、矢を2度放ち、祭場から邪霊を祓う場面は大きな見所となっています。

上下以外でも備北地域で行われている神楽ですが、文化財として指定されているのは上下の「弓神楽」です。

令和4年(2022)には、弓神楽保存会会長により、弓神楽を保存伝承していくための「備後弓神楽伝承解説書」が刊行されました。



祭文を唱え、弦を打ち鳴らす様子
(銅拍子と笛)



弓で千道を切り落とす様子

② 貴市町が指定する文化財を保存し、次世代に向けて適切に継承していくために、貴市町ではどのようなことに力を入れていますか。

所有者からの保存修理等の要望に、できる限り応えていくように調整しながら、保存や修理等に関する調査については、教育委員会で予算計上して対応するようにしています。

近年新たに指定された文化財について、所有者との保存継承(修理等)に関する協議を重ねているところであり、史跡備後国府跡については、地域住民への説明や広報を含めて、史跡整備に向けた取組をすすめています。

③ 未指定文化財の保存・継承に対して、取り組んでいることはありますか。

地域の方からの連絡や問い合わせ等に真摯に対応すること、現地に足を運ぶこと(現物を確

認すること)、調査することを心掛けていますが、全市的な悉皆調査の実施に至っていないことが課題です。また、人口減少と過疎化が進み、指定文化財の保存・継承が危ぶまれている中、未指定のまま消えていく文化財がないようにするために何ができるのか、他市町の取組状況等を聴くなどして、対策を講じたいと考えております。

8 三次市(教育委員会文化と学びの課)*

① 貴市町が指定する文化財のなかで、地元の市町らしいものを3つあげて、紹介して下さい。

【文化財名】史跡寺町廃寺跡

【概要】 飛鳥～平安時代にあった古代の地方寺院跡です。昭和59年(1984)に国の史跡指定を受けています。

日本最古の仏教説話集『日本霊異記』には、百済(現在の韓国)の僧 弘濟(ぐさい)が、三次の地に「備後三谷寺」というお寺を作ったという説話がかっこっています。寺町廃寺跡は、この「備後三谷寺」に比定され、寺院建立の経緯と経過がうかがえる日本でも数少ないお寺です。



【文化財名】重要文化財幡山家住宅

【概要】 建物の建築年代を示す資料はありませんが、手法から江戸時代中期の建築と考えられます。

建築年代よりも古い時代の形を残しているところが、この家の特徴といえます。曲がった柱を使うところや、土間周りから「かつて」にかけて上屋柱が並んでいるところは、掘立柱の民家の形式を受け継いだ特徴です。後世の改造も少なく、保存状態もよく、飾りのない素朴な民家です。



* 令和6年度から教育委員会社会教育課

9 庄原市(教育委員会教育部生涯学習課文化振興係)

① 貴市町が指定する文化財のなかで、地元の市町らしいものを3つあげて、紹介して下さい。

【文化財名】国指定名勝 帝釈川の谷

【概要】 帝釈川の上流にある石灰岩峡谷で、浸食によっていたるところに「天然橋」や洞窟が形成され、周辺の台地上には「ドリーネ」・「ウバーレ」が数多く存在する。なかでも峡谷にかかる石灰岩の天然橋「雄橋」は、世界最大級の天然橋として有名である。

帝釈峡にある多くの石灰洞窟のうち、白雲洞は照明施設が備えられ、鍾乳石や石筍が林立していて壮観である。

峡谷の南部に大正13年(1924)、水力発電のための人造湖(神竜湖)が作られ、遊覧

船に乗って峡谷美が満喫できる。また、この地帯を形成する石灰岩には、紡錘虫・サンゴ・ウミユリなどの化石が多く含まれている。

なお、峡谷には石灰岩地帯特有の動植物も豊富で、タイシャクギセル（陸生貝）やタイシャクメクラチビゴミムシ（昆虫）、タイシャクイタヤ（植物）など、「帝釈」の名を冠した当地特有の生物も少なからず知られている。



【文化財名】国指定史跡 佐田谷・佐田峠墳墓群

【概要】 本墳墓群は、弥生時代中期末から後期前葉（紀元前1世紀～1世紀頃）にかけて築造された8基からなる墳墓群である。

弥生時代中期末には古相の四隅突出型墳丘墓を含む多様な形態の墳墓が、墓坑の掘削・埋葬と墳丘の盛土を繰り返すことで徐々に構築されている。また、墓坑は並列に配置され、主に在地系の土器が周溝に据えられる。

弥生時代後期初頭以降には、墳形は方形台状墓が主となり、墳丘の構築後に墳頂部から墓坑が掘り込まれるようになる。また、大型墓坑を中心に、周囲に他の墓坑が配される墳墓が現れるなど、明確な中心埋葬がみられるようになる。それに加え、吉備系の土器が使用され、墓坑上に土器が供献されるようになる。

日本列島において首長墓が出現する弥生時代中期から後期にかけて、墳丘築造と埋葬の関係、埋葬施設の配置、墳墓祭祀の変遷が同一の墳墓群の中で明らかになった事例であり、地域間関係の展開と有力者集団内の構造の変化の実態を知る上で重要である。



【文化財名】国指定無形民俗文化財 比婆荒神神楽

【概要】 比婆荒神神楽は、本山三宝荒神に奉納する祖霊信仰の神楽で、鎮魂の要素を多分に残しているのが特色といわれ、特に託宣（神がかり）の神事を伝えている神楽は全国的にも貴重である。7年目・9年目・13年目・17年目・33年目（地域によって異なる）の式年には4日間にわたる大神楽を、その他の場合は2日間の小神楽を行うのが通例である（近年は大神楽は2日1夜、小神楽は1夜で行われることが多い）。

祭りの中心を担う当屋（頭屋）に荒神を迎え、土公神や荒神関係の祀りを行い、その後高殿に移り、「七座神事」、「神能」（国譲り・大蛇退治・岩戸開・大社・荒神・日本武など）をはじめ五行舞、竜押し、神懸りと託宣、荒神の送り返しなどを執り行なう。

発祥時期は不明であるものの、その歴史は朽木家文書などの文献・史料によってうかがうことができ、これらによると400年以上前から続いているものと推察される。

写真は「七座神事」のうち「猿田彦の舞」。



② 貴市町が指定する文化財を保存し、次世代に向けて適切に継承していくために、貴市町ではどのようなことに力を入れていますか。

天然記念物、史跡については草刈り等の整備など維持管理を毎年行っている。

また、民俗芸能団体に対して補助金を交付することで、保存・継承につながるよう支援を行っている。

③ 未指定文化財の保存・継承に対して、取り組んでいることはありますか。

未指定の埋蔵文化財については、赤色立体図を導入し、踏査や分布調査をこまめに実施することで保護を行っている。

10 大竹市（教育委員会生涯学習課）

① 貴市町が指定する文化財のなかで、地元の市町らしいものを3つあげて、紹介して下さい。

【文化財名】亀居城跡

【概要】 関ヶ原の戦いの後、安芸・備後の二か国を与えられた福島正則は、広島城へ入ると小方、三次、東城、三原など6つの支城を領内に築きました。

小方の城は1603年（慶長8）から築城が始められ、5年の歳月をかけ1608年（慶長13）に完成しました。

西国の毛利氏の上方への侵攻を防ぐ絶好の位置に築かれた平山城でしたが、幕府の圧力によりわずか3年後に破却されました。

築城当時は海に面して港を備え、山陽道を城内に取り込む構造で、その手法は朝鮮出兵時の「倭城」と共通点があります。本丸、二の丸、三の丸、有の丸など11の郭を備え、嚴重な石垣をめぐる堅牢な城でした。

当時、海から山の形を見ると亀の形に見えたことから、その名が付けられました。城跡一帯は公園として整備され、桜の名所となっています。



【文化財名】大瀧神社の奴行列と山車の風流（ふりゅう）

【概要】 大瀧神社祭は毎年10月の第3日曜日に行われ、祭りの行列はJR大竹駅前から出発して約3kmの道を練り歩き、大勢の見物客で沿道は埋め尽くされます。

本神輿、女神輿、子供神輿、奴行列、御所車、山車（6台）及び太鼓衆たち総勢千人

を超える華やかな大行列は見応え十分です。

その中の奴行列は道中奴で威勢のよい掛け声の特徴で、歩く所作だけでなく毛槍を投げ放って交換し合う動作は全国的にも珍しいとされています。

また、6つの地区が製作する飾り物の巨大な山車は、毎年時代物やアニメの場面など趣向を凝らしたもので、笛と太鼓にあわせ子供たちの元気な「わっしょい」の声により引かれていきます。

木製の古風な台車は、真ん中に大太鼓を据え、周りを見事な彫刻で施している大変貴重なものです。



【文化財名】旧山陽道木野川渡し場跡

【概要】 この渡し場跡は西国街道（旧山陽道）の安芸・周防両国の境にあります。

当時の渡し場付近は、舟渡しの所で川幅が約22m、水深は約1.4m、徒歩渡りの所で約0.7mでした。

舟渡しは、木野・小瀬両村から出された「渡し守」が2人1組で行い、その費用は両国が負担していました。江戸時代の終わり頃には、徒歩渡りは無料、舟渡し賃は人が2文、牛馬が4文、役人は無料でした。

安政の大獄で捕らわれた吉田松陰を乗せた駕籠もここを渡り江戸へ運ばれました。対岸の小瀬地区には、その時に松陰が詠んだ詩の石碑が建っています。

“夢路にも 帰らぬ関を 打ち越えて 今を限りと 渡る小瀬川”



② 貴市町が指定する文化財を保存し、次世代に向けて適切に継承していくために、貴市町ではどのようなことに力を入れていますか。

- ・文化財を紹介する説明板を設置している。
- ・民俗芸能の保存・継承のための補助事業を行っている。

③ 未指定文化財の保存・継承に対して、取り組んでいることはありますか。

市内に伝わる神楽は各地区の神楽団により継承されてきたが、地区住民の減少とともに団員の数も減り、残った者も高齢により舞うことができなくなったため、解散したり活動を休止せざるを得ない状況になっている。

令和5年度に「谷和神楽」を市指定の重要文化財に指定し、保存・継承のための補助金を交付した。

11 東広島市（教育委員会生涯学習部文化課）

① 貴市町が指定する文化財のなかで、地元の市町らしいものを3つあげて、紹介して下さい。

【文化財名】広島県安芸国分寺跡土坑出土品（重要文化財）

【概要】 西条町吉行の安芸国分寺跡で発見された、木簡、土器等多量の遺物が廃棄された大型土坑からの出土品一括、全252点。

国分寺建立の詔（741年）から9年目である「天平勝宝2年」（750年）の紀年がある木簡をはじめ、「安居」、「齋会」などの仏教行事や、「佐伯郡」、「山方郡」など安芸国内の郡名が記された墨書土器や木簡、角筆や物指などの木製品が目目される。これらは、国分寺で勤修された諸法会で用いた物品や荷札などを一括で廃棄したものと考えられ、当時の仏教行事の一端を示す資料として、学術的価値が高い。



【文化財名】畝山神社の巨樹群（広島県天然記念物）

【概要】 豊栄町清武の畝山神社の境内に生育する巨樹群。社殿の周囲に、県内最大級のオオツクバネガシやコウヤマキのほか、スギ、ヒノキ、ウラジログシなどの巨樹がみられ、貴重な叢林を形づくっている。オオツクバネガシやウラジログシは、この地方の気候的極相である自然林（モミ-カシ林）を構成する代表的な樹木であり、現在地に自生していたものが残され、保護されてきたものと考えられている。



【文化財名】三浦仙三郎酒造関係資料（東広島市重要文化財）

【概要】 賀茂郡三津村（現安芸津町）に生まれた三浦仙三郎（1847～1908）は、発酵の進みにくい軟水を用いた清酒醸造技術を確立し、この技術を公開するとともに、技術を習得した杜氏育成により日本近代清酒醸造史へ大きな足跡を残した。

本件は、自身の醸造法をまとめた『改醸法実践録』の草稿や温度目盛りの傍らに醸造工程名が墨書された赤液温度計など、現在の吟醸酒醸造の基礎となり、東広島市の酒造業の隆盛に寄与した三浦仙三郎の醸造技術を示す資料群である。



② 貴市町が指定する文化財を保存し、次世代に向けて適切に継承していくために、貴市町ではどのようなことに力を入れていますか。

・指定文化財を活用した教育普及事業

市内に所在する指定等文化財をバスで巡る「探検！文化財」や登録文化財特別公開など、普段見ることができない文化財の公開を通じて我が町の文化財への愛着を醸成しています。

・特別天然記念物オオサンショウウオの保護と活用

希少な繁殖地として知られる豊栄町に設置した「オオサンショウウオの宿」を活用し、痩せ个体やケガをしたオオサンショウウオを保護するとともに、保護期間中は、貴重なオオサンショウウオを間近で観察できる機会を提供しています。

③ 未指定文化財の保存・継承に対して、取り組んでいることはありますか。

・文化財基礎調査の継続的实施

民俗、石造物、古建築、近代化遺産、動植物など多岐な分野について未指定文化財の基礎調査を実施し、継続的に成果報告書を刊行しています。また、これら調査成果は、文化財の新指定へつながっています。

・出土文化財展示会の開催

市が保管する出土文化財を様々なテーマで調査研究し、その成果の展示を通じて埋蔵文化財への理解を深める機会を創出しています。

・市史編さん事業

令和3年度に着手した東広島市史の編さんを通じ、社会状況の変化から急速に失われつつある史料の保全を図るとともに、本市の歴史を明らかにし、郷土に対する理解と愛着を深めるきっかけづくりを目指しています。

12 廿日市市（教育委員会生涯学習課）

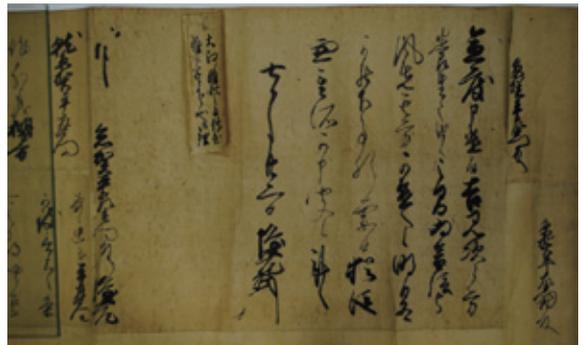
① 貴市町が指定する文化財のなかで、地元の市町らしいものを3つあげて、紹介して下さい。

【文化財名】紙本墨書 糸賀家文書

【概要】市指定重要文化財 古文書 2巻 平成28年3月4日指定

宮島歴史民俗資料館 宮島町191番地

糸賀家は、戦国時代の厳島神主家の家臣団である神領衆の一員であり、その居屋敷は廿日市の町中にあり、商業や流通にも関与していたと推測される。糸賀家に伝来した文書2巻19通と古文書写・系図等の附属資料を含む。年代的には、天文14年(1545)から元和8年(1622)に及ぶが、16世紀後半の天文・弘治・永禄年間のものが多い。文書には、戦国時代には新堤の築造による干拓が進行していたこと、廿日市と宮島が経済的に深いつながりを持っていたこと、廿日市の経済圏が石見国(島根県西部)にも及んでいたことなどが記されており、廿日市の町の成り立ちと発展がわかる資料である。



【文化財名】教覚寺山門

【概要】 市指定重要文化財 建造物 1棟 昭和51年11月16日指定
 教覚寺 津田2165番地

永泉山教覚寺の山門は、桁行2間(3.6m)、梁間1.5間(2.7m)、高さ8.2mの茅葺き中二階の木造鐘楼門である。建立は、第二次世界大戦末期まで設置の鐘に記されていた鑄造年と同時期である、元禄元年(1688)頃の建築と推定される。



【文化財名】大般若経

【概要】 市指定重要文化財 書跡・典籍 600巻 昭和63年9月19日指定
 速田神社 吉和3893-1番地

速田神社の大般若経は、縦26.7cm、横9.5cmの折本様式の版経で、1巻を1冊に仕立て、全600巻の600冊が完全に保存されている。基本的には版本であるが、大幅に書写本が挿入されている。一つ100巻入る杉製箱6つに分けて収納されている。この版経は寛文10年(1670)に開版され、収納箱は明和6年(1769)に調整されているので、この間の寄進と推定される。当時、伝染病が流行し、大般若経を転読し、祈祷したとの記録もあり、近世の大般若経を中心とする信仰習俗をうかがい知ることができる貴重な資料である



② 貴市町が指定する文化財を保存し、次世代に向けて適切に継承していくために、貴市町ではどのようなことに力を入れていますか。

令和3年度から文化財保存活用地域計画策定作業を始めており、令和5年度認定をめざしている。

③ 未指定文化財の保存・継承に対して、取り組んでいることはありますか。

- ・廿日市市文化資源保存活用事業補助金制度を令和2年度制定。未指定文化財の保存・保護に必要な事業に要する経費に対し、補助金を交付している。
- ・廿日市市民俗芸能伝承団体補助金制度では、未指定の民俗芸能団体についても補助金を交付している。

13 安芸高田市（教育委員会生涯学習課）

① 貴市町が指定する文化財のなかで、地元の市町らしいものを3つあげて、紹介して下さい。

【文化財名】毛利氏城跡・郡山城跡

【概要】 郡山城跡は、吉田盆地の北の独立峰を利用した毛利氏の本拠城の跡である。標高390m、比高約190mの山頂から四方に延びる尾根には300を超える大小の郭があり、郡山全域を城郭化した大規模な山城である。昭和15年（1940）に山頂部を中心として、7.5haが国の史跡に指定された。その後昭和63年（1988）に「毛利氏城跡」として多治比猿掛城跡と合わせて追加指定され、現在郡山の約半分にあたる43haが史跡指定地となっている。



郡山城跡空撮

毛利氏は承久3年（1221）の承久の乱の後吉田荘を得、14世紀には吉田荘に入ったとされる。しかし、本拠としての城が確認されるのは享徳2年（1453）の「城誘」の記事以降に家臣等の在城の記事が散見され、この頃には郡山南東部に城（本城）が築かれていたと推定される。その後、毛利元就が16世紀中頃に城域を郡山全域に拡大し、さらに、その孫・輝元が改修を行った。輝元は広島城を築き、天正19年（1591）に移ったことから、およそ150年の間、毛利氏の居城であった。

郡山城跡は、独立峰をなす郡山全域を範囲とし、大規模で郭の数が極めて多く、それが複雑に構成され、しかも時代的変遷をたどれる特徴があるとともに、毛利氏の城のあり方を示す上で貴重な中世から近世の山城であり、よく保存されている。

【文化財名】神楽（安芸高田神楽）

【概要】 安芸高田市の神楽は、出雲流神楽が石見神楽を経て、江戸期にこの地域に伝えられたと考えられる。またその過程で、九州の八幡系の神楽や高千穂神楽、備中神楽、さらに中国山地一帯に古くから伝わる農民信仰などの影響を受けて、現在の形態となったといわれている。その特徴は演劇性が強く、極めて大衆的で、のびのびした伝統芸能に発展した点といえる。現在市内には22の神楽団があり、その内11の団、演目が県無形民俗文化財に指定されている。



神楽「鐘馗」（梶矢神楽団）

【文化財名】安芸のはやし田（原田のはやし田）

【概要】 「安芸のはやし田」は、安芸高田市の「原田のはやし田」と北広島町の「新庄のはやし田」が安芸のはやし田連合保存会として平成9年（1997）に国重要無形民俗文化財の指定を受けた。

はやし田（花田植え）は、牛による田の代掻きから始まり、囃子方の囃に合わせて

歌大工と早乙女が田植え歌を掛け合いながら苗を植えていく田植え行事で、安芸高田市内各所に伝わっている。原田のはやし田は独特な田植え歌「原田節」が特徴的で、元々は「さんばい」という田の神を迎え、豊作を祈る儀式が、重労働である田植えを歌い囃すことで効率を高め、また娯楽としての楽しみに変化させて発達、今日まで継承されてきたものである。



原田のはやし田

- ② 貴市町が指定する文化財を保存し、次世代に向けて適切に継承していくために、貴市町ではどのようなことに力を入れていますか。

所有者との文化的価値の共有・連携を継続し、その保存活用への展開を進めること。

- ③ 未指定文化財の保存・継承に対して、取り組んでいることはありますか。

市文化財保護審議会での周知、検討。

14 江田島市（教育委員会生涯学習課）

- ① 貴市町が指定する文化財のなかで、地元の市町らしいものを3つあげて、紹介して下さい。

【文化財名】海軍省御所用地畧図（かいぐんしょうごしょようちりやくず）

【概要】和紙 寸法：たて94cm×よこ127cm
折本状

海軍兵学校が江田島に移転するため、その用地買収予定地である、明治19年（1886）当時の地番・地目などを表した図面。

本史料の内、海軍兵学校移転用地となったのは約三分の一程度である。



【文化財名】瑞花双鳥八稜鏡（ずいかそうちょうはちりょうきょう）

【概要】青銅製 最大径 13.2cm 鏡胎厚 0.3cm
縁高 1.1cm 重さ 536.5g

明治19年（1886）10月から始まった「海軍兵学校」の造成工事の際、現在の江田島町宮ノ原キサキあたりで発見と伝えられている。

鏡は模様面には唐の宝相華（ほうそうげ）と鴛鴦（おしどり）を描いていることから「瑞花双鳥」といい、形態は稜の部分から「瑞花双鳥八稜鏡」といいます。

なぜこのような立派な鏡が江田島湾の奥深い所から出土したのかについては、古鷹山伝説に大風で小舟が難破しそうで困っていると鷹が飛んできて静かな海に導い



たという言い伝えがあるように、江田島湾内が平安時代においても風よけの避難地と役割りをはたした湾とも考えられる。

【文化財名】六角紫水の作品 かきつばたの図

【概要】 和紙 縦 45.2cm 横 28.6 cm

六角紫水は、5年の歳月を経て明治30年(1897)の初めに「白漆」を完成させ、その後、明治34年(1901)に白漆に色をつけた色漆に発展させた。その時、制作したのが、「かきつばたの図」である。紙本額装してあり、六角紫水がこのような絵をかいているのはめずらしいといわれている。



- ② 貴市町が指定する文化財を保存し、次世代に向けて適切に継承していくために、貴市町ではどのようなことに力を入れていますか。

江田島市文化財基礎調査及び散策マップ制作について

江田島市市制20周年記念事業の取組として、市内にある文化財の基礎調査を行い、これらの魅力を伝え、観光振興にも活用するために「文化財散策マップ」を制作する。

多くの市民や市を訪れる者が散策マップを活用することにより、本市の魅力発信につながり、文化財保存・保護に関心が高まり、文化財に対する理解と郷土愛が深まることをねらいとする。

事業期間：令和5年5月から令和6年8月末まで

- ③ 未指定文化財の保存・継承に対して、取り組んでいることはありますか。

上記の事業により、未指定文化財を含めて「文化財散策マップ」を制作する。これにより文化財保存・保護に関心が高まり、文化財に対する理解と郷土愛が深まり、文化財の保存・継承に繋がることを期待する。

15 安芸郡府中町(教育委員会社会教育課)

- ① 貴市町が指定する文化財のなかで、地元の市町らしいものを3つあげて、紹介して下さい。

【文化財名】下岡田官衙遺跡

【概要】 国史跡。昭和38年(1963)度から昭和41年(1966)度まで行われた発掘調査で2棟の瓦葺礎石建物や井戸などが検出されるとともに、瓦、土師器、須恵器、木簡、文書函蓋、木製品などが出土した。その立地や出土遺物、周辺の地名などから、早くから安芸駅家である可能性が指摘されてきた。本遺跡は7世紀後半に漆を用いた作業に関わる施設として成立し、8世紀中頃に、大規模な土地造成を行い計画的に配置された



2棟の瓦葺礎石建物を中心とした施設となり、9世紀前半に廃絶した。山陽道駅路に沿った陸海交通の要衝に立地する安芸駅家の可能性が高い官衙遺跡であり、山陽道沿線における官衙の展開を知る上でも重要な遺跡である。

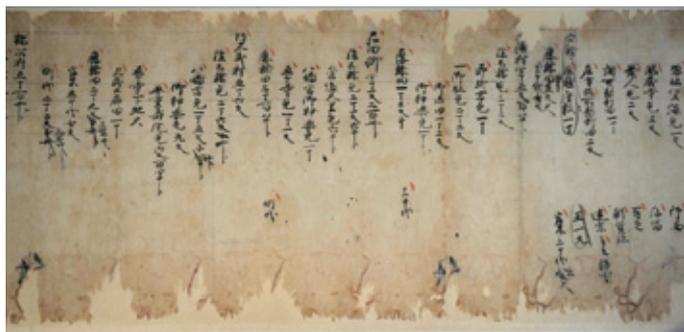
【文化財名】 多家神社の宝蔵

【概要】 広島県重要文化財。もと広島城三の丸の稲荷社にあったもので、江戸時代初期の元和年間（1615～1623）、浅野氏が広島に入封した時に建立されたと言われ、明治初年藩主浅野氏から寄進された。広島城内から移築された建物として、現存する数少ない建物となっている。木造檜皮葺の校倉造りで、向拝がついて中に大きな神輿が納められている。この多家神社の宝蔵は、校子組手の部分が四角（表裏に陵線がある）で珍しいもので、日本に現存する同型の校倉では唯一のものとなっている。



【文化財名】 紙本墨書田所文書

【概要】 広島県重要文化財。平安時代後期から安芸国衛の田所職を世襲した田所氏に伝えられる文書群で、安芸国衛領注進状（前欠）1巻と「正応二年正月二十三日 沙弥讓状」の奥書のあるもの1巻の2点からなる。国衛領注進状は各種免田と輪租田を列記した注文で、鎌倉時代初期から中期（12世紀末～13世紀）のものと推定されている。「正応二年正月二十三日 沙弥讓状」の奥書のあるものは田所氏の財産を書きあげた注文。これらは、当時の安芸国衛領の様相や豪族的性格を有した田所氏の実相をうかがい知る上で貴重なものである。



② 貴市町が指定する文化財を保存し、次世代に向けて適切に継承していくために、貴市町ではどのようなことに力を入れていますか。

府中町歴史民俗資料館において、町内の文化財について紹介しています。また、小中学生や一般を対象に文化財について学ぶ講座を実施し、周知啓発に力を入れています。国史跡下岡田官衙遺跡とともに、本史跡周辺に分布する文化財の今後の活用を検討していく方針です。

③ 未指定文化財の保存・継承に対して、取り組んでいることはありますか。

歴史民俗資料館において収蔵・保存しています。また、府中町に関係する新たな資料が発見された場合には、所有者と協議し収集するなど未指定文化財保存に取り組んでいます。

16 安芸郡海田町（教育委員会生涯学習課）

- ① 貴市町が指定する文化財のなかで、地元の市町らしいものを3つあげて、紹介して下さい。

【文化財名】旧千葉家住宅

【概要】 旧千葉家住宅は、近世山陽道（西国街道）の宿場町として栄えた海田にあって、宿駅の要職を勤めた千葉家の旧宅です。要人の休泊などにも使われた本住宅は、街道沿いに面して建ち、主屋・角屋・座敷棟及び泉庭により構成されています。

中でも安永3年（1774）に建築された座敷棟は同時期に建てられた附属建物や泉庭とともに、建築当初の統一感ある接客空間の面影を今によく伝えており、平成3年（1991）に書院が広島県重要文化財、泉庭が広島県名勝に指定されました。



【文化財名】海田観音免のクスノキ

【概要】 広島県天然記念物

主幹は地上1.55mで東西の二大支幹に分かれ、地上7mのところでは分枝が始まっています。幹周は7m、樹高は約30m以上あり、よく繁茂した大きな樹冠を形成し、一見森のように見え、樹勢は極めて旺盛です。樹齢は400年以上と推定されています。



【文化財名】畝観音免古墳群

【概要】 海田町史跡

日浦山南側標高約15mに位置する、7世紀前半に作られた円墳です。第一号古墳の横穴式石室は、高さ2.1m、幅1.9m、全長8.1mの規模を持ち、須恵器や土師器、鉄製品などが出土しました。海田湾周辺では最大規模の古墳で、被葬者はこの地域の政治的統括者であったと思われます。出土品の一部はふるさと館で常設展示しています。



畝観音免第一号古墳



畝観音免第二号古墳

② 貴市町が指定する文化財を保存し、次世代に向けて適切に継承していくために、貴市町ではどのようなことに力を入れていますか。

織田幹雄記念館・旧千葉家住宅等の運営を通して、歴史・地域資料の収集、保管、展示、調査研究及び教育普及活動について取り組んでいます。

具体的には、旧千葉家住宅で和 문화体験やむかしの暮らし体験の講座等を開催し、子供から大人まで歴史や文化財に親しむ機会を提供しています。また、学校からの見学にも力を入れ、子供のころから郷土の歴史文化について学ぶことができる地域学習の場として機能するよう地元のガイド団体等と連携しながら運営しています。

③ 未指定文化財の保存・継承に対して、取り組んでいることはありますか。

「海田の文化財と行事」「ふるさと散策マップ集」などの冊子により、町内の文化財（未指定含む）を紹介しています。また、西国街道・海田市ガイドの会により、未指定文化財を含む地域の文化財を案内する2つの定期ツアーが実施されているほか、希望に応じた随時ガイドも行われ、海田の歴史を多くの方に知っていただく機会となっています。

17 安芸郡熊野町（総務部産業観光課）

① 貴市町が指定する文化財のなかで、地元の市町らしいものを3つあげて、紹介して下さい。

【文化財名】熊野筆文化

【概要】 現在、日本国内の筆は、奈良市、愛知県豊橋市、東京、そして広島県の熊野町と呉市川尻町などでつくられています。いずれも穂となる獣毛や、軸となる竹の生産だけでなく、筆づくりの技術が、その土地に代々受け継がれてきたのです。なかでも熊野町の筆の生産は全国の大部分を占めており、また、昭和50年(1975)には毛筆産業としては初めて「伝統的工芸品」の指定を受け、まさに「筆の都」と呼ぶにふさわしい筆づくりの町へと発展してきました。



現在、14名が伝統工芸士として活躍し、全国の書道家の特注品を手掛けるなど数々の名品を世に送り出しています。

【文化財名】榊山神社

【概要】 熊野筆の産地として名高い熊野町に鎮座する榊山神社は、承平3年(933)宇佐八幡宮より勧請された約1100年の歴史を誇る神社です。広大な敷地に建てられた神社は大規模で秀麗な建築物であり、町内外の多くの方々に崇められています。境内には榊山神社の西側に並んで鎮座する紀州熊野より勧請された熊野本宮神社をはじめ、4社の摂末社（諏訪神社・榊谷神社・荒神社・台場稻荷大明神）があります。



また、毎年秋分の日には熊野町を挙げての行事である「筆まつり」の会場となり、境内の筆塚にて筆供養の神事が執り行われます。

【文化財名】筆塚

【概要】 昭和40年(1965)9月に「筆精」を供養するため建てられました。

この碑の傍らにある由来碑には「日本独自の書道文化を支えるのは熊野の筆である。祖先が熊野に取り入れた熊野筆の生産を生業として、その技術にさらに磨きをかけた、その結果、熊野筆は国の内外へ広がっていった。私たち町民は筆の生産で生活している。その筆に『命』があることを信じ、筆の精霊と先祖への遺徳に誇りと感謝をこめて、ここに同士が塚を築く」と言う意味の文面が記されています。



年に一度、秋分の日に行われる「筆まつり」では、これまで使用してきた筆を心から大切に思う気持ちと同時に、筆の毛となってくれる動物の霊に感謝し、この塚の傍で筆を焼いて供養します。

ちなみに「筆塚」の文字は、広島県出身の首相、池田勇人元首相の肉筆を刻んだものです。

- ② 貴市町が指定する文化財を保存し、次世代に向けて適切に継承していくために、貴市町ではどのようなことに力を入れていますか。

熊野町文化財保存活用地域計画を作成中であり、熊野町の文化財の掘り起こし及び今後の保存活用について検討を行っている。

- ③ 未指定文化財の保存・継承に対して、取り組んでいることはありますか。

ワークショップを開催し、熊野町に存在する未指定文化財の掘り起こし、整理を行っている。

18 安芸郡坂町(教育委員会生涯学習課)

- ① 貴市町が指定する文化財のなかで、地元の市町らしいものを3つあげて、紹介して下さい。

【文化財名】坂雅正会(坂町指定無形文化財)

【概要】 坂雅正会は、雅楽の継承と普及を目的とし、明治28年(1895)設立以来、120年以上活動を続けている団体です。

由来は、坂町上條地区の彫刻師 林正市氏が、明治26年(1893)本願寺鹿児島別院建立の際、作業場で聞こえてくる雅楽の音色に興味を持ち、雅楽に堪能な、当時の別院輪番 小笠原格亮氏に師事し、京都から楽器と楽譜を取り寄せて、雅楽を基礎から学びました。



町内で開催された文化祭にて

後に、坂の地に帰り、自ら楽器を手作りし、同業者や親族に教え現在に至っています。現在会員は18人、毎月2回町内施設で定期練習を行い、後継者の育成に努めなが

ら技術の向上を目指しています。

演奏活動は、町内の諸行事(町内施設のオープニングセレモニーや、学校行事)には言うまでもなく、近隣の市町や時には県外の寺社に出向くなど積極的に活動しています。

【文化財名】六角御輿(坂町指定有形文化財)

【概要】 広島藩主である浅野氏ゆかりの六角御輿は、明治初期から昭和40年代までの約100年間にわたり、八幡山八幡神社の秋祭りの際に使用されていました。先導は、天狗の面をつけ、当時の中学生が担いでいました。

平成29年(2017)に神社から町へ寄贈を受け修復を行い、令和元年(2019)10月8日に坂町指定有形文化財に指定されました。

今後もこの六角御輿を活用し、郷土愛を育む活動を行っていきます。



町内施設にて常設展示中



昭和20年代八幡山八幡神社秋祭りにて

【文化財名】高尾山城跡(坂町指定文化財 史跡)

【概要】 高尾山城跡は、坂町勿条地区のほぼ真上に位置する典型的な山城です。

鎌倉時代ころには、熊谷直行(四郎三郎・入道蓮覚)の、また、室町時代には、野間氏の戦略上重要な拠点でした。

しかし、熊谷氏は、建武2年(1335)に足利方により、野間氏は、天文24年(1555)に毛利元就に攻め落とされました。

標高233mの頂上からは、北は海田方面、西は海田湾の向こうに広島市街、南は山越に瀬戸内海の島々が見渡せるほど、展望に優れています。

坂町では、平成23年(2011)に「悠々健康ウォーキングのまち」宣言をし、町内の公園や史跡をウォーキングトレイルや遊歩道でつなぎ、歩いて楽しい、魅力ある町づくりを展開しています。



- ② 貴市町が指定する文化財を保存し、次世代に向けて適切に継承していくために、貴市町ではどのようなことに力を入れていますか。

町のホームページで文化財の広報活動を実施。

町施設の展示室内で指定文化財の常設展示を実施。

紹介に挙げた雅楽においては、町内の諸行事には演奏活動を依頼するほか、町内中学校の授業の一環として、演奏活動を積極的に実施していただいている。

- ③ 未指定文化財の保存・継承に対して、取り組んでいることはありますか。

未指定文化財の保存継承については、活動の広報や、補助金の交付を行っている。

中でも、町内で催される祭りでは、各地域に古くから伝承されてきた民俗芸能に部類する文化財がある。中には江戸時代から続いている貴重な寄進物もある。

しかし、この2、3年は感染を危ぶみ開催中止が相次いだ。地域の賑わいの大切さを知った今、今後再開される際には、後継者となる若者を巻き込んで、地域に活気が戻ることを期待する。

それこそが、先人が築いてきた大切な財産・歴史を繋いでいくこととなる。

19 山県郡安芸太田町（教育委員会教育課）

- ① 貴市町が指定する文化財のなかで、地元の市町らしいものを3つあげて、紹介して下さい。

【文化財名】特別名勝 三段峡



【文化財名】県名勝 吉水園



【文化財名】 県天然記念物 筒賀のイチョウ



20 山県郡北広島町 (教育委員会生涯学習課)

- ① 貴市町が指定する文化財のなかで、地元の市町らしいものを3つあげて、紹介して下さい。

【文化財名】 大朝のテングシデ群落

【概 要】 クネクネと曲がりくねったイヌシデの変種が大小約100本群生。



【文化財名】 壬生の花田植

【概 要】 毎年6月の第一日曜日に開催される。ユネスコ無形文化遺産。



【文化財名】樽床民家

【概要】 中門造りの民家で、東北地方の日本海側にある中門造りとよく似ており、雪の多い地方にみられる造りである。



21 豊田郡大崎上島町（教育委員会教育課）

① 貴市町が指定する文化財のなかで、地元の市町らしいものを3つあげて、紹介して下さい。

【文化財名】大望月邸（海と島の歴史資料館）

【概要】 昭和初期に内務大臣・逓信大臣を務めた望月圭介の生家。6年の歳月をかけて明治8年（1875）に完成した、廻船問屋だった豪商望月東之助（圭介氏の父）の家を保存改修し、平成14年（2002）に海と島の歴史資料館としてオープンした。

建物は母屋の他、長屋門、蔵からなり、母屋は釘を使わず、地獄ほぞという「はめ込み・組み込み」を多用していることから、通称「地獄づくり」と呼ばれる。また、入母屋の大屋根は弧を描くむくり屋根で、この大屋根を造船の技術を導入した「船がいつくり（腕木づくり）」により支えているのが特徴である。

大望月邸は、平成4年（1992）8月に町重要文化財に指定された

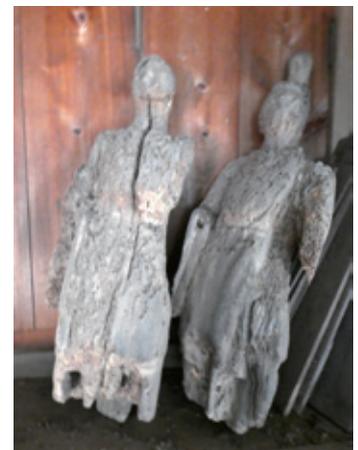


【文化財名】古社八幡神社神像

【概要】 古社八幡神社所蔵の「木造隨身立像（写真右）」と「木造神像（写真左）」は、令和4年（2022）12月に町指定重要文化財に指定された。

2軀の神像は昭和37年（1962）、当時の宮司によりその製作年代を平安時代と推定していたが、町文化財保護委員会では、神像の形状を県内外の神社の事例と比較する限り、製作年代は平安時代末期から鎌倉時代初期のものであると推定した

2軀の神像はそれぞれ虫食いによる損耗が激しいが、瀬戸内海地域の神像研究において貴重な事例となることが期待される。



【文化財名】中ノ鼻灯台

【概要】 中ノ鼻灯台は、木江の中ノ鼻に明治27年(1894)に設置され、以来130年にわたり木江沖の航路を照らし、海の安全を確保している。

この灯台が設置された明治中期には、海上交通が増加し、潮流の速い海の難所「来島海峡」を迂回するバイパス航路として、「三原沖航路」が注目された。そのため明治27年、布刈瀬戸～三原沖～木江沖～関前灘の航路上にこの灯台を含む9基の灯台が一斉に設置されたことから、瀬戸内の9灯台とも呼ばれる。

中ノ鼻灯台は今のところ町指定文化財とはなっていない。



- ② 貴市町が指定する文化財を保存し、次世代に向けて適切に継承していくために、貴市町ではどのようなことに力を入れていますか。

各指定文化財の種別・名称・員数・所在地・所有者・品名・指定年月日・写真等を記載した調査票を作成し、保存活用している。今後この調査票を町HPへ掲載することも検討する。

- ③ 未指定文化財の保存・継承に対して、取り組んでいることはありますか。

未指定文化財については、指定文化財としての価値の有無を文化財保護委員会において確認する。当町では比較的新しい年代の文化財の指定がなされていないため、今後新しい年代の文化財を発掘し、指定文化財とするよう取り組んでいく。

22 世羅郡世羅町(教育委員会社会教育課)

- ① 貴市町が指定する文化財のなかで、地元の市町らしいものを3つあげて、紹介して下さい。

【文化財名】(国重文)木造十一面観音立像2軀 甲山 今高野山龍華

【概要】 本像は春日仏師作と伝える。今高野山龍華寺観音堂(真言宗)の本尊で、本像はケヤキ材の一木造り、彫眼素地で像高1.7m。白毫に水晶を嵌入し、天冠台・条帛そして天衣などが刻出で表現されている。左手は水瓶を握っており、右手は五指ともひねっていない。前者のように内刳はないが、顔貌姿態が重厚で平安時代前期の貞観様式の気魄を存している。

本像は、平安時代前期後半(貞観)から中期前半(藤原時代初期)頃の秀作である。奈良時代のような古いタイプの仏像のように左右対称ではなく、腰をわずかにひねり右膝をわずかに屈した、より人体に近づいた様相が表現され、優麗なS字曲線(自然体)を描く形体を呈している。春日仏師の作と伝える。

また、年に一度、毎年8月20日に開帳され、その端正秀麗な姿を拝観することができる。

中世大田庄の政所寺院であった今高野山の中心的な仏像として千年にわたり守り伝えられた仏像である。



【文化財名】(国重文) 木造十一面観音立像 1 軀 赤屋 報恩寺

【概要】 高野山文書に記載された報恩寺の歴史を物語る貴重な仏像。この十一面観音像は、カヤ材の一木造で、像高1.47m。木造彫眼彩色。天衣や裳に残る施転文や鬘波式衣文が平安初期の特徴を表している。なお、報恩寺は正安3年(1301)の桑原方領家地頭和与状の中に、「赤屋報恩寺」と記され、領家方(高野山)の管轄する寺であったことがわかる。また、中世同寺の存在を物語る資料として、尾道西国寺文書『西国寺不断経修行勧進并上銭帳』(文明3年・1471)に「法音寺隆海」の名が記されており、この頃報恩寺(法音寺)は健在であったことが明らかである。台坐も当初からのものと見られ貴重である。

**【文化財名】(国重文) 木造丹生(にう)明神、高野(こうや)明神坐像各1軀 甲山 丹生(たんじょう)神社**

【概要】 像高63cm余り、桧材の一木造。彩色された男神・女神の坐像で気品の高い優れた作である。

丹生神社は二社からなり、高野明神・丹生明神と呼ばれていた。両社には神像のほか鎌倉時代の獅子頭や狛犬などが伝わる。大田庄が紀州高野山根本大塔領となった文治2年(1186)以降、大田庄の政所寺院として、紀州の高野山を模して「今高野山」が建立され、七堂伽藍・十二院を建立、一山の守護神として高野山に倣って高野・丹生両明神が祀られたものである。

本二社に伝わる二体の神像は、たび重なる災禍の中をくぐり抜けて伝えられた鎌倉時代の神像で、丹生神社の記載としては、正安3年(1301)の「桑原方領家地頭和与状」に「庄内寺社事」として「今高野社」(丹生神社)が領家進退の神社として記されている。

また、本神社に伝来した国重要文化財指定の「木造獅子頭」(附木造獅子頭1面)は、現在世羅町大田庄歴史館に寄託保管されている。またこの他に、二対の木造狛犬(未指定)が社殿内に安置されている。



丹生神社



丹生明神



高野明神

② 貴市町が指定する文化財を保存し、次世代に向けて適切に継承していくために、貴市町ではどのようなことに力を入れていますか。

大田庄歴史館重点目標から

- (1) 学芸活動・教育普及活動を通じて、また、学校教育との関わりを深めることで、より良い文化財の保存・活用、顕彰・啓発・保護活動の推進。
- (2) 保有資料・在地資料のデータ化(調査・整理・分類)の促進。
- (3) 大田庄歴史館を中心としたサークルの自主的活動や組織化を進め、インストラクター(他者を指導できる人)などの人材育成。
- (4) 上記の目標達成のため、他団体・機関との連携・情報交換を行う。

③ 未指定文化財の保存・継承に対して、取り組んでいることはありますか。

各分野の悉皆調査の実施(令和5年度以降も継続)。

23 神石郡神石高原町(教育委員会教育課)

① 貴市町が指定する文化財のなかで、地元の市町らしいものを3つあげて、紹介して下さい。

【文化財名】神石高原町の神楽

【概要】 神石高原町では、古くから民間信仰の神の祭りである「荒神神楽」や豊松・油木を含む八ヶ庄の社家による八ヶ社神楽が存在する。特に豊松の神楽は広島県の無形民俗文化財に指定されており、「荒神神楽」は毎年初春や晩秋に苗の代表者の家で行われていたものが、「八ヶ社神楽」は総鎮守である鶴岡八幡神社の祭礼に舞われていたものが、今も伝わっている。



【文化財名】神石高原町の渡り拍子・神儀

【概要】 渡り拍子・神儀は、秋の例祭に氏子が奉納する神事芸能。場所と進行に合わせ、多彩な拍子を打ち分ける。神石郡内でも、その地の氏神を信仰する人たちにより、各地で行われている。広島県の無形民俗文化財の指定を受けた油木の亀鶴山八幡神社の神儀は、金糸・銀糸の衣装で美しく装った数十名の「神儀打ち」が、行列の体形をもって、囃し踊り、練って行くものである。



【文化財名】帝釈峡遺跡群

【概要】 神石高原町から庄原市に跨る遺跡群。町内には、帝釈観音堂洞窟遺跡や大風呂遺跡、県史跡である豊松堂面洞窟遺跡が存在する。令和4年度は、帝釈峡遺跡群発掘60

周年に当たり、庄原市と合同で様々な催し事を企画し、帝釈観音堂洞窟遺跡を巡るウォーキングイベントを実施している。



帝釈観音堂洞窟遺跡



豊松堂面洞窟遺跡

- ② 貴市町が指定する文化財を保存し、次世代に向けて適切に継承していくために、貴市町ではどのようなことに力を入れていますか。

後世に有形・無形の文化財の情報を継承するため、デジタルアーカイブ化を進めている。

- ③ 未指定文化財の保存・継承に対して、取り組んでいることはありますか。

旧4町村のそれぞれに民俗資料館を所有しており、未指定文化財の保存を行っている。

(3) 図書館・博物館・資料館・文書館等施設

1 広島市公文書館

【名称】 広島市公文書館 (ひろしましこうぶんしょかん)

【概要】 広島市公文書館は、本市の公文書、地域の歴史を伝える資料を収集・保存・一般に提供し、文化の発展に寄与するため、昭和52年4月、設置されました。

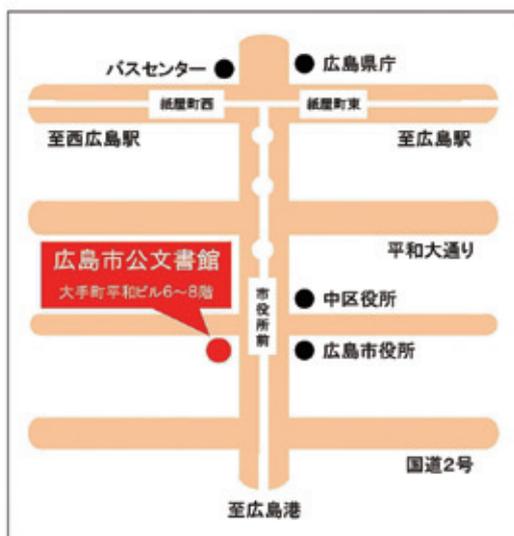
現在、①本市に関する歴史的・文化的価値のある資料の収集・保存・提供（公の施設「文書館」の業務）、②市史の編さん、③本庁部分の現用文書の保存・管理（文書担当課業務）、④本市が作成した行政資料の収集・保存・提供（行政情報センター業務）、⑤本市の情報公開制度・個人情報保護制度の総合窓口としての業務を行っています。

①の文書館業務としては、収集した資料の閲覧室での提供、目録情報や写真等画像のデジタルアーカイブ・システムでの公表、本市の歴史や資料・所蔵資料等に関するレファレンス対応、本市の歴史や資料に関する研究成果等の公表（展示会開催・紀要発行等）等を行っています。

【利用案内】

- ・開館時間：午前9時～午後5時
- ・休館日：土曜日・日曜日・休日・12月29日～1月3日・8月6日
- ・入館料：無料
- ・所在地：〒730-0051 広島市中区大手町四丁目1番1号 大手町平和ビル6～8階
- ・電話：082-243-2583
- ・FAX：082-542-8831
- ・URL：ホームページ <https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/hiroshima-municipal-archives/>
- ・メールアドレス：koubun@city.hiroshima.lg.jp
- ・交通：市内電車 紙屋町経由広島港方面行 市役所前下車
バス 市役所前下車

【地図】



【最近の主な展示】

- ・ 企画展「平和記念公園ができるまで」令和5年10月23日(月)～令和6年2月2日(金)
 - ・ G7広島サミット関連企画展「平和記念都市広島誕生」
 - ・ 令和5年4月19日(水)～5月28日(日)(広島市立中央図書館会場)
 - ・ 令和5年5月16日(火)～5月21日(日)(合人社ウェンディひとまちプラザ(広島市まちづくり市民交流プラザ)会場)
- ・ 前期:令和5年6月1日(木)～7月28日(金)／後期:令和5年8月1日(火)～9月29日(金)(広島市公文書館会場)
- ・ 企画展「疫禍来襲!!～近代以降の伝染病と広島歴史～」令和4年10月3日(月)～令和5年1月20日(金)
- ・ パネル展「絵はがきからたどる広島あの頃―市街南部―」令和4年6月1日(水)～9月30日(金)
- ・ ロビー展「絵はがきからたどる広島あの頃―市街南東部―」令和4年2月21日(月)～5月31日(火)
- ・ 広島城パネル展 令和3年6月21日(月)～10月1日(金)

- ・ Web展示会

開催した展示会の内容をホームページで紹介

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/5/177636.html>

【資料概要】

令和4年3月末現在の資料数

- ・ 文書資料 約55,000点
歴史資料文書(役場文書:合併町村等が作成・保存していた文書、歴史資料文書:本市の公文書から選別した文書)、個人寄贈資料等
- ・ 刊行物 約89,000点
本市行政資料(約31,000点)、歴史関係図書等(約58,000点)
- ・ 地図・地形図原図・航空写真等 約5,000点
- ・ 写真・絵葉書等 約103,000点(未整理分を含む)
広報課撮影写真、個人寄贈・寄託写真、絵葉書等
- ・ 映像・音声等 3点

【特徴あるコレクション】

- ・ 役場文書(戸坂村、大林村役場文書等明治以降の行政文書)
- ・ 市史編さん資料(原爆戦災誌編さん資料等)
- ・ 個人寄贈資料(都築正男、佐藤重夫、山田節男、任都栗司、新藤兼人、広島市復興青年運動資料等)
- ・ 写真資料(広報課撮影写真、本市撮影航空写真、市内絵葉書、渡辺襄撮影写真、明田弘司寄託写真、みづま工房寄託写真、松本若次寄託写真等)

【検索方法】

広島市公文書館デジタルアーカイブ・システム

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/hiroshima-municipal-archives/5503.html>

冊子目録

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/5/5505.html>

【その他の活動】

- ・ 展示会開催(テーマに合わせて多様な資料を紹介する企画展を年1～2回、戦前の絵葉書等から戦前の広島を振り返るパネル展を年1～2回)

- ・ 紀要の発行（所蔵資料の解説、展示会等の報告、広島に関する最近の研究成果を公表するため、年1回発行）
- ・ 資料情報等のWeb発信（展示会の内容を紹介する「Web展示会」、利用頻度の高い所蔵資料や市行政資料を紹介する「デジタルギャラリー」により資料の画像データ、解説を発信）
- ・ 当館及び他課所蔵写真のデジタルアーカイブ・システムでの公開
- ・ 調査研究・展示会・出版・報道等への画像データ等※の提供

※デジタルデータ作成済みでかつ著作権等の問題が生じないものは、Eメール等による送信も対応

【写真】



閲覧室



ロビー展示風景

2 広島平和記念資料館

【名称】 広島平和記念資料館（ひろしまへいわきねんしりょうかん）

【概要】 広島平和記念資料館は、「原子爆弾による被害の実相をあらゆる国々の人々に伝え、ヒロシマの心である核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に寄与する」ことを目的として設置されました（広島平和記念資料館条例第一条）。展示のほか、被爆者や被爆体験伝承者による講話などの活動も行っています。

【利用案内】

- ・ 開館時間：3月～7月及び9月～11月は8時30分～18時、8月は8時30分～19時（8月5日・6日は20時閉館）、12月～2月は8時30分～17時
- ・ 休館日：12月30日、31日、その他展示入替に伴う臨時休館
- ・ 入館料：大人200円（30人以上の場合1人あたり160円）、高校生100円（20人以上の場合無料）、中学生以下無料

- ・所在地：〒730-0811 広島市中区中島町1番2号
- ・電話：082 - 241 - 4004
- ・F A X：082 - 542 - 7941
- ・U R L：https://hpmmuseum.jp/
- ・メールアドレス：hpcf@pcf.city.hiroshima.jp
- ・交通：JR広島駅から
 - ・路線バス／所要時間：約20分
南口バスのりばから、広島バス24号(吉島)線「吉島営業所」または「吉島病院」行、「平和記念公園」下車すぐ
 - ・観光循環バス「めいぶる～ぷ」／所要時間：約17分
新幹線口「めいぶる～ぷ」のりばから乗車、「平和公園前」下車すぐ(オレンジルート・グリーンルート・レモンルートも「平和公園前」を経由します。)
 - ・市内電車／所要時間：約25分
広島港行(1号線)、「袋町」下車、徒歩約10分 江波行(6号線)、広電宮島口行(2号線)、「原爆ドーム前」下車、徒歩約10分
 - ・タクシー／所要時間：約15分

【地図】



【最近の主な展示】

- ・令和4年度第二回企画展「広島戦災児育成所—子どもたちと山下義信—」(令和5年3月24日～令和5年9月11日)
- ・令和5年度第一回企画展「新着資料展—令和3年度寄贈資料—」(令和5年9月14日～令和6年2月27日)

【資料概要】

主な所蔵資料

- ・被爆資料：約20,000点
- ・原爆被爆関連写真：約70,000点
- ・市民が描いた原爆の絵：約5,000点
- ・被爆者証言ビデオ：約1,100本
- ・情報資料室蔵書：約70,000冊
- ・相原秀二資料(原爆被災記録映画「広島・長崎における原子爆弾の影響」の製作に携わった相原秀二氏の資料。11,509点)。「特別コレクション」として当館「平和データベース」で一部オンラ

イン公開。

【検索方法】

広島平和記念資料館「平和データベース」(<https://hpmm-db.jp/>)

【その他の活動】

- ・ 常設展示
- ・ 企画展示（年二回）
- ・ 被爆者証言ビデオの収録
- ・ 被爆体験証言講話の開催
- ・ 被爆体験伝承講話の開催
- ・ ヒロシマピースボランティアによる平和記念公園ガイド
- ・ 平和学習講師の市内学校への派遣
- ・ 平和学習資料の貸出
- ・ 海外原爆展の実施

【写真】



外観



本館展示室

3 公益財団法人広島市文化財団広島城

【名称】 公益財団法人広島市文化財団広島城（ひろしまじょう）

【概要】 広島城は、太田川河口の三角州に、毛利輝元が築いた典型的な平城です。築城以来の天守閣は、1931年に国宝に指定されていましたが、原爆によって倒壊し、1958年に外観が復元されました。現在は、武家文化をテーマにした歴史博物館となっています。

【利用案内】

- ・ 開館時間：9時～18時（12～2月は9時～17時）入館は閉館の30分前まで
- ・ 休館日：年末（12月29日～31日）、臨時休館あり
- ・ 入館料：大人370（280）円、シニア（65歳以上）・高校生180（100）円、中学生以下無料
※カッコ内は30名以上の団体料金
- ・ 所在地：〒730-0011 広島市中区基町21番1号
- ・ 電話：082-221-7512
- ・ FAX：082-221-7519
- ・ URL：<https://www.rijo-castle.jp/>
- ・ メールアドレス：museum@rijo-castle.jp

- ・交通：市内電車：紙屋町東・西電停から北へ徒歩約15分
 アストラムライン：県庁前、城北駅から徒歩約12分
 JR：新白鳥駅から徒歩約17分
 バス：合同庁舎前から徒歩約8分、広島バスセンターから徒歩約12分
 観光ループバスめいぶる～ぷ（オレンジルート、レモンルート）の広島城（護国神社前）から徒歩約6分
 自家用車（広島市中央駐車場をご利用の場合）：山陽自動車道広島ICから約20分、広島市中央駐車場から徒歩約8分
 ※広島城に駐車場はありません。

【地図】



【最近の主な展示】

- ・企画展「広島城の石垣」（令和5年12月16日～令和6年4月14日）
- ・企画展「安芸宮島の景―描かれた大鳥居―」（令和5年10月7日～12月10日）
- ・企画展「近代の広島城～城が紡いだ新しい物語」（令和5年7月22日～10月1日）
- ・企画展「学芸員のオススメ Part5」（令和5年4月22日～7月17日）
- ・企画展「頼津庵一躍動する運筆」（令和5年1月21日～4月16日）
- ・企画展「しっとる？知新集」（令和4年11月12日～令和5年1月15日）

【資料概要】

- ・歴史資料（文献資料、絵図、古写真など）約1,700点
- ・美術資料（書画、彫刻、陶磁器、刀剣、甲冑など）約780点
- ・民俗資料約3,000点
- ・考古資料約130点

【特徴あるコレクション】

- ・「広島城下絵屏風」（市指定重要有形文化財）
- ・馬印（市指定重要有形文化財）
- ・「慶長六年安芸国佐西郡伏谷上村検地帳」、「慶長六年安芸国佐西郡五日市之内皆賀村検地帳」（市指定重要有形文化財）

【その他の活動】

- ・ 展示（年4～5回）
- ・ 広島城メモリアルデー
- ・ お月見ナイトミュージアム（開館延長）
- ・ アカデミック講座
- ・ フィールドワーク（年3～4回程度）
- ・ 現地で見ると！広島城の被爆痕跡（8月5・6日）

【写真】



天守閣外観



第一層常設展示室

4 広島市郷土資料館

【名称】 広島市郷土資料館（ひろしましきょうどしりょうかん）

【概要】 広島市郷土資料館は、広島市域の人々の暮らしにかかわる歴史をテーマとした博物館です。赤レンガ造りの美しい建物は、旧宇品陸軍糧秣支廠の缶詰工場で、広島市重要有形文化財に指定されています。

常設展示では近世以降、広島市域において展開した地場産業に関する資料を展示しています。数々の貴重な資料から、広島地域性や先人の知恵と努力を汲み取ることができます。

また、広島歴史・民俗・文化に関する幅広いテーマで企画展を開催するほか、昔のくらしや文化にまつわる教室事業等にも力を入れています。

【利用案内】

- ・ 開館時間：9時～17時（入館は16時30分まで）
- ・ 休館日：月曜日（12月・1月は月曜日と火曜日）ただし、祝日と重なった場合は開館、その直後の平日が休館となります。祝祭日の翌日・年末年始（12／29～1／3）その他臨時休開館あり。
- ・ 入館料：大人100（80）円、シニア〔65歳以上〕・高校生50（30）円、中学生以下無料
※（ ）内は30名以上の団体料金

- ・所在地：〒734-0015 広島県広島市南区宇品御幸二丁目6-20
- ・電話：082-253-6771
- ・FAX：082-253-6772
- ・URL：http://www.cf.city.hiroshima.jp/kyodo/
- ・メールアドレス：kyodo@cf.city.hiroshima.jp
- ・交通：バス：広島バス ベイシティ宇品経由広島港行「ベイシティ宇品」下車約600m
電車：広島電鉄 広島港(宇品)行「宇品二丁目」下車約300m
自動車：広島高速3号線 宇品出入口より2.2km・出島出入口より1.8km
一般道からのルートもあります。

【地図】



【最近の主な展示】

- ・企画展「大解剖！副読本『わたしたちの広島』—くらしのうつりかわりを学ぼう—」(令和4年4月16日～7月3日)
- ・企画展「実は広島～こんなご縁がありました(食べもの編)」(令和4年12月10日～令和5年2月26日)
- ・企画展「広島の近代化を担った建物たち—建造物からたどる広島の歴史—」(令和5年3月11日～5月7日)
- ・企画展「別世界元宇品—陸地とつながった島の変容—」(令和5年5月20日～7月2日)
- ・企画展「夏休みおぼけの博物館」(令和5年7月15日～8月27日)
- ・企画展「『ごんぎつね』が語る昔のくらし」(令和5年9月9日～11月26日)
- ・企画展「実は広島2 モノづくり編」(令和5年12月9日～令和6年2月25日)

【資料概要】

- ・民俗資料：約16,000点(生活、生産、産業などに関わる道具など)
- ・歴史資料：約4,800点(宇品陸軍糧秣支廠に関わる資料など)

【特徴あるコレクション】

- ・カキ、ノリ、麻、山繭、和傘、かもしなど、広島市域の伝統的地場産業に関わる資料
- ・明治時代の広島の商工名鑑『広島諸商仕入買物案内記并々名所しらべ』
- ・館の前身である宇品陸軍糧秣支廠に関する資料

【検索方法】

データベースの公開なし

【その他の活動】

- ・ 主な企画展の展示ガイド
- ・ 教室、親子教室、大人の教室（年間40回程度）
- ・ ひろしま郷土史講座（テーマを設け講座2、3回とフィールドワーク等）
- ・ 図録・報告書等の刊行・再版（年1回）
- ・ 8月6日被爆建物案内
- ・ 学校団体の校外学習受入
- ・ ボランティア育成・活動機会の提供
- ・ 博物館実習、インターンシップ実習の受入
- ・ 出張事業

【写 真】



広島市郷土資料館外観



常設展示室

5 広島市立中央図書館

【名 称】 広島市立中央図書館（ひろしましりつちゅうおうとしょかん）

【概 要】 広島市立中央図書館は、主に貸出・返却を行う自由閲覧室、レファレンスブックやデータベースを備える参考閲覧室、郷土資料や行政資料、被爆文献資料を備える広島資料室、広島にゆかりの深い作家の資料を収集・展示する広島文学資料室、旧広島藩主浅野家から寄贈を受けた資料を収めた浅野文庫を設けています。市民の読書活動の推進や生活の課題解決を支援するために資料の提供、調査・相談、様々な事業の実施、移動図書館車の巡回等を行っています。

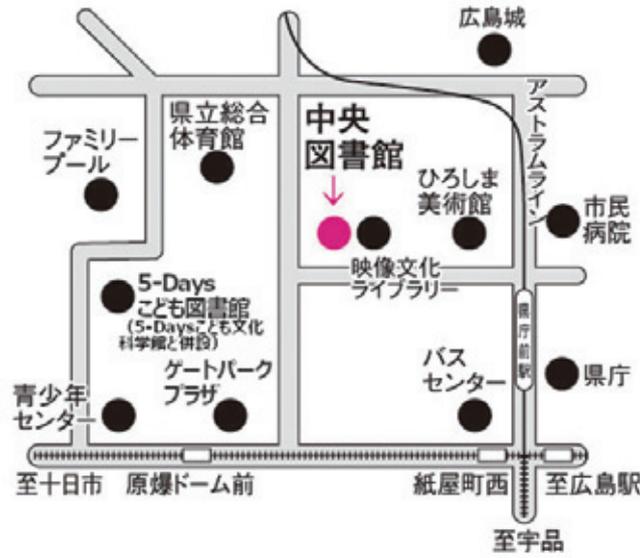
また、こども図書館、まんが図書館、分館・分室（区図書館（8館）、湯来河野閲覧室、あさ閲覧室）、配本所（公民館図書室、地域文庫等）の図書館サービスネットワークにおける中央館でもあります。

【利用案内】

- ・ 開館時間：火曜日～金曜日／9時～19時
土・日・祝日・8月6日／9時～17時（7・8月は9時～18時）
- ・ 休館日：毎週月曜日（月曜日が8月6日または祝日法の休日に当たるときは開館）、祝日法の休日の翌日（土・日・月曜日・休日に当たるときは、その直後の平日）、図書整理日・年末年始・特別整理期間
- ・ 入館料：無料

- ・所在地：〒730-0011 広島市中区基町3番1号
- ・電話：082-222-5542(代表)・082-222-6440(本の照会・相談専用)
- ・FAX：082-222-5545
- ・URL：<https://www.library.city.hiroshima.jp/>
- ・交通：広島バスセンター（そごう広島店3階）から約500m。アストラムライン県庁前駅から約400m。駐車場はなし。

【地図】



【最近の主な展示】

- ・企画展「装丁を楽しむ」(令和5年1月14日～3月21日)
- ・企画展「生誕110年 新藤兼人展」(令和4年10月8日～12月25日)
- ・被爆体験継承事業企画展「音楽から伝えるヒロシマ」(令和4年7月9日～9月25日)

【資料概要】

- ・図書：約1,150,000冊(自動車図書館含む)
 - ・雑誌・新聞：約630種
- (令和5年3月31日現在)

【特徴あるコレクション】

- ・浅野文庫(旧広島藩主浅野家和漢の古書・図記類約1万点)
- ・東城浅野家史料(東城浅野家古文書787点)
- ・小田文庫(山県郡医家小田家史料2,469点)
- ・香川家文書(旧八木城主香川家史料198点)
- ・広島文学資料(三重吉文庫を核とし、広島にゆかりの深い作家の初版本、雑誌、自筆原稿等約3万3千点)
- ・被爆文献資料(広島・長崎の被爆関係資料約1万6千点)
- ・山田節男文庫(元広島市長山田節男氏収集資料2,955点)

【検索方法】

広島市立図書館ホームページ「本・資料を探す」

【その他の活動】

- ・ 広島文学資料室関連事業（サテライト展示、年1回の企画展、企画展に関連する講演会）
- ・ 被爆体験継承事業（年1回の企画展、企画展に関連する講演会等）
- ・ 浅野文庫資料関連事業（年1回のサテライト展示）
- ・ 大学図書館・市立図書館連携事業（認知症に関する講座や展示、広島大学図書館関連講座）
- ・ 市立高校連携事業（出前ブックトークの実施、市商ピースデパートへの出展）
- ・ 広島市現代美術館・ひろしま美術館連携事業（サテライト展示）
- ・ ビジネス支援事業（高校生ビジネスプラン作成講座、創業アカデミー、ビジネス相談会）
- ・ ボランティア関連事業（ボランティア養成講座、交流会）
- ・ その他の事業（本・雑誌のリサイクルフェア、本の無料譲渡会、バリアフリー図書&読書支援機器展示会）
- ・ 館外事業（移動図書館車の巡回場所等でのおはなし会、公民館事業支援図書セット貸出）

【写真】



広島市立中央図書館外観



広島資料室

6 呉市中央図書館

【名称】 呉市中央図書館（くれしちゅうおうとしょかん）

【概要】 大正14年に開館、戦災を受けず昭和初期からの資料を有しています。市民の多様化する学習のニーズに応え、生涯にわたり市民が学び、楽しむ地域の情報の拠点として、誰もが身近に利用でき、図書館の自由を实践できる図書館を目指しています。

平成18年6月からは、「自動車図書館」の運行を島しょ部（音戸町、倉橋町、下蒲刈町、蒲刈町、豊浜町、豊町）にまで拡大することにより、今まで図書館の利用が難しかった地域への図書館サービスの充実を図っています。

さらに、令和3年1月に「電子図書館サービス」を開始し、障害がある人だけでなくすべての人の「読書のバリアフリー化」や、読書環境の向上に努めています。

【利用案内】

- ・ 開館時間：9時30分～20時
- ・ 休館日：木曜日、特別整理日、国民の祝日、年末年始
- ・ 入館料：無料
- ・ 所在地：〒737-0051 呉市中央3丁目10番3号

- ・電 話：0823 - 21 - 3014
- ・F A X：0823 - 24 - 9812 (FAX 専用)
- ・U R L：https://www.city.kure.lg.jp/site/library/
- ・メールアドレス：tyutosyo@city.kure.lg.jp
- ・交 通：JR呉駅から徒歩10分。
：広電バス 中央3丁目バス停から徒歩1分

【地 図】



【最近の主な展示】

- ・令和4年12月9日～令和5年2月15日「大和ミュージアム」コラボ展示
- ・「海軍を描いた作家 阿川弘之・吉田満・吉村昭」関係資料展示

【資料概要】

- ・各部門にわたる基本図書の整備を図り、一般教養・娯楽書、児童書及び郷土資料(約69,000冊)を充実させています。
- ・地区館6館も含めた蔵書数は、約79万冊

【特徴あるコレクション】

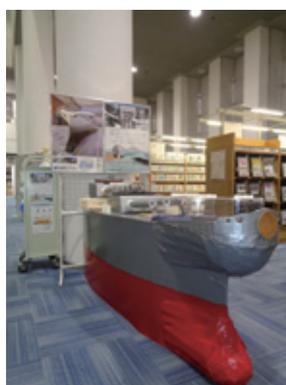
- ・呉市中央図書館では、本市とかかわりの深い海に関する資料を「海の文庫(約2万冊)」として積極的に収集しています。各地区図書館においても、それぞれ地域に合った特色ある蔵書収集を行っています。

【検索方法】

呉市中央図書館ホームページ検索
(<https://www.city.kure.lg.jp/site/library/>)

【その他の活動】

- ・図書館大好きフェスタ(年1回、令和4年は11月23日に開催。ビブリオバトルやブックコート



の体験会を実施。)

- ・ 読書感想文の募集 (年に1回、小・中学生を対象に、読んでほしい本を紹介するブックリスト「この本だ～いすき!」を作成。ブックリストに掲載されている本の読書感想文を募集し優秀作品を表彰します。)

【写 真】



7 呉市海事歴史科学館 (大和ミュージアム)

【名 称】 呉市海事歴史科学館 (大和ミュージアム)〔くれしかいじれきしかがくかん (やまとみゅーじあむ)〕

【概 要】 戦艦「大和」を建造した軍港、日本一の海軍工廠のまちとして栄え、戦後は、世界最大のタンカーを数多く建造する明治以降の「呉の歴史」と造船・製鋼を始めとした各種の「科学技術」を紹介する博物館。館内には、零式艦上戦闘機六二型などの貴重な実物資料の他、船を中心とした科学技術の原理を体験・体感を通してわかりやすく紹介している展示室があります。毎週土日にはワークショップやサイエンスショーを開催しています。

【利用案内】

- ・ 開館時間：9時から18時
- ・ 休館日：火曜日 (祝日の場合は翌日、4月29日～5月5日、7月21日～8月31日、12月29日～1月3日は無休)
- ・ 入館料：一般 (大学生以上) 500円、高校生300円、小・中学生200円
- ・ 所在地：〒737-0029 広島県呉市宝町5-20
- ・ 電 話：0823-25-3017
- ・ F A X：0823-23-7400
- ・ U R L：https://yamato-museum.com/
- ・ 交 通：JR呉駅から徒歩5分

【地 図】



【最近の主な展示】

- ・ 第31回企画展 日本海軍と航空母艦（令和5年7月7日（金）～令和6年6月2日（日））

【資料概要】

- ・ 実物：847点
- ・ 模型：641点
- ・ 写真・絵はがき：119,392点
- ・ 絵画・書：498点
- ・ 図面：11,360点
- ・ 書籍：38,695点
- ・ 設計機械工具類（呉海軍工廠等）：523点
- その他：76,170点（令和4年3月31日時点）

【特徴あるコレクション】

- ・ 巡洋戦艦「金剛」搭載のヤーロー式ボイラー
- ・ 1／10戦艦「大和」
- ・ 戦艦「大和」型150センチ探照灯反射鏡
- ・ 戦艦「大和」設計図
- ・ 零式艦上戦闘機六二型

【検索方法】

呉市海事歴史科学館ホームページ「収蔵資料データベース」

<http://jmapps.ne.jp/yamatomuseum/>

【その他の活動】

- ・ 企画展、ミニ企画展、連携展の開催
- ・ サイエンスショー、ワークショップ、工作教室の開催
- ・ 呉市海事歴史科学館講座の開催
- ・ 資料集と研究紀要の刊行
- ・ 呉市少年少女発明クラブ、日本宇宙少年団呉やまと分団の事務局

【写 真】



8 市立竹原書院図書館

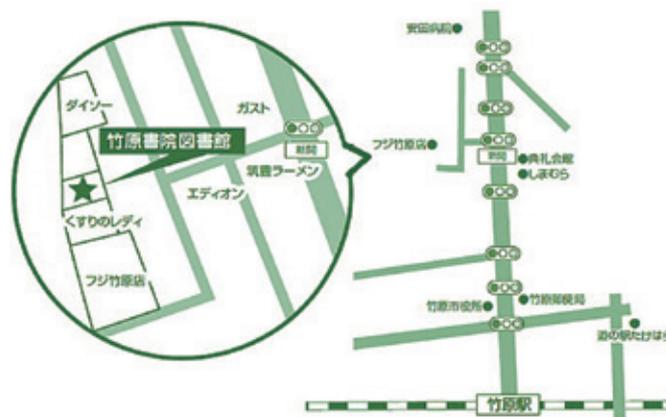
【名称】 市立竹原書院図書館（しりつたけはらしょいんとしょかん）

【概要】 当図書館設立のもととなった「竹原書院」は、寛政5年（1793）に郷土の先賢によって、子弟のための郷塾として設けられたものであり、その精神的伝統は、明治43年（1910）に設立された社団法人「竹原書院」に継承され、さらに現在の図書館名の中にも生き続けています。慶安3年（1650）以来、昭和35年に廃止されるまで約300年間続いた旧竹原塩田に関する資料を多数所蔵しています。頼山陽を中心とする資料を収集した「頼山陽文庫」は、これまでに刊行された図書の殆どを所蔵しています。

【利用案内】

- ・開館時間：10時～18時
- ・休館日：月曜日（祝日の場合は開館カレンダーを参照）、毎月末日（土日祝日の場合は直前の平日）、蔵書点検期間、年末年始（12月29日～1月4日）
- ・入館料：無料
- ・所在地：〒725-0012 広島県竹原市下野町3308番地
- ・電話：0846-22-0778
- ・FAX：0846-22-1072
- ・URL：<https://takeharashoin.jp/>
- ・メールアドレス：library@takeharashoin.jp
- ・交通：JR竹原駅から徒歩20分、もしくは芸陽バス西条駅行き、中通行きで「フジ竹原店」下車1分

【地図】



【最近の主な展示】

- ・テーマ「お金のあれこれ」関連本（令和5年2月1日～19日）
- ・YA特集：YA通信で紹介した本、冬にお勧めの本（令和5年2月1日～19日）
- ・児童書特集：冬を楽しもう！（節分・バレンタイン・ねこ）（令和5年2月1日～19日）
- ・山崎聡一郎先生の関連本（令和5年2月1日～19日）

【資料概要】

- ・一般書：約147,000冊
- ・児童書：約50,000冊

【特徴あるコレクション】

- ・江戸時代の古絵図（軸物）及び郷土に関係した拓本類（32点）

- ・ 頼山陽文庫 (855点)
- ・ 橋本曇齊資料 (67点)
- ・ 近世文書 (市史編さん史料として、合併町村から集めたもの及び竹原塩田関係資料 (約 20,000点))

【検索方法】

市立竹原書院図書館ホームページ「本を探す」

【その他の活動】

- ・ 移動図書館車の運行 (8コース毎月1回巡回)
- ・ 特集展示 (毎月)
- ・ 講演会 (作家による講演で年1～2回)
- ・ 団体貸出 (市内の学校、官公庁、事業所、各種グループ、その他の団体へ貸出)
- ・ 大型絵本・大型紙芝居貸出
- ・ レファレンスサービス
- ・ 複写サービス
- ・ 障害者サービス (筆談用ボード・補聴器の設置、館内使用車椅子の設置)
- ・ 児童サービス (ブックスタート事業、おはなし会、参加型イベント実施)
- ・ 電子図書館サービス (市内在住又は通勤・通学のある人対象)
- ・ 館内パソコン利用サービス (蔵書資料検索・予約、国立国会図書館資料デジタル化資料送信サービスの利用)
- ・ 利用者アンケート実施
- ・ 映画会実施
- ・ 図書館俳句ポスト設置
- ・ 定例行事 (読書会、絵本の会、文庫まつり等)

【写真】



外観



内観

9 尾道市立中央図書館

【名称】 尾道市立中央図書館 (おのみちしりつちゅうおうとしょかん)

【概要】 令和4年3月31日現在30万1千冊の所蔵があり、古い歴史をもつ港町・商都の図書館として、尾道関係の近世文書を約2,300点所蔵しています。文学の町として、郷土ゆかりの文学者などの資料収集に努めています。

1Fには市民ラウンジ、2Fには大小会議室・視聴覚ホール・学習室・茶室などを併せ持つ複合施設です。

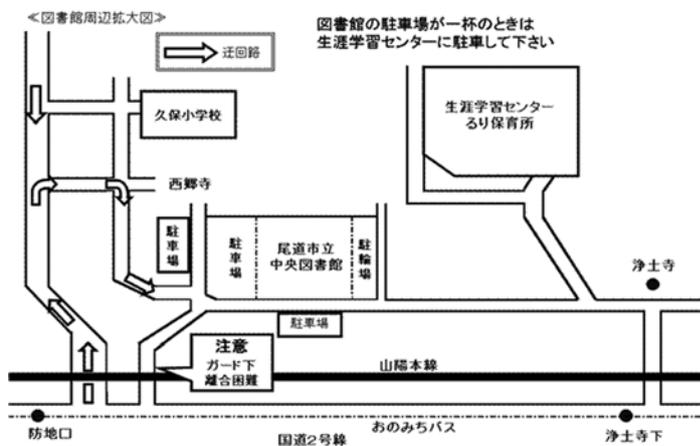
参考図書コーナー、対面朗読室、おはなしの部屋などを備えた、市立図書館の中心館として機能しています。

移動図書館(BM車)は、市内各学校・園などを巡回しています。

【利用案内】

- ・開館時間：10：00～21：00
- ・休館日：月曜日(月曜が祝日の場合は、翌平日)
- ・入館料：無料
- ・所在地：〒722-0043 広島県尾道市東久保町4番1号
- ・電話：0848-37-4946
- ・FAX：0848-37-0870
- ・URL：<https://www.onomichi-library.jp/>
- ・メールアドレス：非公開
- ・交通：◎徒歩 JR尾道駅から25分
◎バス 防地口下車 徒歩2分
◎タクシー JR尾道駅から7分、JR新尾道駅から12分

【地図】



【最近の主な展示】

- ・鉄道150周年
- ・本で旅する
- ・文化船「ひまわり」パネル展示

【資料概要】

- ・令和3年3月17日より電子図書導入

【特徴あるコレクション】

- ・林芙美子コーナー
- ・かわぐちかいじコレクション

【検索方法】

尾道市立図書館 webOPAC

【その他の活動】

- ・ としょかんこどもフェスティバル（5月）
- ・ よんでねブックおはなし会（毎月第1金曜日）
- ・ 火曜名画座（毎月第2・4火曜日）
- ・ おはなし会・えいが会（毎月第2・4土曜日）
- ・ 川柳教室（毎月第2土曜日）
- ・ 子ども茶道教室（原則、第2土曜日）
- ・ 古文書に親しむ会（毎月第3日曜日）
- ・ 雑誌リサイクル市（年1回）
- ・ ビブリオバトル（年1回）

【写 真】



図書館外観



ビブリオバトル

10 福山市情報管理課（歴史資料室）

【名 称】 福山市情報管理課（歴史資料室）（ふくやましじょうほうかんりか（れきししりょうしつ））

【概 要】 福山市歴史資料室は、合併市町村を含む福山市域の歴史的文書などを収集し、整理・保存・公開する施設として設けられました。市民の歴史的関心の高揚と地域社会の発展に貢献することを目的とし、収集した資料を利用できるように整理し、保存のための処理をするだけでなく、資料の調査研究を行い、その成果を企画展などを通じてお知らせしています。また、旧福山藩主阿部家から寄贈・寄託された資料（東京阿部家資料）も保存・公開しています。

【利用案内】

- ・ 開館時間：10時～18時
- ・ 休館日：月曜日、国民の祝日及び休日、年末年始（12月29日～1月3日）
- ・ 入館料：無料
- ・ 所在地：〒720-0812 福山市霞町1-10-1 まなびの館ローズコム4階
- ・ 電 話：084-932-7264
- ・ F A X：084-928-8596
- ・ U R L：https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/rekishi/
- ・ メールアドレス：rekishi-shiryō@city.fukuyama.hiroshima.jp
- ・ 交 通：JR福山駅から南へ徒歩約15分、又はJR福山駅前からバス約2分
「霞町バス停」下車徒歩3分、駐車場は隣接の市営霞駐車場（有料）。

【地 図】



【最近の主な展示】

- ・ 企画展「考古学のアーカイブPART II」(令和5年3月1日～4月30日)
- ・ 企画展「福山が生んだ農学者 台湾蓬莱米の父 磯永吉」(令和5年2月2日～2月26日)
- ・ 収蔵文書の紹介展「第8回役場の記録資料展 鞆町の記憶」(令和4年12月3日～令和5年1月29日)
- ・ 企画展「第18回東京阿部家資料展 福山藩の藩校～弘道館と誠之館～」(令和4年10月1日～11月30日)
- ・ 企画展「変貌する福山城～廃墟から再生へ～」(令和4年7月2日～9月28日)
- ・ 企画展「古文書の玉手箱—ふすま下張りの文書の世界—」(令和4年4月2日～5月29日)

【資料概要】

- ・ 行政文書：約2万7千点(市の行政文書のうち、歴史的な文書として収集したもの)
- ・ 行政資料：約1万4千点(市が刊行する各種行政刊行物)
- ・ 古文書：約6千点(市の行政文書以外の文書の総称で、歴史資料室に寄贈・寄託されたもの)

【特徴あるコレクション】

- ・ 東京阿部家資料(旧福山藩主阿部家の家政資料・美術工芸など)

【検索方法】

福山市歴史資料室ホームページ「所蔵資料」

【その他の活動】

- ・ 展示(収蔵文書の紹介展や企画展などを年5～6回)

【写 真】



展示室



閲覧室

11 公益財団法人ふくやま芸術文化財団福山城博物館(附属鏡櫓文書館)

【名 称】 公益財団法人ふくやま芸術文化財団福山城博物館(附属鏡櫓文書館)(ふくやまじょうはくぶつかん(ふぞくかがみやぐらもんじょかん))

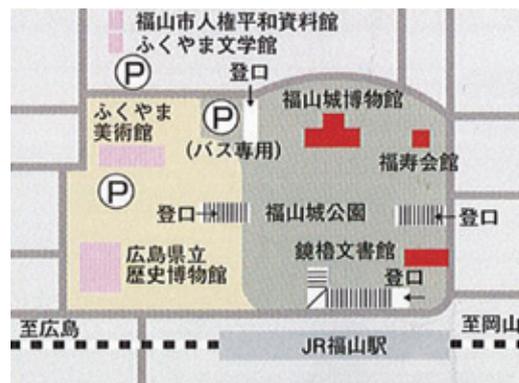
【概 要】 福山城博物館附属鏡櫓文書館は、福山市の歴史に関する文書及び記録等を収集し、保存

し、展示して、調査研究など一般の利用に供し、文書に関する理解を深め、市民の文化教養の発展に資するための施設です。建物は、1973年（昭和48年）に復元された2階建の「鏡櫓」を活用しています。

【利用案内】

- ・開館時間：午前9時～午後5時
- ・休館日：月曜日（祝休日の場合翌日）
- ・入館料：無料
- ・所在地：〒720-0061 広島県福山市丸之内1丁目8
- ・電話：084-922-2117（管理事務所）、080-6170-9018（鏡櫓文書館）
- ・FAX：084-922-2126
- ・URL：https://fukuyamajo.jp/
- ・メールアドレス：castle@city.fukuyama.hiroshima.jp
- ・交通：1. 徒歩 JR福山駅北口（福山城口）から約5分
2. 車 駐車場は北側のバス駐車場が利用可能（無料）
そのほか、ふくやま文学館・ふくやま美術館の駐車場も利用可能（有料）

【地図】



【最近の主な展示】

- ・2022年度秋季展示「一大画期！福山城の国宝指定」（令和4年8月28日～12月27日）
- ・2022年度新春展示「再生—福山城再建工事資料が語ること—」（令和5年1月4日～5月14日）
- ・2023年度企画展「混迷のはざま—柳田誠信氏寄贈文書から見た幕末の福山藩—」（令和5年5月16日～9月3日）
- ・「福山藩士・山岡家がたどった幕末・維新」（令和5年9月5日～12月26日）
- ・「江戸時代の旅—小野新四郎の旅日記を中心に—」（令和6年1月4日～3月31日（予定））

【資料概要】

- ・福山藩関係の古文書：藩主水野家の家臣・小場家の文書、藩主阿部家の家老・佐原家及び下宮家の文書、庄屋・三谷家の文書、御検地水帳など
- ・産業関係の資料：松永・石井家塩田史料、府中専売局資料など
- ・郷土史家収集資料：濱本鶴賓文庫、得能文庫、高田文庫、土肥文書など
- ・『福山市史』編纂時に活用された資料：福山市史編纂会関係資料

【特徴あるコレクション】

- ・小場家文書（市指定重要文化財。福山藩主水野家の家臣・小場家の文書約990点）
- ・佐原家文書（福山藩主阿部家の城代家老・佐原家の文書約1,100点）

- ・ 下宮家文書（福山藩阿部家の家老・下宮家の文書約3,300点）
- ・ 御検地水帳関係文書（福山藩における検地関係の文書約490点）
- ・ 三谷家文書（福山藩庄屋・三谷家の文書約10,000点）
- ・ 府中専売局資料（タバコ関係の資料約150点）
- ・ 濱本鶴賓文庫（郷土史家・濱本鶴賓が収集・作成した資料約2,100点）
- ・ 得能文庫（郷土史家・得能正通が収集・作成した資料約770点）

【検索方法】

電話にてお問合せください

【その他の活動】

特になし

【写真】



外観



館内

12 公益財団法人ふくやま芸術文化財団菅茶山記念館

【名称】 公益財団法人ふくやま芸術文化財団菅茶山記念館（かんちやざんきねんかん）

【概要】 菅茶山をはじめとする文人や神辺町ゆかりの画家たちの作品を収集・研究・展示することで、広く皆様に理解を深めていただき地域文化の発展に寄与するため1992年11月3日に開館しました。

【利用案内】

- ・ 開館時間：午前9時から午後5時
- ・ 休館日：月曜日（祝休日の場合翌日）
- ・ 入館料：無料
- ・ 所在地：〒720-2122 広島県福山市神辺町大字新湯野30番地2
- ・ 電話：084-963-1885
- ・ F A X：084-963-1885 ※電話に同じ
- ・ U R L：<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/site/kannabe-kanchazan>
- ・ メールアドレス：kanchazan-kinenkan@city.fukuyama.hiroshima.jp
- ・ 交通：山陽自動車道「福山東IC」から車で約15分
JR福塩線「神辺駅」からタクシーで約10分
（株）井笠バスカンパニー福山ー井原線「湯野口」から徒歩約7分
井原鉄道（株）井原線「湯野駅」から徒歩約10分

【地 図】



【最近の主な展示】

- ・ 企画展「生誕130年記念 金鳥桂華展」令和4年7月15日～8月21日
- ・ 第30回特別展「菅茶山と備陽の人々」令和4年9月1日～10月10日
- ・ 2022年度茶山ポエム絵画展 令和5年1月7日～1月29日
- ・ 企画展「雛祭り展」令和5年2月18日～3月26日
- ・ 企画展「葛原家の人々」令和5年6月21日～9月3日
- ・ 第31回特別展「菅茶山と四条派の絵師たち」令和5年9月6日～10月15日

【資料概要】

- ・ 葛原家文書
- ・ 行政文書（御野、神辺、道上、中条、湯田、竹尋）
- ・ 菅茶山に関する資料
- ・ 神辺町ゆかりの画家の作品

【その他の活動】

- ・ 展示（所蔵資料・寄託資料より、菅茶山および郷土の文化と歴史に関する展示）
- ・ 講演会
- ・ 古文書を読む会（未解読の古文書などを独自に解読し、その成果を残す学習会 12回シリーズ）
- ・ 古文書入門講座（菅茶山の関連資料などの古文書に親しんでもらうための入門講座 12回シリーズ）
- ・ 茶山ポエムハイク（菅茶山のゆかりの地などを巡り、茶山への理解を深めるハイキング）

【写 真】



菅茶山記念館外観

13 大竹市立図書館

【名 称】 大竹市立図書館（おおたけしりつとしょかん）

【概 要】 総合市民会館、総合体育館と隣接した生涯学習の拠点として、また市民の学習の場、ふれあいの場として多くの人が集まる施設です。

県内で数少ない手漉き和紙の産地でもあり、和紙に関する資料の収集に努めています。

【利用案内】

- ・ 開館時間：10時～18時（日曜日は9時～17時）
- ・ 休館日：月曜日、国民の祝日及び休日、月曜日が祝日に当たる時はその翌日、毎月月末日（その日が土・日と重なる時はその前日、11月3日は開館）年末年始（12月29日～1月3日）、特別整理期間
- ・ 入館料：無料
- ・ 所在地：〒739-0605 大竹市立戸1-6-1
- ・ 電 話：0827-52-5338
- ・ F A X：0827-52-8005
- ・ U R L：http://www.tosho.otake.hiroshima.jp/
- ・ メールアドレス：otake-tosho2@mx52.tiki.ne.jp
- ・ 交 通：JR大竹駅から広島方向に歩いて約10分。コミュニティバスで2分（総合市民会館下車）。
JR玖波駅からコミュニティバスで約23分



大竹市立図書館チャンネル
YouTube QR コード

【地 図】



【最近の主な展示】

- ・ 一般向け展示：雪化粧（令和6年2月）
- ・ 児童向け展示：もったいない もったいない（令和6年2月）
- ・ 時事展示：ピースウイング広島～新しいサッカースタジアム～（令和6年2月）
- ・ 作家展示：追悼2023（令和6年1月）

その他、若手作家展示・児童ミニ展示など、展示コーナー多数。

【資料概要】

- ・ 図書 約145,000冊
- ・ 雑誌・AV資料を含めると約153,000点。（令和5年3月31日現在）

【特徴あるコレクション】

- ・ 和紙関係の資料：和紙コーナーに約140点を所蔵。

- ・小松茂美コーナー：著名な古筆学者・美術史家である小松茂美氏の著作を194点所蔵。館外貸出し可能なものも多数あります。

【検索方法】

大竹市立図書館ホームページ「蔵書検索」

<http://tosho.otake.hiroshima.jp/zousyo.html>

【その他の活動】

- ・2021年より年1回、「おおたけ手すき和紙保存会」と協力し、和綴じノートや一筆箋セットを作成する教室を開催しています。

【写 真】



外観



和紙コーナー



小松茂美コーナー

14 廿日市市宮島歴史民俗資料館

【名 称】 廿日市市宮島歴史民俗資料館 (はつかいちしみやじまれきしみんぞくしりょうかん)

【概 要】 宮島の歴史と文化に係わる多彩な資料や、近代化のなかで失われようとしていた民俗文化財の保存と継承を目的とした施設であり、その管理・活用のために調査研究を行っています。また、これら資料や文化財について広く知っていただくため、収集資料の展示や企画展、公開講座、小中学校などへの出前講座といった普及活動も行っています。

【利用案内】

- ・開館時間：9時～17時（最終入館は16時30分）
- ・休館日：月曜日、（月曜日が国民の祝日及び休日の場合は翌火曜日）、年末（12月26日～12月31日）
- ・入館料：一般300円、高齢者150円、高校生170円
- ・所在地：〒739-0533 廿日市市宮島町57
- ・電 話：0829 - 44 - 2019
- ・F A X：0829 - 44 - 0631
- ・U R L：https://members.fch.ne.jp/miyajima-rekimin
- ・メールアドレス：m-rekimin@city.hatsukaichi.lg.jp
- ・交 通：宮島栈橋から徒歩15分

【地 図】



【最近の主な展示】

- ・ 宮島ひなめぐり協賛展示「ひな飾り」(令和4年3月19日～4月3日)
- ・ ミニ展示「端午の節句」(令和4年4月12日～5月8日)
- ・ ミニ展示「精霊棚」(令和4年8月9日～8月14日)
- ・ ミニ展示「購入資料 毛利家書状」(第一弾：令和4年6月9日～8月8日、第二弾：8月9日～10月6日)
- ・ 企画展示「宮島の西町」(令和4年10月8日～12月8日)

【資料概要】

- ・ 行政文書：約2,000冊(歴史資料として選別収集したものなど)
- ・ 古文書：約6,500点(寄贈・寄託されたもの)・絵画：約390点
- ・ 彫刻、工芸品：約490点　・書画、典籍：約10,700点
- ・ 考古：約840点　・民俗：約2,600点　・書籍：約2,500点
- ・ そのほか約6,000点

【特徴あるコレクション】

- ・ 平清盛坐像(六波羅蜜寺模刻)・二位法尼坐像・鎮火祭大松明・厳島図会・誓真坐像・誓真自作杓子・誓真自作木魚・厳島大風爐(市指定重要文化財)
- ・ 野坂文書・古写真・江上家主屋・土蔵(登録有形文化財)ほか伝統的建造物

【検索方法】

廿日市市ホームページ「宮島の歴史と民俗 no1～no14」pdf(収蔵資料の一部) 宮島歴史民俗資料館「刊行物」ページからジャンプ可能

【その他の活動】

- ・ 展示(常設展示、企画展年1回と、展示室の一部を利用した収蔵資料の紹介展(ミニ展示)など年2～3回)
- ・ 講演会(企画展示に関するテーマで年1回)
- ・ 小中学校、市民センターへの出前講座及び館内案内(年10～20回)
- ・ ガーデンコンサート(年3回)

【写真】



宮島歴史民俗資料館外観

15 安芸高田市歴史民俗博物館

【名称】 安芸高田市歴史民俗博物館 (あきたかたしれきしみんぞくはくぶつかん)

【概要】 当館は、安芸高田市に関する歴史・民俗資料の調査・収集・保存を行い、その活用を継続的にすすめ、その成果を展示等に活かしている。

さらに市の歴史や文化財に関する理解を深めるための講座やイベントを実施して市民の文化的教養の向上や県内外から人が集うまちづくりに資するよう努めている。

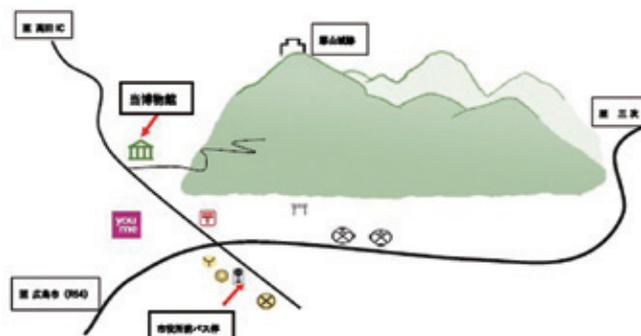
また、毛利氏の本拠、郡山城跡の麓に位置することから、全国から訪れる観光客へのガイダンス機能の向上に努めている。

【利用案内】

- ・開館時間：9時～17時
- ・休館日：火曜日（祝休日を除く）、祝休日の翌日（土日を除く）、12月29日～1月3日
- ・入館料：500円（小中学生無料）
- ・所在地：〒731-0501 安芸高田市吉田町吉田278番地1
- ・電話：0826-42-0070
- ・FAX：(同上)
- ・URL：<http://www.akitakata.jp/hakubutsukan/>
- ・メールアドレス：rekiminhaku@ajisai.ne.jp
- ・交通：【バス】広島バスセンターから吉田出張所行（1時間40分）
安芸高田市役所前下車徒歩5分

【自動車】中国道高田インターから15分

【地図】



【最近の主な展示】

- 令和3年度春季企画展（令和3年4月24日～6月27日）
没後50年記念「児玉希望と安芸高田」
- 令和3年度秋季企画展（令和3年10月23日～12月5日）
没後450年記念「毛利元就 一名将の横顔」
令和5年1月28日～ 常設展一部改装オープン

【資料概要】

- ・ 考古資料 300点
- ・ 民俗資料 9,500点
- ・ 歴史資料 3,000点

【特徴あるコレクション】

- ・ 毛利氏関係資料
- ・ 甲立古墳遺物（埴輪）
- ・ 数学史家三上義夫関係資料
- ・ 民俗資料

【検索方法】

外部からの検索不可

【その他の活動】

- ・ 公開講座（年間6回）及びシンポジウム
- ・ 史跡ガイドツアー
- ・ 企画展開催（年2回）
- ・ 市広報誌に市の歴史・文化財について連載

【写真】



安芸高田市歴史民俗博物館外観



毛利氏コーナー

16 筆の里工房

【名称】 筆の里工房（ふでのさとこうぼう）

【概要】 筆の里工房は、「熊野筆」という地域の特性を活かし、魅力あるまちづくりの中心的な役割を担う施設として、熊野町が1994年（平成6）に建設した博物館で一般財団法人筆の里振興事業団が運営しています。質量ともに世界に類をみない「筆の二大コレクション」を収蔵しており、展示をはじめ調査研究などを通じて筆文化の振興に活かしています。筆づくりの歴史に関する調査研究及び資料収集を図るとともに、筆の織り成す文化（書、絵画、工芸、化粧など）を紹介しています。

【利用案内】

- ・開館時間：9時30分～17時（入館は16時30分まで）
- ・休館日：月曜日（月曜日が国民の祝日及び休日の場合は翌火曜日）、年末年始
- ・入館料：一般：800（600）円 小中高生：250（200）円 未就学児：無料
特別展以外の期間は以下の通り。
一般：300（240）円 小中高生：150（120）円 未就学児：無料
- ・所在地：〒731-4293 広島県安芸郡熊野町中溝5-17-1
- ・電話：082-855-3010
- ・FAX：082-855-3011
- ・URL：<https://www.fude.or.jp/>
- ・メールアドレス：fude@fude.or.jp
- ・交通：広電バス「熊野営業所」バス停からタクシーで約7分

【地図】**【最近の主な展示】**

- ・企画展「陽明文庫展 ユネスコ世界記憶遺産 近衛家100年の栄華」（令和2年10月3日～11月15日）
- ・企画展「酒票の美」（令和3年9月17日～11月17日）
- ・企画展「野村重存の楽しいスケッチ画展」（令和4年4月29日～6月26日）
- ・企画展「探偵ふでりと熊野筆のはじまり展」（令和4年7月2日～7月31日）
- ・企画展「だるまさんといっしょ」（令和4年10月4日～11月20日）
- ・企画展「幸せを運ぶ玩具展」（令和5年2月25日～4月16日）
- ・企画展「宮廷文化を彩る絵画」（令和5年4月29日～6月11日）
- ・企画展「安野光雅展 京都洛中洛外を描く」（令和5年9月16日～11月12日）

【資料概要】

- ・筆コレクション（木村陽山コレクション・三清書屋コレクション）：約1,500本
- ・筆跡にまつわる作品（書画・陶器・漆器・着物・民芸品・文房四宝など）：約3,000点

【特徴あるコレクション】

- ・木村陽山コレクション（西園寺公望、竹内栖鳳使用筆ほか約1,000本）
- ・三清書屋コレクション（中国・明時代から現代にいたる文人遺愛の筆など約480本）
- ・大内基康コレクション（重要美術品「民部切」ほか書画など157点）
- ・佐藤芙蓉コレクション（「古写経手鑑」ほか書画、資料など325点）

【検索方法】

文化庁「文化遺産オンライン」(bunka.nii.ac.jp)

【その他の活動】

- ・ 展示(企画展4回、筆の里ありがとうのちょっと大きな絵てがみ大賞優秀作品展、アートスクウェア展など)
- ・ 講演会(企画展や常設展に関するテーマで展示ごとに開催)
- ・ 筆づくり体験(伝統工芸士の指導による体験)
- ・ 美文字体験(美文字職人によるアドバイスによる体験)
- ・ 筆をつかったワークショップ(絵てがみ、タペストリー、缶バッジ、大書など)
- ・ アートスクウェア(写経・水墨画・キッズアートなど25教室)の運営

【写真】



工房外観



世界一の大筆

17 広島県立文書館

【名称】 広島県立文書館(ひろしまけんりつもんじょかん)

【概要】 広島県立文書館は、広島県に関する行政文書(公文書)、古文書、その他の記録を収集保存し、それらを皆さんに利用していただく施設です。永久保存価値のある記録史料(=アーカイブズ)を未来に伝え、その管理・利用のために調査研究を行っています。また、これら記録史料について広く知っていただくために、収蔵文書の展示や古文書解説講座、行政文書・古文書保存管理講習会などの普及活動も行っています。

【利用案内】

- ・ 開館時間：9時～17時(土曜日は9時～12時)
- ・ 休館日：日曜日、国民の祝日及び休日、年末年始(12月28日～1月4日)
- ・ 入館料：無料
- ・ 所在地：〒730-0058 広島市中区千田町3-7-47 広島県情報プラザ2階
- ・ 電話：082-245-8444
- ・ F A X：082-245-4541
- ・ U R L：<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/monjokan/>
- ・ メールアドレス：monjokan@pref.hiroshima.lg.jp
- ・ 交通：JR広島駅からバス(ベイシティ経由広島港方面行き)で「広島県情報プラザ前」下車すぐ、又は路面電車(紙屋町経由広島港行き)で広電本社前下車約500m、広島県情報プラザ2F。駐車場は広島県情報プラザ駐車場と共用(有料)

【地 図】



【最近の主な展示】

- ・ 収蔵文書展「広島港の歴史と資料」(令和6年3月26日～6月8日)
- ・ 収蔵文書の紹介展「県立文書館の「医」と「薬」資料から」(令和6年1月23日～3月9日)
- ・ 収蔵文書の紹介展「30年前の広島県—アジア大会前史—」(令和5年10月11日～12月23日)
- ・ 収蔵文書の紹介展「写真展 開業120年 呉線のあゆみ—蒸機・気動車の時代—」(令和5年7月4日～9月16日)
- ・ 収蔵文書展「災害を語る歴史資料 Ⅱ」(令和5年3月28日～6月10日)
- ・ 収蔵文書の紹介展「新たに収集した文書から Ⅲ」(令和5年1月24日～3月4日)

【資料概要】

- ・ 行政文書：約65,000冊(県の行政文書のうち、歴史資料として選別収集したものなど)
- ・ 行政資料：約112,000冊(県・国・市町村が刊行する各種行政刊行物)
- ・ 古文書：約300,000点(県の行政文書以外の文書の総称で、文書館に寄贈・寄託されたもの)

【特徴あるコレクション】

- ・ 広島県深安郡山野村役場文書(県重要文化財8,071点)
- ・ 紙本墨書三吉鼓家文書(県重要文化財2巻など68点)
- ・ 安芸国賀茂郡吉川村・竹内家文書(賀茂郡の割庄屋文書約1万点)
- ・ 広島市・長船友則氏収集資料(中国地方の鉄道関係資料など6,388点)

【検索方法】

県立文書館ホームページ「広島県立文書館データベースシステム」
(広島県立文書館データベース簡易検索 (i-repository.net))

【その他の活動】

- ・ 展示(収蔵文書展年1回、展示室の一部を利用した収蔵文書の紹介展など年2～3回)
- ・ 講演会(収蔵文書展に関するテーマで年1回)
- ・ 古文書解読入門講座(初心者を対象に8回シリーズ)

- ・ 続古文書解読入門講座（入門講座の修了者を対象に6回シリーズ）
- ・ 行政文書・古文書保存管理講習会（行政文書及び古文書などの散逸防止、適正管理及びその利用に関して、市町等の職員を対象に年1回）
- ・ 資料集と研究紀要の刊行（交互に隔年刊行）
- ・ 広文協事務局

【写 真】



広島県情報プラザ外観



県立文書館閲覧室

広島県市町公文書等保存活用連絡協議会 年表

年（西暦）月日	事 項
平成 10 年（1998）10 月	広島県立文書館主催の行政文書・古文書保存管理講習会で、「公文書等保存ネットワーク」組織について初めて提案。
平成 12 年（2000）度	県立文書館職員が「公文書等保存ネットワーク」の趣旨説明のため翌年度にかけて全市町村を訪問。
平成 13 年（2001）6 月 29 日	広島県情報プラザ研修室で「広島県市町村公文書等保存活用連絡協議会準備会」を開催。
平成 13 年（2001）11 月 19 日	広島県情報プラザ研修室で設立総会を開催し、「広島県市町村公文書等保存活用連絡協議会」が発足。設立総会後に第 1 回役員会を開催。
平成 14 年（2002）3 月 5 日	山県郡千代田町で第 1 回研修会を開催。
平成 14 年（2002）6 月 14 日	『広文協通信』第 1 号を発行。
平成 14 年（2002）11 月 28 日	行政文書・古文書保存管理講習会を、初めて広島県立文書館との共催で開催。
平成 15 年（2003）6 月 16 日	総会の議題終了後に「市町村合併時の公文書保存について」をテーマに協議。
〃	県内市町村に宛てて、「市町村合併に際しての公文書等の保存について」要請文を送付。
平成 16 年（2004）4 月 1 日	広島大学に「広島大学文書館」設置。
平成 17 年（2005）10 月	全市町にアンケート「合併市町文書管理と古文書保存について」を実施。
平成 18 年（2006）11 月 14 日	広文協ホームページを広島県立文書館のホームページ内に開設。『広文協通信』のバックナンバー PDF などを掲載。
平成 19 年（2007）5 月 24 日	会則第 1 条が変更され、会の名称が、「広島県市町公文書等保存活用連絡協議会」に変更（「市町」の読みは「しまち」、略称「広文協」は変更なし）。
平成 21 年（2009）7 月	「公文書等の管理に関する法律」（公文書管理法）公布。
平成 23 年（2011）1 月 28 日	「市町公文書管理条例制定に向けてのアンケート調査」を実施。
平成 23 年（2011）11 月	広文協設立 10 周年。
平成 24 年（2012）11 月 8 日～9 日	全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（全史料協）全国大会が広島市で開催（行政文書・古文書保存管理講習会の代替とする）。
平成 25 年（2013）7 月 10 日	公文書館機能の自己点検・評価指標「ミニマムモデル」及び「公文書管理法」等に関するアンケート調査を実施（併せて「公文書管理法・災害対策に関するアンケート」も実施）。
平成 28 年（2016）8 月 8 日	文書管理システムに関するアンケートを実施。
平成 30 年（2018）7 月 10 日	「平成 30 年 7 月豪雨」災害を受けて、全登録機関に対し、公文書・地域史料等の被災について、情報提供を依頼。
令和 2 年（2020）5 月 29 日	この日に予定していた総会を、新型コロナウイルスの感染拡大防止という観点から中止。本年度は同じ理由で、北広島町で予定していた現地研修会も中止。
令和 2 年（2020）6 月 23 日	会員へ「被災文書の対応窓口」について依頼。その結果により「被災（水損）文書のレスキュー体制」（106 頁）を構築。
令和 2 年（2020）11 月 19 日	役員会において次年度より研修会を年 1 回とすることを内定。
令和 3 年（2021）度	新型コロナウイルスの感染拡大防止という観点から、すべての事業が中止。

広島県市町公文書等保存活用連絡協議会研修会等の歩み

年度	総会	現地研修会（館外）	保存管理講習会 （県立文書館と共催）	小研修会（館内）
平成 13	広文協設立総会	テーマ：「市町村史（誌） 編さんの実務」／六郷寛 （千代田町教育委員会） ／会場：芸北民俗芸能伝 承館	講演：「公文書等の保存管理と市 町村ネットワーク」／樋口雄一（神 奈川県立公文書館）、行：「県庁 LAN と新しい文書管理システム」 ／広島県総務企画部管理総室文書 法制室、古：「古文書所在調査と 市町村ネットワーク」・「古文書の 取扱い方と装備」／県立文書館	「古文書の保存と装備」 ／長澤洋（県立文書館）
平成 14	講演：「公文書の保存管 理―市町村合併、文書の 電子化のなかで―」／安 藤福平（県立文書館）	①テーマ：「坂町文書管 理の電子化について」／ 大島英司（坂町総務課） ／会場：坂町役場、②テ マ：「現代資料の整理に ついて―広島平和記念資 料館における河本一郎氏 資料ほかの整理をめぐ って―」／濱本康敬（広 島平和記念資料館）／会場： 広島平和記念資料館	講演：「市町村合併と公文書保存」 ／安田公寛（本渡市長）・平田豊 弘（同市教育委員会）、行：「本郷 町における文書管理―文書分類の あり方を中心に―」／本郷町総務 課、古：「町史編さん終了後の資 料整理について」／戸河内町史編 さん室、「町史編さんと文書館設 立についての現状と課題」／加計 町史編さん室	「歴史的記録資料の情報 取り扱いの基礎―標準化 と文書群概要をめぐっ て―」／長澤洋（県立文書 館）
平成 15	テーマ：「市町村合併時 の公文書保存について」 ／事務局から県内の状況 などを紹介し、協議、呉 市、福山市、三次市、吉 田町、オブザーバー参加 の鳥取県から現状や取組 みを紹介。	テーマ：「福山市におけ る歴史的公文書保存のと りくみ」／小川雅朗（福 山市市政情報課）／会場： 福山市役所	講演：「市町村合併と公文書保存 ―新潟県上越市の取組みを中心 に―」／山本幸俊（新潟県上越市史 編さん室）、行：「市町村合併と公 文書の引継・管理」／広島県市町 村合併推進室、「市町村役場文書 の評価選別基準」／県立文書館、 古：「史料情報の共有化をめぐ って」・「破損した古文書に学ぶ」（県 立文書館）	①「行政文書管理とアー カイブズ管理」／田尻清 孝（熊本県福岡事務所）、 ②「大阪府枚方市におけ る保存年限満了文書の収 集について」／鈴江智（大 阪府枚方市総務部法制 室）
平成 16	テーマ：「合併前後の公 文書保存―その現状と課 題―」／合併を経た安芸 高田市・府中市・三次市・ 呉市が、公文書保存に向 けての取組みや現状を報 告し、協議。	テーマ：「広島市公文書 館の現状と課題」／岡本 昭子（広島市公文書館） ／会場：広島市公文書館	講演：「電子化と市町村文書管理 の課題―市町村合併を視野に―」 ／西村健（(株)ドキュメント・ エンジニアリング研究所）、行： 「安芸高田市の合併と文書管理の 課題」／安芸高田市総務課、「合 併時における市町村文書選別の課 題」／県立文書館、古：「備北地 域における古文書保存の課題」 ／県立文書館、「安芸太田町の『文 書館』構想と課題」、安芸太田町 教育委員会	①「市町村合併時の公文 書廃棄を救う―岡山県邑 久町の実践から―」／村 上岳（岡山県瀬戸内市教 育委員会）、②「岡山県 における“アーカイブズ” 設立と行政文書保存の課 題」／定兼学（岡山県総 務部総務学事課文書館整 備推進班）
平成 17	テーマ：「合併前後の公 文書保存―現状と課題 ―」／他県市町における 公文書保存の取組みの具 体例を紹介し、参加市町 と意見交換。	テーマ：「地方自治体の 資料整理と文書管理の課 題―合併後の課題を中心 に―」／田宮憲明（廿日 市市教育委員会文化ス ポーツ課）・武田晃（廿 日市市総務課）／会場： 廿日市市役所	講演：「国立公文書館と地方自治 体公文書館をめぐる最近の動向」 ／梅原康嗣（国立公文書館）、共通： 「合併・電子化の中での公文書管 理の変容と地域歴史資料」／北広 島町教育委員会、「公文書・古文 書アンケート結果について」／県 立文書館	テーマ：「地方自治体の 電子化と文書管理改善の 課題―中国地方の事例か ら考える―」／森川薫 （安芸高田市総務課）・福 富博庸（榊富士通中国シ ステムズ自治体ソリュー ショングループ）・大塚 浩文（榊岡山情報処理セ ンター公共ソリューション グループ）

年度	総会	現地研修会（館外）	保存管理講習会 （県立文書館と共催）	小研修会（館内）
平成 18	講演：「文書管理と公文書館—大阪市の場合—」／榊原幸一（前大阪市公文書館）	テーマ：「大和ミュージアムにおける資料の保存と活用—IPM 導入とデジタル化、資料の公開—」／齋藤義朗（呉市海事歴史科学館）／会場：呉市海事歴史科学館	講演：「『業務／文書システム／分析表』の作成と合併に伴う公文書調査・整理」／本多康二（熊本県天草市立天草アーカイブズ）、行：「福山市における歴史的公文書の保存活用について」／坂本泰之（福山市情報管理課）、古：「文化財を町づくりに生かす—廿日市市宮島からの挑戦」／岡崎環（廿日市市観光プロモーション室）	テーマ：「災害の危機管理～公文書・古文書・図書の災害にともなう救出と復旧～」①「災害事例に学ぶ市町村の文書管理災害対策」／坂本勇（有 PHILIA）、②「地方自治体への事業継続計画の導入～災害の前に準備しておくべきこと～」／岡部紳一（㈱東京海上日動リスクコンサルティング）、③「広島歴史資料ネットワークの活動について」／西村晃（県立文書館）
平成 19	講演：「市町における合併後の情報公開制度」／和田行司（広島県総務部秘書広報局行政情報室）	テーマ：「合併時に保存した旧町村行政文書の選別について」／坂本泰之・藤井聖士（福山市企画総務局情報管理課）／会場：福山市役所・芦田倉庫	講演：「『アーカイブ』を後世にのこすために今何が必要か—記録資料被害の早期発見と対処法—」／金山正子（財団法人元興寺文化財研究所）、報告：「行政文書・文化財書庫環境の改善と燻蒸の現況」／竹中宏樹（広島県薬業株式会社）	テーマ：「簡易な資料修復」／久保隆史・久保義宗（広島歴史資料ネットワーク）
平成 20	講演：「大阪市の公文書管理について」／橋本浩典（大阪市総務局行政部行政管理担当）	テーマ：「安芸高田市における文書管理の現状について」／高下正晴（安芸高田市総務企画部総務課）／会場：安芸高田市役所	講演：「文書管理法の制定について」／後藤仁（神奈川大学法学部）、行：「総社市の史料文書収集の取り組み」／内田和弘（岡山県総社市総務課）、古：「『安芸津町史』編さんにおける史料の収集・整理と目録作成について」／尾川弘（東広島市教育委員会生涯学習部文化課町史編さん専門員）	テーマ：「写真資料の保存と活用について」／辻川敦・西村豪（兵庫県尼崎市立地域研究史料館）
平成 21	講演：「三豊市文書館開館への取り組みと課題について」／千秋浩幸・三宅高文（香川県三豊市総務部総務課）	テーマ：「公文書管理法の成立と市町の文書管理」／講演：「公文書管理法が成立した今、何をすべきか」／植草泰彦（内閣官房公文書管理検討室）／会場：まなびの館ローズコム（福山市生涯学習プラザ）	講演：「公文書管理法と自治体のこれからの公文書管理のあり方—現用・非現用を通じた公文書管理へ—」／村岡正司（村岡レコードマネジメント研究所）、行：「広島県における文書事務の電子化の現状とその課題」／若林清美（広島県総務局総務課）、「行政文書の分類・保存年限設定・処分について—レコードスケジュールの作成に向けて—」／荒木清二（県立文書館）、古：「非図書資料（マイクロフィルム・映画フィルム・ビデオテープ・光ディスクなど）の保存対策について」／北地昇（文書情報管理士）、「文書（紙資料）を劣化から守り保存するために」／下向井祐子・西村晃（県立文書館）	

年度	総会	現地研修会（館外）	保存管理講習会（県立文書館と共催）	小研修会（館内）
平成 22	講演：「雲南市における行政文書管理の現状と課題」／山崎修（島根県雲南市教育委員会社会教育課）	【第1回】テーマ：「市町における公文書館機能の整備について」／講演：「小規模自治体における公文書館機能の導入に向けてー芳賀町総合情報館の事例ー」／富田健司（芳賀町総合情報館）／会場：廿日市市役所 【第2回】テーマ：「写真資料の収集・保存・活用について」／報告：「広島市公文書館における写真資料の収集・保存・活用について」／池本公二（広島市公文書館）／会場：広島市公文書館	講演：「公文書管理条例の制定に向けて～住民から信頼される自治体になるために～」／早川和宏（大宮法科大学院大学・弁護士）、行：「広島県公文書管理制度見直しの論点と文書館の具体的基準についてーワーキンググループの主要論点・選別収集基準・利用除外基準ー」／神原真一（県立文書館）、古：「虫損資料のリーフキャストによる修復（実習を含む）」／久保隆史・久保義宗（久保清風堂）	（なし）
平成 23	報告：「市町における公文書管理の現状と課題ー広文協のアンケート結果からー」／荒木清二（県立文書館）、「災害から文書を守るにはー東日本大震災の教訓と情報提供ー」／西村晃（県立文書館）	テーマ：「公文書管理法と大学文書館」／小池聖一（広島大学文書館）／会場：広島大学中央図書館ライブラリーホール	講演：「近現代紙資料の保存と被災資料の復旧」／木部徹（株式会社資料保存器材）、「地方自治体への事業継続計画（BCP）の導入ー東日本大震災を教訓にしてー」／岡部紳一（東京海上日動リスクコンサルティング株式会社）	講演：「文書分類の極意ーISO15489 準拠ー公文書管理法対応ー」／安藤福平（県立文書館）
平成 24	講演：「熊本県における新たな行政文書管理制度」／村上徹（熊本県総務部文書私学局県政情報文書課）	テーマ：「安芸高田市の文書管理の現状と課題ー合併10周年を迎えてー」／藤井伸樹（安芸高田市総務課）／会場：安芸高田市役所・高宮支所	全史料協全国（広島）大会に代替／大会テーマ研究会「地域社会とともに歩むアーカイブズー今、なすべきことー」／報告①：「公文書管理条例の制定と安芸高田市の文書管理改善運動」／高下正晴（安芸高田市行政経営課）、報告②：「熊本県行政文書等の管理に関する条例について」／村上徹（熊本県県政情報文書課）	（なし）
平成 25	講演：「豊田市の情報公開と行政文書の管理」／岡田俊樹（愛知県豊田市総務部庶務課）	テーマ：「東広島市の文書管理の現状と課題」／水出儀典（東広島市総務課文書法務係）／会場：東広島市役所	講演：「公文書館機能の自己点検・評価指標「ミニマムモデル」からみる自治体アーカイブズの現状と課題」／富田健司（栃木県芳賀町総合情報館）、行：「広島県における公文書館機能の現状と課題」／荒木清二（県立文書館）、古：「坂町史の資料所在調査と収集資料の活用」／渡谷康代（坂町教育委員会事務局）、「県内所在資料（古文書等）の調査状況と課題」／西向宏介（県立文書館）	テーマ：「公文書館・図書館等における資料の管理ーIPM 導入のすすめー」／三浦定俊（公益財団法人文化財虫菌害研究所）
平成 26	講演：「高松市における文書管理体制再構築事業ー公文書館開館を目指してー」／三好久美子（香川県高松市総務局総務課文書第二係）		講演：「職員と市民に歓迎される異次元文書管理ー目的を定めて、自主導入をー」／廣田傳一郎（行政文書管理改善機構（ADMIC））、行：「広島県の文書事務」／神原真一（県立文書館）、古：「福山市史編さんと資料収集の継続性の課題」／片岡智（福山市市長公室秘書課市史編さん室）	【第1回】テーマ：「公文書管理（レコードマネジメント）の基礎知識」／安藤福平（県立文書館）、【第2回】テーマ：「歴史的公文書の評価選別について」／鈴木紀三雄（埼玉県行田市郷土博物館）

年度	総会	現地研修会（館外）	保存管理講習会 （県立文書館と共催）	小研修会（館内）
平成 27	講演：「三豊市文書館開館後の成果と課題」／宮田克成（香川県三豊市文書館）	【第1回】テーマ：「写真の管理とデジタル化の現場」／中川利國（広島市公文書館）／会場：広島市中区地域福祉センター、広島市公文書館 【第2回】テーマ：「呉市における文書管理改善の取り組み」／会場：呉市役所	講演：「地方公共団体における文書管理の現状と課題—公文書管理法への対応と災害対策—」／益田宏明（『行政文書管理』編集者）、行：「呉市における文書管理改善の取り組み—ファイリングシステム導入—」／小森強（呉市総務部総務課）、古：ワークショップ「災害から地域歴史資料を守る」／吉原大志・吉川圭太・加藤明恵（歴史資料ネットワーク）	（なし）
平成 28	講演：「香川県立文書館と公文書管理条例」／嶋田典人（香川県立文書館）	テーマ：「市町合併文書の整理・保存～天草アーカイブズの取り組み～」／橋本竜輝（熊本県天草市立天草アーカイブズ）／会場：まなびの館ローズコム（福山市生涯学習プラザ）	講演：「古文書と地域防災計画—史料保存を巡る関係の二面性—」／平井義人（大分県日出町歴史資料館・日出町帆足萬里記念館館長）、「文化遺産を自然災害から守り、伝える」／内田俊秀（京都造形芸術大学名誉教授）	テーマ：「広島県の文書管理システムについて」／大西明宏（広島県総務局総務課）
平成 29	講演：「国立公文書館新館が問いかけるもの」／松岡資明（学習院大学客員教授）	テーマ：「安芸高田市における学校統廃合に伴う資料保存の現状と課題」／前寿成・川尻真（安芸高田市教育委員会生涯学習課）／会場：安芸高田市民文化センター（クリスタルアーヂョ）	講演：「被災アーカイブズの救助・復旧技術の実際」／青木陸（国文学研究資料館） ワークショップ：「被災資料の乾燥・洗浄プログラム体験」／青木陸・高科真紀（国文学研究資料館）	テーマ：「学校資料の収集・保存・活用」／和崎光太郎（京都市学校歴史博物館）
平成 30	講演：「太宰府市における文書管理の取り組みと公文書館の役割」／藤田理子（福岡県太宰府市公文書館）	テーマ：「三次市における文書管理の現状と課題」／光森秀樹（三次市総務部総務課主任）ほか ／会場：三次市役所本館、三次市役所布野支所	講演：「市町村と連携した公文書等の適切な保存及び利活用の推進について」／島谷容子（鳥取県立公文書館）、「地域資料調査の課題から古文書の力を見直す」／長谷川伸（新潟市文化スポーツ部歴史文化課 歴史資料整備担当）	テーマ：「公文書管理業務について—文書係の仕事—」／安藤福平（元県立文書館）、参加者によるディスカッション
令和元	報告：「広島県における被災文書の救出と保全活動について」／西向宏介（広島県立文書館）、講演：「倉敷市における被災公文書救出と修復の取り組みについて」／山本太郎（岡山県倉敷市総務課歴史資料整備室）	テーマ：「江田島市における公文書管理の現状と課題～4町による新設合併から15年を経過して～」／花野泰司（江田島市総務課）／会場：江田島市役所本庁舎、大柿公文書館、灘尾記念文庫	講演：「歴史文化資料保全の取り組みを支えるために」／天野真志（国立歴史民俗博物館） ワークショップ：「災害発生時の初期対応を考える」／吉川圭太（神戸大学大学院人文学研究科）	テーマ：「ファイル基準表（公文書管理ツール）の作り方」／安藤福平（元県立文書館）、参加者によるディスカッション
令和2	中止	中止	講演：「役場庁舎・博物館・図書館書庫のIPM（総合的有害生物管理）について」／木川りか（九州国立博物館 博物館科学課長） 事例報告：「広島県立文書館におけるIPMの取り組み」／荒木清二・下向井祐子（広島県立文書館）	テーマ：「広島県の行政文書作成等に関するガイドラインについて」／住岡輝彦（広島県総務局総務課文書グループ）
令和3	中止	中止	中止	中止
令和4	講演：「アーカイブズをとりまく情勢～岡山の場合、3つの危機から考える」／定兼学（元岡山県記録資料館）	テーマ：「北広島町における文書管理の現状」／坪内聡子（北広島町総務課行政管理係）・金田道紀（千代田地域まちづくりセンター）／会場：北広島町まちづくりセンター きたひろホール、芸北民俗芸能保存伝承館	講演：「仕事に役立つ公文書—庁内利用をめぐる」／松岡弘之（岡山大学）、「常陸大宮市公文書館の開館と運営について」／高村恵美（常陸大宮市教育委員会）	

『広文協通信』総目録

号	表 題	筆 者
第1号 2002年6月14日	「広文協」の発足にあたって	道重 哲男（広文協会長）
	〔(平成13年度第1回)研修会報告〕 市町村史編さんの実務	六郷 寛（千代田町教育委員会）
	〔(平成13年度第2回)研修会報告〕 「古文書の保存と装備」（講師 広島県立文書館 長沢洋）報告	（事務局）
	広文協設立までの歩み	（事務局）
	広島県市町村公文書等保存活用連絡協議会設置要項	
	広島県市町村公文書等保存活用連絡協議会会則	
	広文協会員および登録機関名簿（平成14年6月現在）	
第2号 2002年11月28日	〔(寄稿)〕 加計町における「文書館」の設置について	佐々木 幸男（加計町教育委員会教育課長）
	〔(平成14年度第1回)研修会報告〕 文書の電子化（大畠 英司（坂町総務課））	（事務局）
	研修会参加記	新光 慶子（双三郡三和町総務課）
	〔(平成14年度総会)講演〕 公文書の保存管理—市町村合併、文書の電子化のなかで	安藤 福平（県立文書館総括研究員）
	平成14年度総会・役員会報告	（事務局）
	〔会員短報〕 広島平和記念資料館 河本一郎氏資料の受入と整理	濱本 康敬（広島平和記念資料館学芸担当）
第3号 2003年6月16日	市町村合併と公文書保存	安藤 福平（県立文書館）
	〔(寄稿)〕 東城町における文書管理システムの整備について	小林 信男（東城町総務課）
	〔合併市町村の公文書保存～最近の動向から～〕 呉市・福山市・廿日市市・大崎上島町・高田郡六町 合併協議会	（事務局）
	〔全国・他県の動向〕 全国・新潟県・長野県・埼玉県	（事務局）
	〔平成14年度（行政文書・古文書保存管理）講習会・ 研修会報告〕 1 安田公寛氏（熊本県本渡市長）講演「市町村合併 と文書保存」（要旨ほか）	（事務局）
	講演「市町村合併と文書保存」を聞いて	生田 そのえ（甲山町教育委員会）
	2 第2回研修会 濱本康敬氏（広島平和記念資料館 学芸担当）報告「現代資料の整理について—広島平 和記念資料館における河本一郎氏資料ほかの整理を めぐって—」（要旨）	（事務局）
	濱本報告を聞いて	石本 正紀（広島市郷土資料館）
	3 第3回研修会「歴史的記録資料の情報取り扱いの 基礎—標準化と文書群概要をめぐって—」（報告要旨）	長澤 洋（県立文書館副主任研究員）
	平成14年度第2回理事会議事報告	（事務局）
第4号 2003年11月28日	〔(研修会報告)〕 福山市における歴史的公文書保存の取り組み	小川 雅朗（福山市市民生活部市政情報課）
	〔動向・ニュース〕 公文書の保存を市町村長に要請しました 備北地区でも市町村に公文書保存を要請	（事務局）
	平成15年度総会・役員会報告	（事務局）
第5号 2004年5月31日	〈特集 合併時の公文書保存—自治体の現場から—〉 府中市の合併と公文書保存	柿原 延孝（府中市総務課長（元上下町総 務課長））
	旧吉田町歴史民俗資料館における廃棄公文書収集の 取り組み	川尻 真（安芸高田市吉田歴史民俗資料館）
	廿日市市における古文書の保存・活用の現状と課題	田宮 憲明（廿日市市教育委員会事務局教 育部文化スポーツ課主任主事）
	市町村合併と公文書保存～中国地方での取り組み	安藤 福平（県立文書館）
	平成15年度講習会・研修会報告	（事務局）
第2回研修会報告要旨	長澤 洋（事務局）	

号	表 題	筆 者
第6号 2004年11月26日	聞き書き―「大柿公文書館」設置の取組み	語り手：平口 武（江田島市長職務執行者）
	〔(平成16年度研修会報告)〕 広島市公文書館の現状と課題～新館移転を終えて～	岡本 昭子（広島市公文書館歴史資料係主査）
	自然災害から文書を守る	西村 晃（県立文書館）
	〔動向・ニュース〕 内閣官房長官私的懇談会の報告書 公文書館制度の充実を求める 新潟県で市町村の公文書保存ガイドラインを作成	（事務局）
	平成16年度 総会・役員会議事報告	（事務局）
第7号 2005年5月31日	〔(平成16年度第2回研修会報告)〕 市町村合併時の公文書保存作業について―岡山県旧邑久町の実践から―	村上 岳（岡山県瀬戸内市教育委員会）
	参加記① 参加記② 参加記③	丹羽 勤（海田町総務課庶務係長） 坂本 正文（福山市総務課文書法規担当） 田宮 憲明（廿日市市教育委員会文化スポーツ課）
	〔(平成16年度行政文書・古文書保存管理講習会古文書分科会報告)〕 備北地域における古文書保存と課題	高橋 孝二（県立文書館文書調査員）
	〔県内外の動向〕 広島大学文書館の開館 岡山県立記録資料館 与党が公文書保存管理強化に向けて法整備を検討	（事務局）
	平成16年度講習会・研修会報告	（事務局）
	平成16年度第2回役員会議事録	（事務局）
	広島県内の市町合併状況	（事務局）
	会員現況（平成17年5月24日現在）	
第8号 2005年11月28日	〔(平成17年度第1回研修会報告)〕 コンピューターシステム会社からの事例紹介	大塚 浩文（岡山情報処理センター）
	参加記① 参加記② 参加記③	坂本 泰之（福山市情報管理課） 武田 明子（広島市公文書館） 谷川 知里（東広島市総務課）
	平成17年度総会・役員会議事報告	（事務局）
第9号 2006年5月30日	〔(平成17年度行政文書・古文書保存管理講習会古文書分科会報告)〕 合併・電子化の中での公文書管理の変容と地域歴史資料	六郷 寛（北広島町教育委員会）
	〔(平成17年度)第2回研修会報告〕 廿日市市の資料整理の経緯とボランティア	田宮 憲明（廿日市市教育委員会文化スポーツ課）
	廿日市市の文書管理の現状と課題	武田 晃（廿日市市総務課）
	平成17年度講習会・研修会報告	（事務局）
	「合併市町文書管理と古文書保存について」―広文協アンケート集計結果―	（事務局）
	平成17年度第2回役員会議事報告	（事務局）
	会員現況（平成18年5月22日現在）	
第10号 2006年11月14日	〔(平成18年度総会講演)〕 文書管理と公文書館―大阪市の場合―	榊原 幸一（前大阪市公文書館）
	〔平成18年度第1回研修会報告〕 大和ミュージアムにおける資料の保存と活用―IPM導入とデジタル化、資料の公開―	齋藤 義朗（呉市海事歴史科学館（大和ミュージアム）学芸員）
	参加記① 参加記②	下山 千賀子（竹原市観光文化室） 阿部 晶子（三次市総務企画部総務室）
	〔(動向)〕 県市町行財政室 公文書保存を市町へ通知	（事務局）
	平成18年度総会・役員会議事報告	（事務局）
	市町の動向（世羅町）	（事務局）
	事務局から	

号	表 題	筆 者
第 11 号 2007 年 5 月 24 日	[(平成 18 年度行政文書・古文書保存管理講習会講演)] 「業務／文書システム／分析表」の作成と合併に伴う公文書調査・整理	本多 康二 (天草市立天草アーカイブズ)
	[平成 18 年度第 2 回研修会報告] 報告 1 「災害事例に学ぶ市町村の文書管理災害対策」	坂本 勇 ((有) PHILIA シニア・コンサルタント)
	報告 2 「地方自治体への事業継続計画の導入～災害の前に準備しておくべきこと」	岡部 紳一 ((株) 東京海上日動リスクコンサルティング)
	報告 3 広島歴史資料ネットワークの活動について	西村 晃 (県立文書館主任研究員)
	参加記	富田 亜紀子 (大竹市総務財政課)
	平成 18 年度第 2 回役員会議事録	(事務局)
	[県外の動向] 福岡県共同公文書館基本構想 NIRA「公文書管理法(仮称)に関する研究」 事務局から	(事務局)
第 12 号 2007 年 11 月 28 日	広島市公文書館開館 30 周年を迎えて	高野 和彦 (広島市公文書館長)
	[平成 19 年度広文協総会記録] 講演「市町における合併後の情報公開制度」	和田 行司 (広島県総務部秘書広報局行政情報室長)
	参加者アンケートから	(事務局)
	[平成 19 年度第 1 回研修会報告] 簡易な資料補修(実習を含む)	(事務局)
	参加記① 参加記②	中山 学 (東広島市教育委員会文化課) 石田 浩子 (広島市立中央図書館)
	[県内外の動向] 福田康夫首相の国会答弁	(事務局)
	平成 19 年度総会・役員会議事報告 事務局から	(事務局)
第 13 号 2008 年 5 月 30 日	[(平成 19 年度行政文書・古文書保存管理講習会講演)] アーカイブを後世にのこすために今何が必要かー記録資料被害の早期発見と対処法ー	金山 正子 (元興寺文化財研究所記録資料調査修復室長)
	[(平成 19 年度行政文書・古文書保存管理講習会報告)] 行政文書・文化財書庫環境の改善と燻蒸の現況	竹中 宏樹 (広島県農業株式会社文化財虫菌害作業主任者)
	[平成 19 年度第 2 回研修会報告] 坂本泰之氏(福山市企画総務局情報管理課次長)報告「福山市における歴史資料の整理保存について」・藤井聖士氏(福山市文書整理担当嘱託員)の現地報告	(事務局)
	参加記	山田 典央 (府中市総務課)
	[動向・ニュース] 国の文書管理法制定に向けた動き	(事務局)
	平成 19 年度第 2 回役員会議事報告 事務局から	(事務局)
	第 14 号 2008 年 11 月 28 日	[(平成 20 年度総会講演)] 大阪市の公文書管理について
[平成 20 年度第 1 回研修会報告] 安芸高田市における文書管理の現状について		高下 正晴 (安芸高田市総務企画部総務課)
参加記①		竹岡 健次 (福山市情報管理課(歴史資料室))
参加記②		坪井 聖治 (東広島市総務課)
[動向・ニュース] 上川陽子公文書管理担当大臣が、広島県立文書館・広島市公文書館を視察 国の文書管理法制定に向けた動き		(事務局)
平成 20 年度総会・役員会議事報告 事務局から		(事務局)

号	表 題	筆 者
第 15 号 2009 年 6 月 2 日	[(平成 20 年度) 行政文書・古文書保存管理講習会講演] 文書管理法の制定について	後藤 仁 (神奈川大学法学部教授)
	[行政文書分科会報告] 総社市の史料文書収集の取り組み	内田 和弘 (総社市役所総務課)
	[古文書分科会報告] 『安芸津町史』編さんにおける史料の収集・整理と目録作成について	尾川 弘 (東広島市安芸津町史編さん室)
	平成 20 年度第 2 回役員会議事報告	(事務局)
	事務局から	
第 16 号 2010 年 2 月 26 日	[(平成 20 年度第 2 回研修会)] 尼崎市立地域研究史料館における写真資料の保存と活用について (前半)	辻川 敦 (尼崎市立地域研究史料館館長)
	尼崎市立地域研究史料館における写真資料の保存と活用について (後半) —尼崎市広報課移管写真の整理について—	西村 豪 (尼崎市立地域研究史料館)
	[平成 21 年度総会報告 (講演)] 三豊市文書館開館への取り組みと課題について	千秋 浩幸 (香川県三豊市総務部総務課)
	(平成 21 年度) 総会議事報告	(事務局)
	(平成 21 年度) 第 1 回役員会議事報告	(事務局)
	[動向・ニュース] 中国・四国地区文書館等職員連絡会議の開催 公文書管理に関する懸賞論文を募集 全史料協全国大会 (福島大会) の開催 平成 21 年度 公文書管理に関する県内新聞記事 (1 月まで)	(事務局)
事務局から		
第 17 号 2010 年 6 月 4 日	[(平成 21 年度) 行政文書・古文書保存管理講習会講演] 公文書管理法と自治体のこれからの公文書管理のあり方～現用・非現用を通じた公文書管理へ～	村岡 正司 (村岡レコードマネジメント研究所代表)
	[行政文書分科会報告] 広島県における文書事務の電子化の現状とその課題	若林 清美 (広島県総務局総務管理部総務課)
	[古文書分科会報告 1] 非図書資料 (マイクロフィルム・映画フィルム・ビデオテープ・光ディスクなど) の保存対策について	北地 昇 (文書情報管理士)
	[古文書分科会報告 2] 文書 (紙資料) を劣化から守り保存するために	下向井 祐子・西村 晃 (県立文書館)
	平成 21 年度第 2 回役員会議事報告	(事務局)
	事務局から	
第 18 号 2010 年 12 月 9 日	[平成 21 年度第 1 回研修会講演] 公文書管理法が成立した今、何をすべきか	植草 泰彦 (内閣官房公文書管理検討室)
	[平成 22 年度総会講演] 雲南市における行政文書管理の現状と課題	山崎 修 (雲南市教育委員会社会教育課文化財・文化振興グループ)
	[平成 22 年度第 1 回研修会講演] 小規模自治体における公文書館機能の導入に向けて —芳賀町総合情報館の事例—	富田 健司 (栃木県芳賀郡芳賀町総合情報館)
	参加記①	矢野 圭一 (江田島市総務部総務課主任)
	参加記②	石田 裕 (熊野町総務課主任主事)
	平成 22 年度総会・役員会議事報告	(事務局)
事務局から		

号	表 題	筆 者
第 19 号 2011 年 3 月 31 日	〔平成 22 年度〕行政文書・古文書保存管理講習会講演 公文書管理条例の制定に向けて～住民から信頼される自治体になるために	早川 和宏（大宮法科大学院大学准教授、法律事務所フロンティア・ロー客員弁護士）
	参加者アンケートから	（事務局）
	〔古文書分科会報告〕 虫損資料のリーフキャストによる修復（実習を含む） 指導：久保 隆史／久保 義宗（久保清風堂）	（事務局）
	参加記	古川 恵子（安芸高田市歴史民俗博物館）
	〔平成 22 年度第 2 回研修会報告〕 広島市公文書館における写真資料の収集・保存・活用について	池本 公二（広島市公文書館）
	参加記①	林 光輝（世羅町教育委員会生涯学習課文化・スポーツ係主任）
	参加記②「広島市公文書館の写真コレクション」	安藤 福平（県立文書館）
	平成 22 年度第 2 回役員会議事報告	
	〔お知らせ〕 東北地方太平洋沖地震による被災歴史資料保全活動への支援募金について 事務局から	（事務局）
第 20 号 2011 年 11 月 25 日	〔平成 23 年度第 1 回研修会講演〕 公文書管理法と大学文書館	小池 聖一（広島大学文書館館長）
	参加記	善本 愛（東広島市総務部総務課主事）
	〔平成 23 年度総会報告〕 報告 1 市町における公文書管理の現状と課題—広文協のアンケート調査結果から—	荒木 清二（県立文書館）
	〔平成 23 年度総会報告〕 報告 2 災害から文書を守るには—東日本大震災の教訓と情報提供—	西村 晃（県立文書館）
	総会議事報告	（事務局）
	〔動向・ニュース〕 「災害等の発生に伴う史・資料保護に関する相互協力協定」について 事務局から	（事務局）
第 21 号 2012 年 3 月 31 日	〔平成 23 年度〕行政文書・古文書保存管理講習会〕 （講演 1）近現代紙資料の保存と被災資料の復旧	木部 徹（（株）資料保存器材）
	講演 2 地方自治体への事業継続計画（BCP）の導入—東日本大震災を教訓にして—	岡部 紳一（東京海上日動リスクコンサルティング主幹）
	〔平成 23 年度第 2 回研修会報告〕 文書分類の極意—ISO15489 準拠・公文書管理法対応—	安藤 福平（県立文書館）
	参加記	蔵本 尚子（大竹市総務企画部総務課主任主事）
	平成 23 年度役員会議事報告	（事務局）
	事務局から	
第 22 号 2013 年 2 月 6 日	〔平成 24 年度総会講演〕 「条例に基づく新たな行政文書管理制度」について	村上 徹（熊本県総務部文書私学局県政情報文書課審議員）
	参加者アンケートから	（事務局）
	平成 24 年度総会議事報告	（事務局）
	（平成 24 年度）第 1 回役員会議事報告	（事務局）
	事務局から	

号	表 題	筆 者
第 23 号 2013 年 3 月 31 日	〈全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（全史料協）全国（広島）大会〉	
	[大会テーマ研究会報告] 公文書管理条例の制定と安芸高田市の文書管理改善活動	高下 正晴（安芸高田市行政経営課）
	[第 38 回全国歴史資料保存利用機関連絡協議会全国（広島）大会概要]	
	研修会 C アーカイブズの実践入門	定兼 学（岡山県立記録資料館）
	研修会 E 大学アーカイブズの社会連携活動	小宮山 道夫（広島大学文書館）
	[平成 24 年度研修会報告] 安芸高田市の文書管理の現状と課題～合併 10 周年を迎えて～	藤井 伸樹（安芸高田市総務部総務課）
	参加記	井上 伸一郎（尾道市総務課）
	平成 24 年度第 2 回役員会議事報告	（事務局）
	[動向・ニュース] 県立文書館寄託「広島県深安郡山野村役場文書」の 県重要文化財指定 福岡共同公文書館の開館 長野県小布施町文書館の開館 事務局から	（事務局）
第 24 号 2013 年 11 月 26 日	[平成 25 年度総会講演] 豊田市の情報公開と行政文書の管理	岡田 俊樹（愛知県豊田市総務部庶務課担当長）
	参加記	伊藤 亮（広島市公文書館）
	参加者アンケートから	（事務局）
	[平成 24 年度（第 1 回）研修会報告] 東広島市の文書管理の現状と課題	水出 儀典（東広島市総務課文書法務係）
	参加記① 参加記②	安藤 福平（元県立文書館） 久次 恭子（北広島町総務課行政管理係）
	平成 25 年度総会議事報告	（事務局）
	（平成 25 年度）第 1 回役員会議事報告	（事務局）
	事務局から	
第 25 号 2014 年 3 月 31 日	[(平成 25 年度) 行政文書・古文書保存管理講習会講演] 公文書館機能の自己点検・評価指標「ミニマムモデル」 からみる自治体アーカイブズの現状と課題	富田 健司（栃木県芳賀郡芳賀町総合情報館）
	[古文書分科会報告] 坂町史の資料所在調査と収集資料の活用	渡谷 康代（坂町教育委員会事務局）
	[古文書分科会報告] 県内所在資料（古文書等）の調査状況と課題	西向 宏介（県立文書館）
	平成 25 年度第 2 回役員会議事報告	（事務局）
	事務局から	
第 26 号 2014 年 11 月 28 日	[平成 26 年度総会講演] 高松市における文書管理体制再構築事業—公文書館 開館を目指して—	三好 久美子（高松市総務局総務課文書第二係）
	[平成 25 年度（第 2 回）研修会報告] 公文書館・図書館等における資料の管理—IPM 導入 のすすめ—	三浦 定俊（公益財団法人文化財虫菌害研究所理事長）
	参加記① 参加記②	平田 文子（広島県立図書館） 本田 美和子（広島市郷土資料館）
	[平成 26 年度第 1 回研修会報告] 公文書管理（レコード・マネジメント）の基礎知識	安藤 福平（県立文書館元副館長）
	平成 26 年度総会議事報告	（事務局）
	（平成 26 年度）第 1 回役員会議事報告	（事務局）
	[動向・ニュース] 「文書館・公文書館開設をめぐる最近の動き」	（事務局）
	事務局から	

号	表 題	筆 者
第 27 号 2015 年 3 月 31 日	〔平成 26 年度〕行政文書・古文書保存管理講習会講演 職員と市民に歓迎される異次元文書管理～目的を定め、自主導入を～	廣田 傳一郎（行政文書管理改善機構／A D M i C 理事長）
	〔古文書分科会報告〕 福山市史編さんと資料収集の継続性の課題	片岡 智（福山市市長公室秘書課市史編さん室）
	〔平成 26 年度第 2 回研修会〕 歴史的公文書の評価選別について	鈴木 紀三雄（行田市郷土博物館）
	参加記	助信 めぐみ（広島市公文書館）
	平成 26 年度第 2 回役員会議事報告	（事務局）
	事務局から	
第 28 号 2015 年 11 月 20 日	〔平成 27 年度総会講演〕 三豊市 開館後の成果と課題	宮田 克成（三豊市文書館）
	平成 27 年度総会議事報告	（事務局）
	（平成 27 年度）第 1 回役員会議事報告	（事務局）
	〔動向・ニュース〕 「文書館・公文書館開設をめぐる最近の動き」 「全国の文書館・公文書館施設の設立状況」	（事務局）
	事務局から	
第 29 号 2016 年 3 月 31 日	〔平成 27 年度〕行政文書・古文書保存管理講習会講演 地方公共団体における文書管理の現状と課題	益田 宏明（『行政文書管理』編集者）
	参加記	平下 義記（広島大学文書館）
	〔行政文書分科会報告〕 呉市における文書管理改善の取り組み～ファイリングシステム導入～	小森 強（呉市総務部総務課長）
	平成 27 年度第 2 回研修会 （呉市役所新庁舎の現地研修会概要）	（事務局）
	参加記	渡邊 愛彩（熊野町教育委員会）
	〔平成 27 年度第 1 回研修会〕 写真の管理とデジタル化の現場	中川 利國（広島市公文書館長）
	参加記	市川 裕士（呉市海事歴史科学館）
	平成 27 年度第 2 回役員会議事報告	（事務局）
事務局から		
第 30 号 2016 年 11 月 20 日	〔平成 28 年度総会講演〕 香川県立文書館と公文書管理条例	嶋田 典人（香川県立文書館）
	平成 28 年度総会議事報告	（事務局）
	（平成 28 年度）第 1 回役員会議事報告	（事務局）
	〔動向・ニュース〕 「大仙市アーカイブズ」開設への動き	（事務局）
	文書管理システムに関するアンケート	（事務局）
	事務局から	
第 31 号 2017 年 3 月 31 日	〔平成 28 年度行政文書・古文書保存管理講習会（講演）〕 古文書と地域防災計画—史料保存を巡る関係の二面性—	平井 義人（日出町歴史資料館・日出町帆足萬里記念館館長）
	〔平成 28 年度行政文書・古文書保存管理講習会（講演）〕 文化遺産を自然災害から守り、伝える	内田 俊秀（京都造形芸術大学名誉教授）
	〔平成 28 年度第 1 回研修会〕 広島県の文書管理システムについて	大西 明宏（広島県総務局総務課）
	参加記	新本 和恵（尾道市総務部総務課）
	〔平成 28 年度第 2 回研修会（講演）〕 市町合併文書の整理・保存～天草アーカイブズの取り組み～	橋本 竜輝（天草市立天草アーカイブズ）
	現地見学（福山市歴史資料室）	（事務局）
	会員、登録部課・機関一覧	
	〔動向・ニュース〕 大仙市アーカイブズシンポジウムの開催	（事務局）
	平成 28 年度第 2 回役員会議事報告	（事務局）
	事務局から	

号	表 題	筆 者
第 32 号 2017 年 11 月 21 日	[平成 29 年度総会講演] 国立公文書館新館が問いかけるもの	松岡 資明 (学習院大学客員教授)
	参加者の感想	(事務局)
	[平成 29 年度第 1 回研修会] 学校資料の収集・保存・活用	和崎 光太郎 (京都市学校歴史博物館学芸員)
	参加者の感想	(事務局)
	平成 29 年度総会議事報告	(事務局)
	(平成 29 年度) 第 1 回役員会議事報告	(事務局)
	[動向・ニュース] 「鳥取県における歴史資料として重要な公文書等の保存等に関する条例」施行 「高知県が公文書管理条例制定の方針を決定」 「台風 18 号による浸水被害のため休館していた大分県津久見市民図書館再開館」 「行政文書の管理に関するガイドライン改正案のポイント」を公表 事務局から	(事務局)
第 33 号 2018 年 3 月 31 日	[平成 29 年度行政文書・古文書保存管理講習会(講演)] 被災アーカイブズの救助・復旧技術の実際	青木 睦 (国文学研究資料館准教授)
	[(同上) ワークショップ] 被災資料の乾燥・洗浄プログラム体験	青木 睦 (国文学研究資料館准教授) 高科 真紀 (同プロジェクト研究員)
	参加記	村上 淳子 (広島大学文書館) 多門 朋香 (広島平和記念資料館)
	[平成 29 年度第 2 回研修会] 安芸高田市における学校統廃合に伴う資料保存の現状と課題	前 寿成 (安芸高田市教育委員会生涯学習課課長)・川尻 真 (同課長補佐)
	(平成 29 年度) 第 2 回役員会議事報告	(事務局)
	[動向・ニュース] 「平成 30 年 4 月、公文書適正管理推進チームを立ち上げ公文書管理適正化をはかる鳥取県」 「東御市文書館が開館」 事務局から	(事務局)
	第 34 号 2018 年 11 月 29 日	[平成 30 年度総会講演会] 太宰府市における文書管理の取り組みと公文書館の役割
参加者の感想等		(事務局)
[平成 30 年度第 1 回研修会] 三次市における公文書管理の現状と課題		光森 秀樹 (三次市総務部総務課主任)・杉原 達也 (三次市財務部財産管理課課長)・貞宗 泰成 (三次市財務部財産管理課係長)
(三次市役所布野支所見学と参加者の感想等)		(事務局)
平成 30 年度総会議事報告		(事務局)
(平成 30 年度) 第 1 回役員会議事報告		(事務局)
[動向・ニュース] 「平成 30 年 10 月 19 日第 1 回松江市文書館(仮称)検討委員会開催」 事務局から		(事務局)
第 35 号 2019 年 3 月 31 日	[平成 30 年度行政文書・古文書保存管理講習会(講演)] 市町村と連携した公文書等の適切な保存及び利活用の推進について	島谷 容子 (鳥取県立公文書館係長)
	[平成 30 年度行政文書・古文書保存管理講習会(講演)] 地域資料調査の課題から「古文書の力を見直す」—新史料協編『古文書保存・整理の手引き【改訂版】』の紹介と解説—	長谷川 伸 (新潟市文化スポーツ部歴史文化課歴史資料整備担当主幹(学芸員))
	平成 30 年度広文協「行政文書・古文書保存管理講習会」講演用アンケートとその結果	(事務局)
	[平成 30 年度第 2 回研修会] 公文書管理業務について一文書係の仕事—	安藤 福平 (県立文書館元副館長)
	ディスカッションの要旨	(事務局)
	(平成 30 年度) 第 2 回役員会議事報告	(事務局)
	事務局から	

号	表 題	筆 者
第 36 号 2019 年 11 月 21 日	[令和元年度総会講演] 倉敷市における被災公文書救出と修復の取り組みについて	山本 太郎 (倉敷市総務局総務部)
	[令和元年度総会報告] 広島県における被災文書の救出と保全活動について	西向 宏介 (県立文書館主任研究員)
	[令和元年度第 1 回研修会] ファイル基準表 (公文書管理ツール) の作り方	安藤 福平 (県立文書館元副館長)
	ディスカッションの要旨	(事務局)
	令和元年度総会議事報告	(事務局)
	(令和元年度) 第 1 回役員会議事報告	(事務局)
	事務局から	
第 37 号 2020 年 3 月 31 日	[令和元年度行政文書・古文書保存管理講習会 (講演)] 歴史文化資料保全の取り組みを支えるために	天野 真志 (国立歴史民俗博物館特任准教授)
	[令和元年度行政文書・古文書保存管理講習会] ワークショップ 災害発生時の初期対応を考える	吉川 圭太 (神戸大学大学院人文学研究科特命講師)
	講習会参加記	久下 実 (広島県立歴史博物館)
	[令和元年度第 2 回研修会報告] 江田島市における公文書管理の現状と課題～ 4 町による新設合併から 15 年を経過して～	花野 泰司 (江田島市総務部総務課主任)
	安藤福平氏 (県立文書館元副館長) のコメント	(事務局)
	見学①大柿公文書館 見学②灘尾記念文庫	(事務局)
	(令和元年度) 第 2 回役員会議事報告	(事務局)
事務局から		
第 38・39 号 2021 年 3 月 31 日	[令和 2 年度行政文書・古文書保存管理講習会 (講演)] 役場庁舎・博物館・図書館書庫の IPM について	木川 りか (九州国立博物館)
	[(令和 2 年度行政文書・古文書保存管理講習会) 事例報告] 広島県立文書館における IPM の取り組み	荒木 清二・下向井 祐子 (県立文書館)
	(令和 2 年度行政文書・古文書保存管理講習会) 講習会参加記	横山 雄一 (広島平和記念資料館学芸課)
	[令和 2 年度研修会報告] 広島県の行政文書作成等に関するガイドラインについて	住岡 輝彦 (広島県総務局総務課文書グループ主査)
	令和 2 年度総会 (書面議決) 報告	(事務局)
	(令和 2 年度) 役員会議事報告	(事務局)
	被災 (水損) 文書のレスキュー体制について	(事務局)
	事務局から	
第 40・41 号 2022 年 3 月 31 日	[(寄稿)] 雑誌『たちばな』の収集と保管について	高野 遥 (尾道市立図書館司書)
	[(寄稿)] 広島市公文書館における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について	渡辺 琴代 (広島市公文書館主幹)
	令和 3 年度総会 (書面議決) 報告	(事務局)
	(令和 3 年度) 第 1 回役員会議事報告	(事務局)
	(令和 3 年度) 第 2 回役員会議事報告	(事務局)
	事務局から	

* 表題欄の () は補足。筆者欄の () は、(事務局) 以外は筆者の所属と役職で、本誌にある通りに表記した。

広島県市町公文書等保存活用連絡協議会設置要項

1 名称

「広島県市町公文書等保存活用連絡協議会」(略称：広文協)

2 目的

公文書館法の趣旨に基づき、県や市町が保管している公文書等及び地域に伝存する古文書・記録類(公文書等)を歴史資料として保存活用することに関して、会員相互の連絡と協調を図り、もって行政の円滑な推進及び地域文化の振興に寄与することを目的とする。

3 会員及び登録部課・機関

1市町1会員とし、関係部課・機関を登録する(文書主管課と文化財担当課は原則として登録する。図書館・資料館・市町史編纂室などの関係機関も登録できる)。登録した関係部課・機関は研修会等の案内、ニュースレター等の送付を受けることができる。

4 組織

役員：会長・副会長・理事・監事部会(例；歴史的文書保存のための文書保存管理、市町史編纂、所在調査等、会員のニーズに基づき設置する)

5 事業

- (1) 研修会の開催、調査・研究
- (2) 諸資料の収集・配布、情報の交換
- (3) 機関誌等の刊行
- (4) その他必要な事業

6 会費

町：3,000円、市：5,000円

7 会則

別紙のとおり

広文協の会員と登録部課・機関数の変遷

年度	会 員 数	登録部課・機関数
平成 13	68 (12市,52町,3村,1県)	133 (64、50、19)
平成 14	63 (12市,48町,2村,1県)	131 (60、50、21)
平成 15	55 (13市,40町,1村,1県)	116 (51、46、19)
平成 16	27 (14市、12町、1県)	61 (24、23、14)
平成 17	23 (14市、8町、1県)	67 (21、21、25)
平成 18	23 (14市、8町、1県)	67 (21、21、25)
平成 19	23 (14市、8町、1県)	67 (21、21、25)
平成 20	23 (14市、8町、1県)	67 (21、21、25)
平成 21	23 (14市、8町、1県)	66 (21、21、24)
平成 22	23 (14市、8町、1県)	65 (21、21、23)
平成 23	24 (14市、9町、1県)	67 (22、22、23)

年度	会 員 数	登録部課・機関数
平成 24	24 (14市、9町、1県)	67 (22、22、23)
平成 25	24 (14市、9町、1県)	67 (22、22、23)
平成 26	24 (14市、9町、1県)	66 (21、22、23)
平成 27	24 (14市、9町、1県)	66 (21、22、23)
平成 28	24 (14市、9町、1県)	66 (21、22、23)
平成 29	24 (14市、9町、1県)	65 (21、22、22)
平成 30	24 (14市、9町、1県)	65 (22、22、21)
令和元	24 (14市、9町、1県)	65 (22、22、21)
令和2	24 (14市、9町、1県)	65 (22、22、21)
令和3	24 (14市、9町、1県)	65 (22、22、21)
令和4	24 (14市、9町、1県)	65 (22、22、21)

*平成13年度は設立当初の数字、それ以外は3月末時点の数字。登録部課・機関数の()内は、総務課、文化財担当、その他(図書館・博物館・資料館・文書館・自治体史編さん室など)の数字

広島県市町公文書等保存活用連絡協議会会則

(2007. 5. 24 総会で変更承認)

(名称及び事務局)

第1条 この会は、広島県市町公文書等保存活用連絡協議会（以下「広文協」という。）と称し、事務局を広島県立文書館内に置く。

(目的)

第2条 広文協は、公文書館法（昭和62年法律第115号）の趣旨に基づき、県及び県内の市町が保管している公文書等及び地域に伝存する古文書・記録類（以下これらを「公文書等」と総称する。）を歴史資料として保存活用することに関して、会員相互の連絡と協調を図り、もって行政の円滑な推進及び地域文化の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 広文協は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 公文書等の保存活用に関する各種研修会の開催及び調査研究
- (2) 諸資料の収集配布及び情報の交換
- (3) 機関誌等の発行
- (4) その他必要な事業

(会員)

第4条 広文協は県及び県内の市町で広文協への加入の意思表示をした市町をもって会員とする。

(会費)

第5条 会員は別に定めるところにより会費を納入するものとする。

(役員)

第6条 広文協に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2人

(役員を選出)

第7条 理事・監事は総会において会員の互選により選出する。会長・副会長は理事の互選により選出する。

(役員職務)

第8条 会長は広文協を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その会務を代行する。

3 理事は会務を執行し、監事は会計を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、総会から次の総会（臨時総会は除く。）までとする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第10条 会議は総会及び理事会とする。

2 総会は、年1回とし、会長がこれを召集する。ただし、必要に応じ、臨時に開催することができる。

3 総会は、事業計画、予算及び決算、会則の変更、会費の改定、その他重要事項について議決する。

4 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、会長が随時これを召集する。

5 理事会は、総会に付議すべき事項、広文協の運営等について議決する。

(部会)

第11条 公文書等の保存活用に関する特定の事項について研究・協議するため、理事会の承認を得て部会を置くことができる。

(会計)

第12条 広文協の経費は、会費その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 広文協の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第14条 その他必要な事項については、会長が理事会に諮り、別に定める。

附則

この会則は、平成13年11月19日から施行する。

附則

この会則は、平成19年5月24日から施行する。

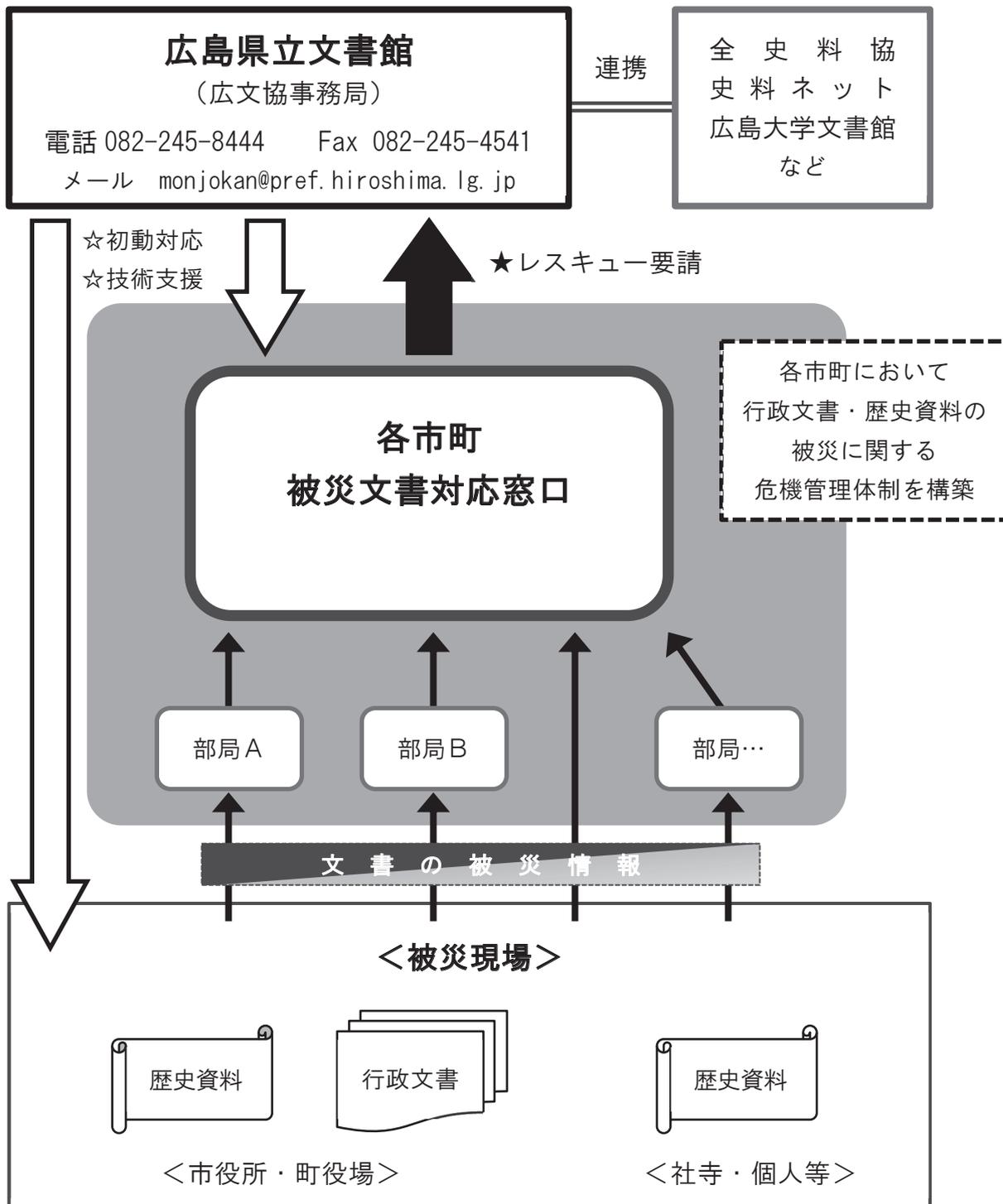
広文協の役員部課・機関の変遷

年度	会長	副会長	理 事					監 事		
平成 13	広島県立 文書館	広島市公 文書館	呉市史 編さん室	福山市 市政情報課	三次市 総務課	千代田町 教育委員会	本郷町 総務課	府中町 総務課	江田島町 総務課	
平成 14	広島県立 文書館	広島市公 文書館	呉市史 編さん室	福山市 市政情報課	三次市 情報課	千代田町 教育委員会	本郷町 総務課	府中町 総務課	江田島町 総務課	
平成 15	広島県立 文書館	広島市公 文書館	呉市史 編さん室	福山市 市政情報課	三次市 総務室	千代田町 中央公民館	本郷町 総務課	府中町 総務課	江田島町 総務課	
平成 16	広島県立 文書館	広島市公 文書館	呉市史 編さん室	福山市 市政情報課	三次市 総務室	千代田町 中央公民館	本郷町 総務課	海田町 総務課	江田島町 総務課	
平成 17	広島県立 文書館	広島市公 文書館	呉市 市史文書課	福山市 情報管理課	三次市 総務室	北広島町 教育委員会	三原市 総務課	海田町 総務課	江田島市 総務課	
平成 18	広島県立 文書館	広島市公 文書館	呉市 市史文書課	福山市 情報管理課	三次市 総務室	北広島町 教育委員会	三原市 総務課	海田町 総務課	江田島市 総務課	
平成 19	広島県立 文書館	広島市公 文書館	呉市 市史文書課	福山市 情報管理課	三次市 総務室	北広島町 教育委員会	三原市 総務課	海田町 総務課	江田島市 総務課	
平成 20	広島県立 文書館	広島市公 文書館	呉市 海事歴史科学館	福山市 情報管理課	三次市 総務室	北広島町 教育委員会	三原市 総務課	廿日市市 教育委員会	江田島市 総務課	
平成 21	広島県立 文書館	広島市公 文書館	呉市産業部	福山市 情報管理課	三次市 総務課	北広島町 教育委員会	三原市 総務課	廿日市市 教育委員会	江田島市 総務課	
平成 22	広島県立 文書館	広島市公 文書館	呉市産業部	福山市 情報管理課	三次市 総務課	北広島町 教育委員会	三原市 総務課	廿日市市 教育委員会	江田島市 総務課	
平成 23	広島県立 文書館	広島市公 文書館	呉市産業部	福山市 情報管理課	三次市 総務課	北広島町 教育委員会	三原市 総務課	廿日市市 教育委員会	江田島市 総務課	
平成 24	広島県立 文書館	広島市公 文書館	呉市産業部	福山市 情報管理課	三次市 総務課	北広島町 教育委員会	三原市 総務課	安芸高田市 総務課	江田島市 総務課	
平成 25	広島県立 文書館	広島市公 文書館	呉市産業部	福山市 情報管理課	三次市 総務課	北広島町 教育委員会	三原市 総務課	安芸高田市 総務課	江田島市 総務課	
平成 26	広島県立 文書館	広島市公 文書館	呉市総務課	福山市 情報管理課	三次市 総務課	北広島町 教育委員会	三原市 総務課	安芸高田市 総務課	江田島市 総務課	
平成 27	広島県立 文書館	広島市公 文書館	呉市総務課	福山市 情報管理課	三次市 総務課	北広島町 教育委員会	尾道市 文化振興課	安芸高田市 総務課	江田島市 総務課	
平成 28	広島県立 文書館	広島市公 文書館	呉市総務課	福山市 情報管理課	三次市 総務課	北広島町 教育委員会	尾道市 文化振興課	安芸高田市 総務課	江田島市 総務課	
平成 29	広島県立 文書館	広島市公 文書館	呉市総務課	福山市 情報管理課	三次市 総務課	北広島町 教育委員会	尾道市 文化振興課	安芸高田市 総務課	江田島市 総務課	
平成 30	広島県立 文書館	広島市公 文書館	呉市総務課	福山市 情報管理課	三次市 総務課	北広島町 教育委員会	尾道市 文化振興課	安芸高田市 総務課	江田島市 総務課	
令和元	広島県立 文書館	広島市公 文書館	呉市総務課	福山市 情報管理課	三次市 総務課	北広島町 教育委員会	尾道市 文化振興課	安芸高田市 総務課	江田島市 総務課	
令和2	広島県立 文書館	広島市公 文書館	呉市総務課	福山市 情報管理課	三次市 総務課	北広島町 教育委員会	尾道市 文化振興課	安芸高田市 総務課	江田島市 総務課	
令和3	広島県立 文書館	広島市公 文書館	呉市総務課	福山市 情報管理課	三次市 総務課	北広島町 教育委員会	尾道市 文化振興課	安芸高田市 総務課	江田島市 総務課	
令和4	広島県立 文書館	広島市公 文書館	呉市総務課	福山市 情報管理課	三次市 総務課	北広島町 教育委員会	尾道市 文化振興課	安芸高田市 総務課	江田島市 総務課	

* 役員が所属する部課・機関名。事務局は設立から広島県立文書館。なお、理事・監事は建制順ではなく順不同。

被災（水損）文書のレスキュー体制

令和2年8月



※ 被災文書の迅速な救出・保全に資するための連絡体制であり、文書等の被災状況を網羅的に把握・集計するためのものではない。

ひろしまけんしまちこうぶんしょうほぞんかつようれんらくきょうぎかい
広島県市町公文書等保存活用連絡協議会

設立20周年記念誌
広島県市町の文書保存の20年

発行	令和6年(2024)3月15日
編集・発行	広島県市町公文書等保存活用連絡協議会事務局 広島県立文書館 〒730-0052 広島市中区千田町三丁目7-47 TEL(082)245-8444
制作	株式会社タカトープ rint メディア

20th
Anniversary

2023

広島県市町公文書等保存活用連絡協議会
設立20周年記念誌
広島県市町の文書保存の20年

